

## 第4編 災害復旧復興計画



## 第4編 災害復旧復興計画

### 第1章 災害復旧

#### 第1節 迅速な現状復旧の進め方

災害発生後、被災状況を的確に把握し、再度災害の発生防止や将来の災害に備えるため、必要な施設の改良復旧の事業計画を樹立し、迅速にその実施を図る。

市の「迅速な現状復旧の進め方」は、以下の方策及び担当部署をもって実施する。

方策	担当部署
1 災害復旧事業計画の作成	関係各課
2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成	関係各課
3 災害復旧事業の実施	関係各課

##### 1 災害復旧事業計画の作成

市は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・検討し、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

災害復旧事業計画の樹立に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害の防止に努めるよう関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

災害復旧事業計画の種類は以下に示すとおりである。

- ▶ 公共土木施設災害復旧事業計画
- ▶ 農林水産業施設災害復旧事業計画
- ▶ 都市災害復旧事業計画
- ▶ 上下水道災害復旧事業計画
- ▶ 住宅災害復旧事業計画
- ▶ 社会福祉施設災害復旧事業計画
- ▶ 病院等災害復旧事業計画
- ▶ 学校教育施設災害復旧事業計画
- ▶ 社会教育施設災害復旧事業計画
- ▶ 復旧上必要な金融その他の資金計画
- ▶ その他の計画

## 2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

市は、被災施設の災害復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は援助するものについては、財政援助及び助成計画を作成して、復旧事業費の査定実施が速やかに行えるよう努める。

### (1) 法律に基づく財政援助措置

国は、法律又は予算の範囲内において災害復旧事業の全部又は一部を負担又は補助する。財政援助根拠法令は、次のとおりである。

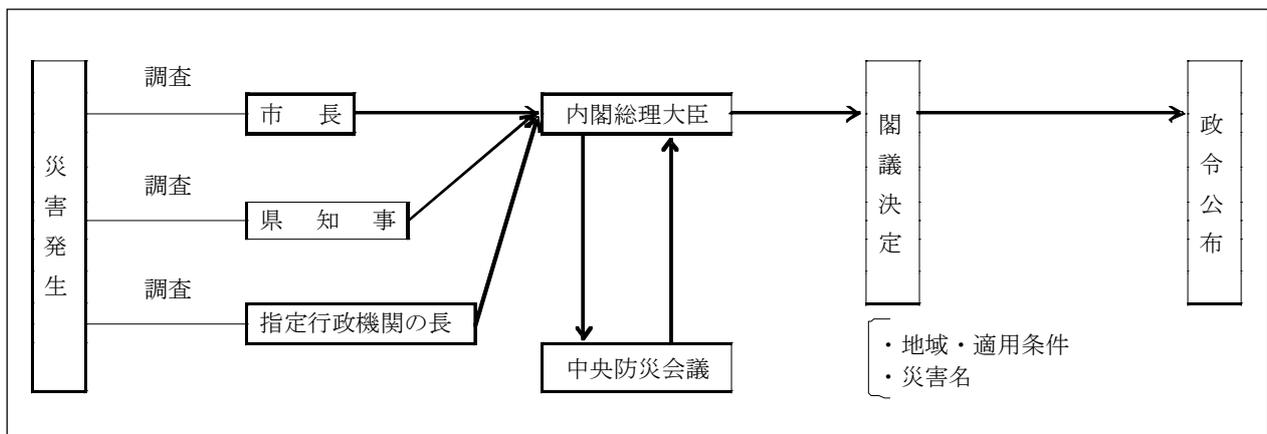
- 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- 公立学校施設災害復旧国庫負担法
- 公営住宅法
- 土地区画整理法
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 予防接種法
- 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
- 農林水産施設災害復旧国庫負担の暫定措置に関する法律
- 県が管理している公立公園施設に関する災害復旧助成措置
- 水道法

### (2) 激甚災害に係る財政援助措置

災対法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合、県及び市は、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。

激甚災害の指定手続きについては、下図のとおりである。

#### ■ 激甚災害の指定手続き



#### ア 財政援助措置の対象

財政援助措置の対象は次のとおりである。

■公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- 公共土木施設災害復旧事業
- 公共土木施設復旧事業関連事業
- 公立学校施設災害復旧事業
- 公営住宅災害復旧事業
- 生活保護施設災害復旧事業
- 児童福祉施設災害復旧事業
- 老人福祉施設災害復旧事業
- 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- 障害者支援施設等災害復旧事業
- 女性保護施設災害復旧事業
- 感染症指定医療機関災害復旧事業
- 感染症予防事業
- 堆積土砂排除事業
- たん水排除事業

■農林水産業に関する特別の助成

- 農林水産の災害復旧事業に係る補助の特別措置
- 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例
- 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置の特例
- 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- 土地改良区等の行うたん水排除事業に対する補助

■中小企業に関する特別の助成

- 中小企業信用保険法による災害関係保証の特別措置
- 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例
- 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- 中小企業に対する資金の融通に関する特例

■その他の財政援助及び助成

- 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- 日本私学振興財団の業務の特例
- 市が施行する感染症予防事業に関する特例
- 母子福祉資金に関する国の貸付の特例
- 水防資材費の補助の特例
- 罹災公営住宅建設資金の特例
- 産業労働者住宅建設資金の特例
- 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- 雇用保険法第10条に規定する雇用保険の被保険者に対する失業給付金の支給

イ 激甚災害に関する調査

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について、協力するものとする。

### 3 災害復旧事業の実施

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、市は、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について必要な措置を早期に行う。

復旧事業の事業費が決定され次第速やかに事業が実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率をあげるよう努める。

また、復旧事業の実施に当たっては、緊急といえども関係住民に対して理解を得るよう努める。

なお、災害復旧工事における労働災害を防止するため、災害復旧工事現場に対し監督指導等を行う。

## 第2節 被災者の生活再建等の支援

大規模災害時には、多くの人々が被災し、住民や家財の喪失、経済的困窮あるいは生命の危機に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会混乱が速やかな災害復旧・復興を妨げる要因となる。

そのため、市は、被災者の生活再建等の措置を行い民生安定を講ずる。

市の「被災者の生活再建等の支援」は、以下の方策及び担当部署をもって実施する。

方策	担当部署
1 被災市民等相談	市民生活班、福祉班、関係各班
2 罹災証明書の発行	市民班
3 被災者の精神保健対策（メンタルケア）	医療班、保健医療班
4 市税の減免等	課税班
5 災害弔慰金、見舞金の支給	統括班、福祉班
6 災害援護資金等の貸付	統括班
7 義援（見舞）金品の受付、配布	統括班、秘書広報班、会計班、福祉班
8 被災者生活再建支援制度の活用	統括班
9 埼玉県・市町村被災者安心支援制度の活用	統括班

### 1 被災市民等相談

#### （1）相談所の開設

市は、被災者及び被災事業者の災害からの復旧を総合的に支援するため、必要に応じて「市民サポートセンター（仮称）」を設置する。

市民サポートセンターは、被災者の利便性に配慮し、原則として特に被害が激甚な地区の公共施設に設置することとし、設置が難しいときは巡回相談の形式をとる。

#### （2）考慮すべき相談内容

相談内容としては、以下のものがあげられる。

- 生命保険、損害保険（支払い条件等）
- 家電製品の取扱い等（感電、発火等の二次災害対策等）
- 法律相談（借地借家契約、損害補償等）
- 心の悩み相談（恐怖、虚脱感、不眠、ストレス、人間関係等）
- 住宅（仮設住宅、空家情報、公営住宅、復旧工事等）
- 雇用、労働（失業、解雇、休業、賃金未払い、労災補償等）
- 消費（物価、必需品の入手等）
- 教育（学校）
- 福祉（障がい者、高齢者、児童等）
- 医療・衛生（医療、薬、風呂等）
- 廃棄物（ごみ、瓦礫、産業廃棄物、家屋の解体・撤去等）
- 税、公共料金（郵便、電話、電気等）の特例措置
- 金融（生活資金の融資等）
- ライフラインの復旧状況（電気、ガス、水道、下水道、電話、交通関係）

### (3) 相談体制

#### ア 相談体制の確立

市は、被災者からの相談に的確に対応できる体制を確立するとともに、県の設置する相談窓口及び出張相談所と積極的に連携する。

#### イ 相談スタッフの充実

各種相談内容に的確に対応するために、国及び県の担当部局と連携し、必要に応じて専門家（弁護士、金融機関等の民間の専門家も含む。）の派遣を要請する。

また、必要に応じて、弁護士、ライフライン関係者、業界団体、ボランティアにも参加してもらう体制を整えるものとする。

## 2 罹災証明書の発行

罹災証明書は、各種被災者支援策（給付、融資、減免・猶予、現物支給など）の適用の判断材料として幅広く活用されている。そのため、市は、市域に係る災害が発生した場合、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならない。

#### 《参考》

##### ◆「災対法第90条の2（罹災証明書の交付）」

- 1 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面（次項において「罹災証明書」という。）を交付しなければならない。
- 2 市町村長は、災害の発生に備え、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、前項の規定による調査について専門的な知識及び経験を有する職員の育成、当該市町村と他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

### (1) 罹災証明の内容

#### ア 住家等の被害

全壊（焼）、半壊（焼）、流失、一部損壊、床上浸水、床下浸水、その他物的被害の別

#### イ 人的被害

死亡、行方不明、重傷、軽傷の別

### (2) 罹災証明の申請

所定の様式（罹災証明願い）により、申請する。

### (3) 証明手数料

罹災証明については、証明手数料を徴収しない。

### (4) 罹災証明書の発行

罹災証明書は、市長が証明し、発行する。ただし、火災については秩父消防本部消防長が証明し、発行する。

### 3 被災者の精神保健対策（メンタルケア）

被災により人々は、さまざまな精神症状に陥ることがある。

そのため、市は、その状態から被災者が精神的に癒され、生活再建の意欲を持つことができるよう、県や各関係機関の協力を得て、速やかに的確な対策を講ずるものとする。

#### （1）被災後の精神症状

被災に伴う精神症状としては、次のことが考えられる。

- ▶ 呆然自失、無感情、無表情な状態反応
- ▶ 耐えがたい災害体験の不安による、睡眠障害、驚愕反応
- ▶ 現実否認による精神麻痺状態
- ▶ 家族等を失ったための、ショック、否認、怒り、抑うつ等の急性悲哀状態
- ▶ 被災後しばらくしても、不安、抑うつ、無関心、不眠の状態が続く、心的外傷後ストレス症候群（PTSD）
- ▶ 心的外傷後ストレス症候群の中でも、自分が生き残った罪悪感により生じる、生き残り症候群や急性悲哀状態が持続した死別症候群

#### 《参考》

##### ◆「心的外傷後ストレス症候群（PTSD）」

死や負傷の危機に直面して恐怖や無力感を感じたときに体験するのが心的外傷後ストレスであり、次のような症状が一定の強さで1か月以上続き、日常生活に支障をきたす場合がPTSDとされる。

- ① 外傷となった出来事を繰り返して再体験する。
- ② その出来事を避けようとしたり、無感動になったりする。
- ③ 緊張の強い興奮状態が続く。

#### （2）メンタルケア

前述（1）の心的外傷後ストレス症候群等の精神症状に対して、市は、県、関係機関、専門家の協力を得て、次のような対策をできる限り早い時期に講ずるものとする。

- ▶ 精神科医師、保健師等による精神科救護所の設置及び巡回相談
- ▶ 保健福祉事務所等による精神保健相談
- ▶ 学校、幼稚園、保育所での児童・生徒及び園児への精神的カウンセリング
- ▶ 専門施設での相談電話の開設
- ▶ 情報広報誌の発行による、被災者への情報提供
- ▶ 避難所等における、被災者向けの講演会、研修会の実施

#### 4 市税の減免等

市は、災害により被災者の納付すべき市税について、秩父市税条例（平成17年条例第65号）の規定に基づき、申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長、市税（延滞金等を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

#### 5 災害弔慰金、見舞金の支給

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、自然災害（以下「災害」という。）により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金、災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者に対して支給する災害障害見舞金は、市が実施主体となり、秩父市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年条例第140号）に基づき実施する。

☞【資料7.5】『秩父市災害見舞金支給規則』参照

##### （1）災害弔慰金の支給

災害弔慰金の支給内容は、次に示すとおりである。

###### ■災害弔慰金の支給

項目	内容
対象災害	① 県内において、自然災害で救助法による救助が行われた市町村がある場合、県内全市町村の同一災害による被害が対象となる。 ② 当該市町村の区域内において、自然災害により5世帯以上の住居の滅失があった場合、当該市町村の災害による被害が対象となる。 ③ 県内において、自然災害により住居の滅失した世帯数が5以上の市町村が3以上存在する場合、県内全市町村の同一災害による被害が対象となる。 ④ 自然災害で救助法が適用された市町村が複数の都道府県にある場合、全都道府県（県内全市町村）の同一災害による被害が対象になる。
支給対象	① 上記の災害による死亡者（3か月以上の行方不明者を含む。） ② 住居地以外の市町村の区域内（県外も含む。）で災害に遭遇して死亡した者
支給対象遺族	死亡当時の配偶者（事実婚を含む。）、子、父母、孫、祖父母を対象とする。ただし、いずれもが存在しない場合であって、兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）を対象とする。
支給額	① 生計維持者が死亡した場合 500万円 ② ①以外の場合 250万円
費用負担	国 1/2、県 1/4、市 1/4

##### （2）災害障害見舞金の支給

災害障害見舞金の支給内容は、次に示すとおりである。

###### ■災害障害見舞金の支給

項目	内容
対象災害	災害弔慰金の場合と同様である。
支給対象者	上記の災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者とする。
支給額	① 生計維持者 250万円      ② ①以外の場合 125万円
費用負担	災害弔慰金の場合と同様である。

## 6 災害援護資金等の貸付

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付ける災害援護資金は、市が実施主体となり、秩父市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年条例第140号）に基づき実施する。

### （1）災害援護資金の貸付

災害援護資金の貸付内容は、次に示すとおりである。

#### ■災害援護資金の貸付

項目	内容
対象災害	県内で自然災害による救助法による救助が行われた市町村が1か所でもある場合、県内全市町村の被害が対象となる。
貸付対象者	上記の災害で被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付けられる。ただし、世帯の年間総所得が次の金額を超えた世帯は対象とならない。 ①世帯員が1人 : 220万円 ② " が2人 : 430万円 ③ " が3人 : 620万円 ④ " が4人 : 730万円 ⑤ " が5人以上 : 730万円に、世帯員の人数から4人を除いた者1人につき30万円を加算した額 ⑥ 住居が滅失した場合は、世帯員の人数にかかわらず1,270万円
貸付対象となる被害	①療養期間が1か月以上である世帯主の負傷 ②住居の全壊、半壊又は家財の被害の価額が時価の1/3以上の損害
貸付金額	①世帯主の1か月以上の負傷 限度額 150万円 ②家財の1/3以上の損害 " 150万円 ③住居の半壊 " 170万円（250万円） ④住居の全壊 " 250万円（350万円） ⑤住居の全体が滅失若しくは流失 " 350万円 ⑥①と②が重複 " 250万円 ⑦①と③が重複 " 270万円（350万円） ⑧①と④が重複 " 350万円 ＊（ ）は、特別の事情がある場合の額
利率	年3% ただし据置期間は無利子
償還期間	10年とし、据置期間は、そのうち3年間
費用負担	貸付原資の2/3を国庫補助、1/3を県負担とする。

### （2）生活福祉資金

県社会福祉協議会は、被災した低所得者に対して、速やかに自力更生をさせるため、生活福祉資金貸付制度により、民生委員・児童委員及び市社会福祉協議会の協力を得て、災害援護資金及び住宅資金の貸付を予算の範囲内で行う。

## ■生活福祉資金貸付制度に基づく福祉資金貸付

項目	内容
貸付対象者	災害を受けたことにより、臨時に資金を必要とする低所得世帯
貸付限度	150万円以内
貸付条件	償還期間：1年以内の据置期間経過後7年以内 利率：無利子（連帯保証人なしの場合は据置期間経過後年1.5%）

## ■生活福祉資金貸付制度に基づく住宅資金貸付

項目	内容
貸付対象者	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な資金
貸付限度	250万円以内
貸付条件	償還期間：6月以内の据置期間経過後7年以内 利率：無利子（連帯保証人なしの場合は据置期間経過後年1.5%）

## (3) 住宅復興資金

住宅金融支援機構は、地震等の大災害により住宅に被害を受けた者に対し、独立行政法人住宅金融支援機構法に基づき、災害復旧住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付を行う。災害復興住宅建設資金に基づく融資及び災害復興住宅補修資金に基づく融資の貸付内容は、次に示すとおりである。

## ■災害復興住宅建設資金に基づく融資

項目	内容
貸付対象者	被災直前の建物価格の5割以上の被害を受けたもので、1戸当たりの住宅部分の床面積が13㎡以上175㎡以下の住宅を建設する者。建物と同時に宅地について被害を受け、宅地が流出して新たに宅地を取得する者に土地取得資金、整地を行う者に整地資金をそれぞれ建物資金とあわせて融資する。
貸付限度	① 建設費：1,500万円以下 ② 土地取得費：970万円以下 ③ 整地費：400万円以下
利率	年1.1%（平成26年11月現在）
償還期間	耐火、準耐火・木造（耐久性）35年以内 木造（一般）25年以内 通常の償還期間に加え、3年以内の据置期間を設けることができる。 （但し、借入申込日現在の申込本人の年齢（1歳未満切り上げ）に償還期間（据置期間を含む。）を加えた年齢が80歳を超えないことが必要。）

## ■災害復興住宅補修資金に基づく融資

項目	内容
貸付対象者	補修に要する額が10万円以上で被災直前の建物価格の5割未満の被害を受けた者。また、補修する家屋を移転する者に移転資金、宅地に被害を受けた整地を行う者には整地資金をそれぞれ補修資金とあわせて融資する。
貸付限度	① 補修費：660万円以下 ② 移転費：400万円以下 ③ 整地費：400万円以下
利率	年1.1%（平成26年11月現在）
償還期間	20年以内 通常の償還期間の中で1年以内の据置期間を設けることができる。 （但し、借入申込日現在の申込本人の年齢（1歳未満切り上げ）に償還期間（据置期間を含む。）を加えた年齢が80歳を超えないことが必要。）

## 7 義援（見舞）金品の受付、配布

市は、関係機関の協力を得ながら被災地のニーズを把握するとともに、義援金品の受け入れ体制を確保するとともに「義援金配分委員会」（以下、委員会という）を設置し、配分計画を定める。

### （1）受付窓口の開設

市は、義援金品の受付窓口を開設し、直接義援金品を受け付けるほか、銀行等に災害対策本部名義の普通預金口座を開設し、振込みによる義援金を受け付ける。

義援金及び救援物資の窓口は「福祉班」が担当する。

### （2）受付・募集

#### ア 義援金品の受付処理

義援金品の受付処理は、次表に従い実施する。

##### ■義援金品の受付処理

項目	内容
義援金品の受付	義援金品の受付は、「福祉班」が行う。受付は、原則として市が開設した窓口及び銀行振込みとする。
受領書の発行	受領した義援金品については、寄託者に受領書を発行する。ただし、銀行口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。
委員会への報告	「福祉班」は、義援金品の受付状況について配分委員会に報告する。

#### イ 義援金品の募集における広報

被災者に対する義援金の募集を必要とする場合は、「秘書広報班」が市の広報紙、報道関係機関及び災害関連支援団体等の協力を得て広報し、募集する。

なお、義援品については、被害の状況等を勘案し、被災者が必要とする物資について広く広報して募集する。

### （3）保管及び配分

「会計班」は送金された義援金を保管し、「福祉班」は委員会の配分計画に基づき配分する。

##### ■義援金の保管及び配分

- ▶ 寄託された義援金は、被災者に配分するまでの間、「会計班」が指定金融機関へ一時預託により、所定の手続きをとり保管する。また、義援品については中央公民館で保管するが、状況に応じて学校の防災倉庫を利用して一時保管し、一般救援物資と同様に配分する。
- ▶ 委員会は、義援金総額や被災状況を考慮して、義援金の配分について協議し、配分基準を定める。
- ▶ 「福祉班」は、委員会が定めた配分基準に基づき、義援金を被災者に配分する。また義援品については、自治会長や日赤奉仕団等関係団体の協力を得て迅速かつ公平に被災者に配分する。
- ▶ 寄託者が配分先や用途を指定した義援金を受け付けた場合、各配分先の責任において処理する。
- ▶ 被災者に対し、市の広報紙、自治会及び報道機関等の協力により義援金品の配分について広報する。
- ▶ 義援金の収納額及び用途について、寄託者及び報道機関等へ周知広報する。
- ▶ 「福祉班」は、被災者への配分状況について、委員会に報告する。

## 8 被災者生活再建支援制度の活用

地震などの災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者で経済的理由等により自立した生活を再建することが困難な者に対し、被災者生活再建支援法に基づき都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金が支給される。

平成11年度から制度化されたが、平成16年度から居住安定支援制度が創設され、平成19年度に住宅の罹災状況に応じ「基礎支援金」として最高100万円が、加えて住宅の再建方法に応じ「加算支援金」として最高200万円の合わせて300万円（複数世帯の場合）が定額・渡し切りで支給されることとなった。さらに、所得・年齢等の要件、用途制限の撤廃等の改正が行われた。

### (1) 被災者生活再建支援制度の概要

被災者生活再建支援制度の概要は、以下に示すとおりである。

#### ■被災者生活再建支援制度の概要

項目	内容																		
目的	被災者生活再建支援金を支給し被災者の自立した生活の開始を支援する。																		
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）																		
対象災害の規模	政令で定める自然災害 ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号または第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害 ② 市町村において10以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 ③ 県において100以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満のものに限る）における自然災害 ⑤ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③の区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害																		
支援対象世帯	住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害と認められる世帯として政令で定められるもの ① 住宅が全壊した世帯 ② 住宅が半壊し、倒壊防止等やむを得ない理由により住宅を解体した世帯 ③ 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯 ④ 大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯（居住者安定支援制度のみ該当）																		
支援金の額	支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。 （※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額） ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th> <th>全壊</th> <th>解体</th> <th>長期避難</th> <th>大規模半壊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>住宅の再建方法</th> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃貸（公営住宅以外）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> ※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計200（又は100）万円	住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸（公営住宅以外）	支給額	200万円	100万円	50万円
住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊															
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円															
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸（公営住宅以外）																
支給額	200万円	100万円	50万円																

## (2) 支援金の支給

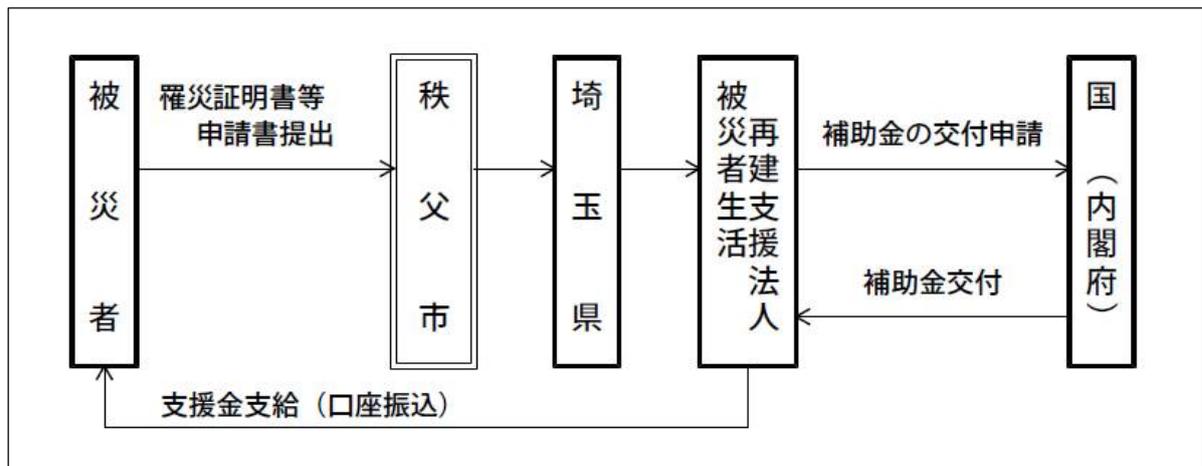
市は、被害世帯の支給申請の受付を行い、罹災台帳、罹災証明書をもとに、支給申請書の必要書類を取りまとめ、県に送付する。

被災者生活再建支援金の支給に際して、各関係機関が行う措置は次のとおりである。

## ■被災者生活再建支援金支給に係る関係機関の措置

関係機関	措置内容
市	①住宅の被害認定 ②罹災証明書等必要書類の発行 ③被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④支給申請等の必要書類の取りまとめ及び県への送付
県	①被害状況の取りまとめ ②被害が法適用となる場合の内閣府等への報告及び公示 ③支給申請書等の必要書類の取りまとめ及び被災法人への送付
被災者生活再建支援法人	①国への補助金交付申請等 ②支援金の支給 ③支給申請書の受領・審査・支給決定 ④申請期間の延長・報告
国（内閣府）	被災者生活再建支援法人への補助金交付

## ■支援金の支給手続き



※ 県では支援金支給に関する事務の全部を支援法人に委託している。

## 9 埼玉県・市町村被災者安心支援制度の活用

前記の法に基づく被災者生活再建支援制度では、同一の地域で発生した同一災害にも関わらず、一部の地域で支援制度が適用されないという地域的不均衡が生じる場合がある。

このため、県と県内全市町村の相互扶助により、支援法の適用とならない地域で災害により被災した全壊世帯等に対して、法と同様の支援を行うことなどを柱とした独自の制度を創設し支援を行う。（平成26年4月1日以降に発生した災害から適用）

## (1) 埼玉県・市町村生活再建支援金

埼玉県・市町村生活再建支援金の概要及び支給手続きは、以下のとおりである。

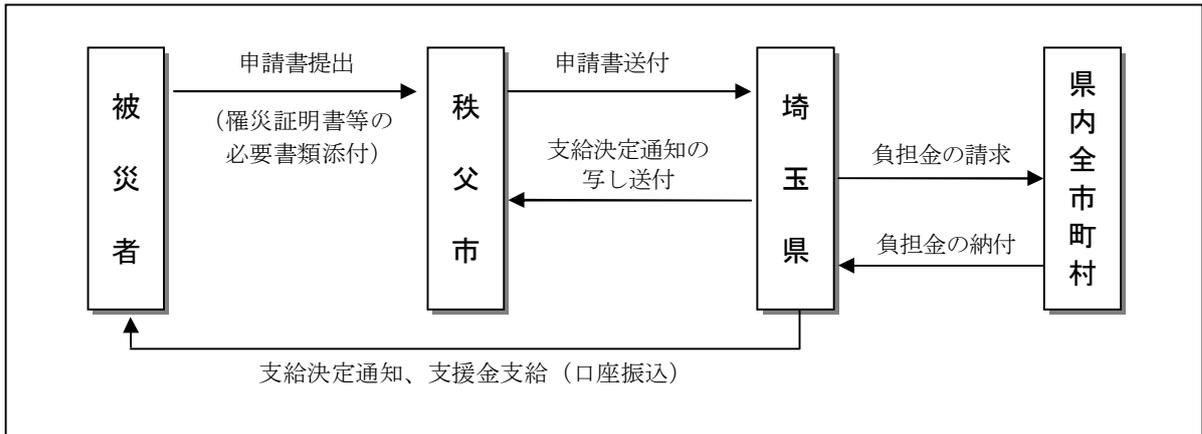
■埼玉県・市町村生活再建支援金の概要

項目	内容
目的	被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域において、埼玉県・市町村生活再建支援金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害） ※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。ただし、対象は被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域に限る。
支援対象世帯	住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として、埼玉県・市町村生活再建支援金に関する要綱第2条第1項(2)で定めるもの ①住宅が全壊した世帯 ②住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ③災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯 ④大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容

項目	内容																		
支援金の額	支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。 (※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額) ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">住宅の被害程度</td> <td style="text-align: center;">全壊</td> <td style="text-align: center;">解体</td> <td style="text-align: center;">長期避難</td> <td style="text-align: center;">大規模半壊</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支給額</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td style="text-align: center;">50万円</td> </tr> </table> ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">住宅の再建方法</td> <td style="text-align: center;">建設・購入</td> <td style="text-align: center;">補修</td> <td style="text-align: center;">賃借（公営住宅以外）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支給額</td> <td style="text-align: center;">200万円</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td style="text-align: center;">50万円</td> </tr> </table> ※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計200（又は100）万円 ※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容	住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）	支給額	200万円	100万円	50万円
住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊															
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円															
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）																
支給額	200万円	100万円	50万円																
市町村	①住宅の被害認定 ②罹災証明書等必要書類の発行 ③災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付																		
県	①被害状況のとりまとめ ②支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定 ③被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④被災世帯主へ支援金の支給 ⑤各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥申請期間の延長決定																		

(資料) 「埼玉県地域防災計画 震災対策編」平成26年12月、埼玉県防災会議

■埼玉県・市町村生活再建支援金の支給手続



(2) 埼玉県・市町村家賃給付金

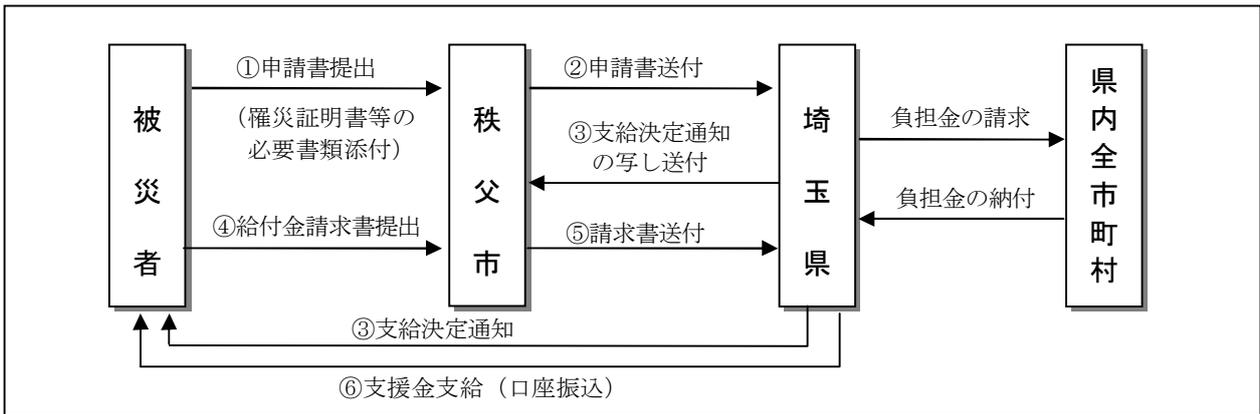
埼玉県・市町村家賃給付金の概要及び支給手続きは、以下のとおりである。

■埼玉県・市町村家賃給付金の概要

項目	内容
目的	自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯に対し、埼玉県・市町村家賃給付金を支給し、被災世帯の生活の再建を図ることを支援する。
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。
給付対象世帯	下記の特別な理由により、県又は市町村が提供し、又は斡旋する公営住宅等に入居せず、自己の費用をもって賃借した民間賃貸住宅（仮住宅）に入居した全壊世帯（埼玉県・市町村家賃給付金に関する要綱第3条に規定する世帯）。 ① 全壊世帯に身体障害者があり、近隣の公営住宅等にバリアフリー住宅がないこと。 ② 全壊世帯に児童又は生徒があり、公営住宅等に入居すると通学区域が変更になること。 ③ 公営住宅等に入居すると1週間に1日以上通院しているかかりつけ医療機関から離れ、自動車等の通院手段がなく通院が困難になること。 ④ 公営住宅等に入居すると全壊した住宅の所在地から離れて遠くなり、親族の介護、介助が困難になること。 ⑤ 公営住宅等に入居すると、入居の規定により、当該自然災害発生前から飼育しているペットの飼育が困難になること。 ⑥ その他、前各号に準ずるやむを得ないと認められる理由
給付金の額	給付金の額は、仮住宅の賃借料相当額（敷金、礼金、権利金、共益費、管理費等を除く。）とし、月額6万円を上限とする。ただし、支給対象世帯の世帯員が5人以上である場合には、給付金の額は月額9万円を上限とする。 支給期間は、仮住宅に連続して入居する期間とし、最長12月とする。
市町村	①住宅の被害認定 ②罹災証明書等必要書類の発行 ③被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付
県	①被害状況のとりまとめ ②支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定 ③被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④被災世帯主へ給付金の支給 ⑤各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥申請期間の延長決定

（資料）「埼玉県地域防災計画 震災対策編」平成26年12月、埼玉県防災会議

■ 埼玉県・市町村家賃給付金の支給手続



(3) 埼玉県・市町村人的相互応援

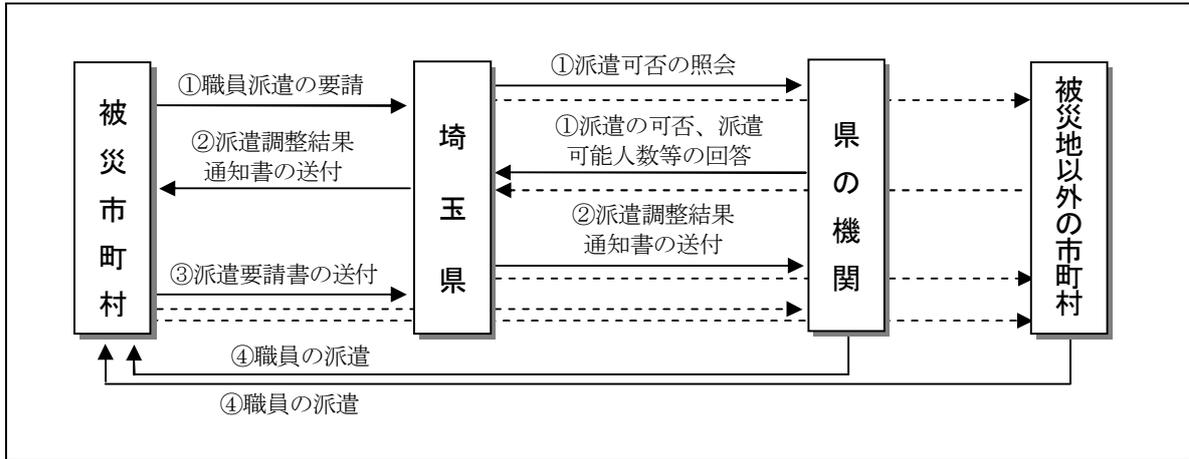
埼玉県・市町村人的相互応援の概要及び要請手続きは、以下のとおりである。

■ 埼玉県・市町村人的相互応援の概要

項目	内容
目的	災害による被災市町村の迅速な応急対策及び復旧対策を応援することにより、被災者の速やかな生活の再建を支援する。
対象災害	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害
応援内容	被災市町村のみでは十分かつ迅速に救助、応急対策及び復旧対策を実施することが困難な場合に、必要な技術職、事務職及び技能職等の職員を被災市町村からの要請に応じて短期間派遣するものとする。
被災市町村 (要請市町村)	① 県に職員派遣の要請（派遣要請依頼書の提出） ② 県から派遣調整結果通知書を受領、確認 ③ 派遣市町村又は県の派遣機関に対して派遣要請書を提出 ④ 派遣職員の受け入れ
被災地以外の 市町村 (派遣市町村)	① 派遣可能の可否、派遣可能職員数の回答 ② 県から派遣調整結果通知書を受領、確認 ③ 要請市町村から派遣要請書を受領 ④ 職員の派遣
県 (統括部、支部)	① 要請市町村から職員派遣要請の受理、市町村又は県の機関に対して派遣の可否についての照会 ② 派遣市町村又は県の機関と派遣人数等について調整及び派遣調整結果通知書を要請市町村、派遣市町村及び県の派遣機関に送付 ③ 要請市町村から派遣要請書を受領 ④ 県の派遣機関による職員の派遣

(資料) 「埼玉県地域防災計画 震災対策編」平成26年12月、埼玉県防災会議

■埼玉県・市町村人的相互応援による職員派遣手続



### 第3節 被災中小企業、農林漁業事業者の再建等の支援

被災した中小企業、農林漁業事業者の再建を促進するための資金対策として、県は、一般金融機関及び政府系金融機関の融資並びに信用保証協会による融資の保証、県制度融資等により、施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、次の措置を実施している。なお、市及び秩父商工会議所等は、被災企業の把握に努め、金融の特別措置について中小企業に周知、徹底を図る。

「被災中小企業、農林漁業事業者の再建等の支援」は、以下の方策及び担当部署をもって実施する。

方策	担当部署
1 被災中小企業への融資	商工班
2 農林漁業事業者への融資	農政班、環境森づくり班

#### 1 被災中小企業への融資

被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、県は、一般金融機関及び政府系金融機関の融資並びに信用保証協会による融資の保証、県制度融資等により、施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、次の措置を実施している。

なお、市及び秩父商工会議所等は、被災企業の把握に努め、金融の特別措置について中小企業に周知、徹底を図る。

#### ■経営安定資金（災害復旧関連）

項目	内容
融資対象	大臣指定等貸付
	・次のア、イのいずれかに該当する県内の被災中小企業者・組合。 ア 激甚災害に関して国が定める地域内に事業所を有し、激甚災害の影響を受けており市町村長等の発行する罹災証明を受けている。 イ 経済産業大臣が指定した突発的災害の影響を受けており、大臣が指定した市町村の中で1年以上同一事業を営み、市町村長からセーフティネット保証の認定を受けている。
	知事指定等貸付
	・次のウに該当する県内の被災中小企業者・組合 ウ 県内で災害の影響を受け、市町村長等の発行する罹災証明を受けている。
	共通
	・上記貸付毎に定められた条件を満たすほか、次の各号全てに該当する県内の被災中小企業者・組合 ① 信用保証対象業種を営み、事業に必要な許認可等を取得しており、事業所税等を滞納していないこと。 ② 信用保証協会の保証を受けて金融機関からの融資を受けている場合は、当該金融機関に対する償還に延滞がなく、かつ、信用保証協会の代位弁済による求償債務を負担していないこと。 ③ 信用保証協会の保証残高が保証限度額を超えないこと ④ 手形交換所等の取引停止処分中でないこと

項目	内容	
融資限度額	設備資金 5,000 万円（組合の場合 1 億円） 運転資金 5,000 万円（組合の場合 6,000 万円）	
融資条件	使途	設備資金及び運転資金
	貸付期間	設備資金 10 年以内 運転資金 7 年以内
	利率	年 1.2%以内【大臣指定等貸付】（平成 27 年 10 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日融資実行分） 年 1.3%以内【知事指定等貸付】（平成 27 年 10 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日融資実行分）
	担保	金融機関及び埼玉県信用保証協会との協議により定める。
	保証人	個人は原則として不要。法人は代表者を連帯保証人とし、原則として代表者以外の連帯保証人は不要
	信用保証	埼玉県信用保証協会の信用保証を付する。
償還方法	元金均等月賦償還 据置期間 2 年以内	
受付場所	中小企業者は商工会議所及び商工会、中小企業組合は埼玉県中小企業団体中央会	

## 2 被災農林漁業事業者への融資

市は、災害により被害を受けた農林漁業者又は団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法、日本政策金融公庫資金・農林漁業セーフティネット資金融資及び埼玉県農業災害対策特別措置条例等により融資する制度の啓発に努める。また、融資に当たっては、災害復旧に必要な資金の融資が円滑に行われるよう業務の適正かつ迅速化に努める。

### （1）天災融資法に基づく資金融資

天災融資法に基づく資金融資の概要は、次のとおりである。

#### ■天災融資法に基づく資金融資の概要

項目	内容
貸付の相手方	被害農林漁業者
貸付対象事業 資金使途	種苗、肥料、薬剤、飼料、家畜、蚕種等の購入資金、農業用生産施設の復旧に必要な資金、その他農林漁業経営に必要な資金
貸付利率	年 3.5%以内
償還期限	3～6年以内
貸付限度額	市長の認定した損失額又は 200 万円（特別被害農業者）のいずれか低い額
融資機関	農業協同組合、森林組合、漁業協同組合又は金融機関
担保	保証人
その他	市長の被害認定を受けたもの

### （2）日本政策金融公庫資金・農林漁業セーフティネット資金融資

日本政策金融公庫資金・農林漁業セーフティネット資金融資の概要は、次のとおりである。

## ■日本政策金融公庫資金・農林漁業セーフティネット資金の概要

項目	内容
期 間	10年（据置3年以内を含む）以内
貸付利率	年0.25～0.45%（平成27年11月20日現在）
貸付限度額	①簿記記帳を行っており特に必要と認められる場合、年間経営費の3/12以内 ②一般：600万円
担 保	要相談

## (3) 埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資

埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資の概要は、次のとおりである。

## ■埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資の概要

項目	内容
貸付の相手	被害農業者
資金使途	種苗、肥料、飼料、薬剤、家畜、蚕種等の購入資金、ビニールハウス、その他プラスチックハウス、ガラス室、果樹だな、蚕室、畜舎、放牧施設、畜産物の調整施設、きのこ栽培施設、養魚施設、農産物倉庫及び農業用生産資材倉庫、農業用生産資材製造施設、作業所の復旧に必要な資金等
貸付利率	0%（利子補給 県0.9%、市町村0.9%）（平成27年7月現在）
償還期限	6年以内（据置1年）
貸付限度額	市長の認定した損失額又は500万円のいずれか低い額
融資機関	農業協同組合等
担 保	保証人
その他	市の被害認定を受けたもの

## (4) 農業災害補償

農業災害補償の概要は、次のとおりである。

## ■農業災害補償の概要

項目	内容
支払の相手	当該共済加入の被災農家
農業共済事業対象物	農作物（水稻：20a以上当然加入、陸稻：10a以上当然加入、麦10a以上当然加入）、果樹（ぶどう：20a以上当然加入、なし：25a以上当然加入）、蚕繭（春蚕繭、初秋蚕繭、晩秋蚕繭）：0.5箱以上当然加入、園芸作物（園芸用施設、附帯施設、施設内農作物）、畑作物（スイートコーン、大豆、茶）、家畜（乳用牛、肉用牛、馬、種豚、肉豚）、任意（建物、農機具）
支払機関	農業共済組合

## 第2章 災害復興

大規模災害により地域が大きく被災し、住民生活や社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、速やかに復興に関する方針を定めて対策を講ずる必要がある。

事前に復興方針や復興計画が速やかに策定できるよう手続等の検討を行い準備するとともに、復興に際しては、被災前から地域が抱える課題を解決し、都市構造や地域産業の構造等をよりよいものに改変する中長期的な復興計画を作成し、市、県及び関係機関が緊密な連携を図りながら、災害の発生防止とより安全・快適な生活環境を目指し、復興事業を推進する。

### 第1節 復興に関する事前の取組の推進

市は、早期の復興を実現するため、復興方針や復興計画が速やかに策定できるよう、あらかじめ復興手続等について検討を行い、必要に応じて復興プラン等を策定する。

### 第2節 復興対策本部の設置

市は、被災状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を確認した場合は、市長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。

### 第3節 復興計画の策定

#### 1 災害復興方針の策定

市は、「災害復興対策本部」を設置した場合、学識経験者、有識者、市議会議員、市民代表、行政関係職員により構成される災害復興検討委員会を設置し、災害復興方針を策定する。

災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を市民に公表する。

#### 2 災害復興計画の策定

市は、災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画の策定を行う。

本計画では、市街地復興に関する計画、産業振興に関する計画、生活復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

### 第4節 復興事業の実施

#### 1 市街地復興事業のための行政上の手続の実施

##### (1) 取組方針

市街地復興事業のための行政上の手続の実施に当たっては、発災直後から1週間程度を目安とし、建築基準法第84条建築制限や被災市街地復興推進地域の都市計画決定を行う区域の建築物被害状況を把握・調査する必要がある、当該業務の実施のための体制を整備する。

**(2) 建築基準法第84条建築制限区域の指定**

市は、被災した市街地で土地区画整理の必要が認められる場合には、建築基準法第84条による建築制限区域の指定を行う。

**(3) 被災市街地復興特別措置法上の手続**

市は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定による被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行う。

被災市街地復興推進地域の指定は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。

**2 復興事業の実施**

市は、災害復興に関する専管部署を設置し、当該部署を中心に災害復興計画に基づき、災害復興事業を推進する。

県は、市が行う災害復興事業の技術的、財政的な支援を実施する。

市及び県は、地域の復興を迅速に行うため、あらかじめ、復興手続きについて検討を行う。

資料編



## 資料編

## 《資料集》

## 資料1 防災関係機関等

資料1. 1	防災関係機関の連絡先一覧	1
資料1. 2	秩父市防災会議委員名簿	4
資料1. 3	秩父市指定給水装置工事事業者	6
資料1. 4	災害時優先電話一覧（電話番号省略）	10

## 資料2 災害危険箇所等関係

資料2. 1	山腹崩壊危険地区一覧	12
資料2. 2	崩壊土砂流出危険地区一覧	16
資料2. 3	地すべり危険地区一覧	21
資料2. 4	土石流危険溪流一覧	23
資料2. 5	急傾斜地崩壊危険箇所一覧	27
資料2. 6	急傾斜地崩壊危険区域指定一覧	40
資料2. 7	地すべり防止区域一覧	41
資料2. 8	地すべり危険箇所一覧	42
資料2. 9	土砂災害警戒区域等一覧	43
資料2. 10	土砂災害の前兆現象	56

## 資料3 避難所・医療等関係

資料3. 1	自主避難所一覧	57
資料3. 2	避難所一覧	57
資料3. 3	一時避難場所一覧	59
資料3. 4	福祉避難所一覧	62
資料3. 5	秩父郡市医師会災害医療対策機関編成	63
資料3. 6	救急病院・救急診療所一覧（秩父保健所管内）	64
資料3. 7	災害拠点病院（埼玉県）	65
資料3. 8	救命救急センター（埼玉県）	65
資料3. 9	トリアージタグ	66
資料3. 10	応急仮設住宅建設用地	67

## 資料4 備蓄施設等関係

資料4. 1	防災倉庫及び防災備蓄品	68
資料4. 2	応急給水用資器材	71
資料4. 3	給水車等保有状況	71

## 資料5 輸送等関係

資料5. 1	飛行場場外離着陸場一覧	72
--------	-------------	----

## 資料6 協定

資料6. 1	秩父市と豊島区との非常災害時等における相互応援に関する協定	73
資料6. 2	秩父市と江東区との災害時等における相互応援に関する協定	75
資料6. 3	荒川区と秩父市の非常災害時等における相互応援に関する協定	76
資料6. 4	埼玉県下消防応援協定	78
資料6. 5	埼玉県下消防相互応援協定に基づく覚書	80
資料6. 6	消防相互応援協定（小鹿野町・横瀬村・皆野町・長瀬町）	82
資料6. 7	災害対策基本法に基づく通信施設の優先利用等に関する協定	83
資料6. 8	埼玉県防災ヘリコプター応援協定	84
資料6. 9	災害応急対策に関する協定書（埼玉県建設業協会秩父支部）	86
資料6. 10	災害補修に関する協定書（秩父市給排水設備指定工事店組合）	88
資料6. 11	火災における応急仮設住宅建設についての協定書	89
資料6. 12	火災、水害における応急仮設住宅建設についての協定書	90

## 資料7 条例等

資料7. 1	秩父市防災会議条例	91
資料7. 2	秩父市災害対策本部条例	93
資料7. 3	秩父市災害対策本部に関する規程	94
資料7. 4	被害の調査及び集計要領	100
資料7. 5	秩父市災害見舞金支給規則	101

## 資料8 その他

資料8. 1	「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表	102
資料8. 2	国・県・市指定文化財建物一覧	104
資料8. 3	突風の種類	107

## 《様式集》

様式1	『緊急通行車両関係様式』	108
様式2	『発生速報』	111
様式3	『経過速報』	112
様式4	『被害状況調』	113
様式5	『罹災証明書』	115

## 《資料集》

## 〔資料 1 防災関係機関等〕

## 資料 1. 1 防災関係機関の連絡先一覧

【第 1 編 第 2 節 第 2 防災関係機関の業務の大綱 (p1-14) 参照】

## ■ 県及び県の機関

[平成 28 年 1 月 1 日現在]

機関名	所在地	電話番号
危機管理防災部消防防災課	さいたま市浦和区高砂 3-15-1	048-830-8181
福祉部社会福祉課	さいたま市浦和区高砂 3-15-1	048-830-3270
秩父地域振興センター	秩父市東町 29-20	24-1110
秩父福祉事務所・秩父保健所	秩父市桜木町 8-18	22-3824
北部教育事務所秩父支所	秩父市東町 29-20	23-2116
秩父県土整備事務所	秩父市下影森 1002-1	22-3715
本庄県土整備事務所	本庄市北堀 818-1	0495-21-3141
熊谷家畜保健衛生所	熊谷市円光 1-8-30	048-521-1274
秩父農林振興センター	秩父市日野田町 1-1-44	24-7211

## ■ 警察機関

[平成 28 年 1 月 1 日現在]

機関名	所在地	電話番号
秩父警察署	秩父市上宮地町 29-2	24-0110
小鹿野警察署	秩父郡小鹿野町小鹿野 2816-1	75-0110
西武秩父駅前交番	秩父市野坂町 1-16-15	22-3329
秩父駅前交番	秩父市宮側町 1-10	24-9015
皆野交番	秩父郡皆野町大字皆野 1798-5	62-0033

## ■ 消防機関

[平成 28 年 1 月 1 日現在]

機関名	所在地	電話番号
秩父消防本部	秩父市下宮地町 10-25	21-0119
秩父消防署	秩父市下宮地町 10-25	21-0123
消防東分署	秩父郡横瀬町大字横瀬 5784-14	24-0119
消防西分署	秩父郡小鹿野町飯田 575-1	72-0119
消防南分署	秩父市荒川上田野 1735-1	54-0119
消防北分署	秩父郡皆野町大字皆野 2885-2	62-7119
秩父市消防団本部	秩父市大野原 200-132	21-0127

## ■指定地方行政機関

[平成 28 年 1 月 1 日現在]

機関名	所在地	電話番号
農林水産省関東農政局	さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館	048-740-5835
東京管区气象台 熊谷地方气象台	熊谷市桜町 1-6-10	048-521-5858
関東森林管理局 埼玉森林管理事務所	秩父市大野原 490-1	23-1260
国土交通省関東地方整備局	さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館	048-601-3151
国土交通省関東地方整備局 荒川上流河川事務所	川越市新宿町 3-12	049-246-6371
国土交通省関東地方整備局 荒川上流河川事務所熊谷出張所	熊谷市大字久下 1631-5	048-522-0612
国土交通省関東地方整備局 二瀬ダム管理所	秩父市大滝 3875-1	55-0001
埼玉労働局 秩父労働基準監督署	秩父市上町 2-22-26	22-3725

## ■自衛隊

[平成 28 年 1 月 1 日現在]

機関名	所在地	電話番号
陸上自衛隊第 32 普通科連隊	さいたま市北区日進町 1-40-7	048-663-4241

## ■指定公共機関

[平成 28 年 1 月 1 日現在]

機関名	所在地	電話番号
日本郵便(株)秩父郵便局	秩父市上宮地町 3-16	22-0086
東日本電信電話(株)埼玉事業部	さいたま市浦和区常盤 5-8-17	048-626-6623
東京電力パワーグリッド(株)熊谷支社 (※H28.4.1~)	熊谷市筑波 1-113	048-538-5010
日本赤十字社埼玉県支部	さいたま市浦和区岸町 3-17-1	048-789-7117
NHKさいたま放送局	さいたま市浦和区常盤 6-1-21	048-833-2041
(株)NTTドコモ埼玉支店	さいたま市中央区新都心 11-1 NTTドコモさいたまビル	048-600-5648
KDDI(株)北関東総支社	さいたま市大宮区桜木町 1-10-16	048-677-0086 0285-28-5290(夜間)

## ■指定地方公共機関

[平成 28 年 1 月 1 日現在]

機関名	所在地	電話番号
(一社)埼玉県医師会	さいたま市浦和区仲町 3-5-1	048-824-2611
(一社)埼玉県歯科医師会	さいたま市浦和区針ヶ谷 4-2-65	048-829-2323
(公社)埼玉県看護協会	さいたま市中央区新中里 3-3-8	048-824-8122
(一社)埼玉県バス協会	さいたま市浦和区高砂 2-2-15	048-824-5539
(一社)埼玉県トラック協会	さいたま市大宮区北袋町 1-299-3	048-645-2771
(一社)埼玉県LPガス協会	さいたま市浦和区高砂 1-2-1-410	048-823-2020
(株)テレビ埼玉	さいたま市浦和区常盤 6-36-4	048-824-3131
(株)エフエム・ナック・ファイブ	さいたま市大宮区錦町 682-2	048-650-0795
秩父鉄道(株)秩父駅	秩父市宮側町 1-7	22-0143
西武鉄道(株)西武秩父駅管区	秩父市野坂町 1-16-15	22-2459
秩父ガス(株)	秩父市上町 3-6-20	22-2134

## ■ 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

[平成 28 年 1 月 1 日現在]

機関名	所在地	電話番号
ちちぶ農業協同組合	秩父市上野町 29-20	22-3645
秩父商工会議所	秩父市宮側町 1-7	22-4411
秩父郡市医師会	秩父市熊木町 2-19	22-0507
秩父郡市歯科医師会	皆野町皆野 173-3	62-3597
秩父郡市薬剤師会	秩父市寺尾 1447-1	26-5451
秩父市立病院	秩父市桜木町 8-9	23-0611
秩父広域森林組合	秩父市日野田町 1-7-10	26-5231
秩父市社会福祉協議会	秩父市野坂町 1-13-14	22-1514
太平洋陸送(株)秩父営業所	秩父市大野原 1780	22-3813
秩父通運(株)秩父支店	秩父市宮側町 6-11	22-3635
(株)秩父総合食品卸売市場	秩父市大野原 130	23-5911
(一社) 埼玉県建設業協会秩父支部 (秩父市建設業協会)	秩父市上影森 764-8	23-3239

## ■ 秩父市を管轄する一部事務組合

[平成 28 年 1 月 1 日現在]

機関名	所在地	電話番号
秩父広域市町村圏組合 (消防本部、水道局を除く)	秩父市栃谷 1477	23-2242
秩父広域市町村圏組合水道局 (※H28.4.1～)	秩父市別所 538	25-5221

※名称変更や組織変更に伴う、機関名の変更年月日。

## 資料 1. 2 秩父市防災会議委員名簿

【第 1 編 第 2 節 第 1 地域防災組織 (p1-6) 参照】

[平成 28 年 1 月 1 日現在]

機関名	職名	所在地	電話番号	摘要
秩父市	市長	秩父市熊木町 8-15	22-2211	会長
埼玉森林管理事務所	所長	秩父市大字大野原 490-1	23-1260	1 号委員
関東農政局埼玉支局	地方参事官 (埼玉支局長)	さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2 号 10F	048-740-5835	1 号委員
秩父労働基準監督署	署長	秩父市上町 2-22-26	22-3725	1 号委員
熊谷地方気象台	次長	熊谷市桜町 1-6-10	048-521-5858	1 号委員
国土交通省関東整備局 二瀬ダム管理所	管理所長	秩父市大滝 3875-1	55-0001	1 号委員
埼玉県秩父地域振興センター	所長	秩父市東町 29-20	24-1110	2 号委員
埼玉県秩父県土整備事務所	所長	秩父市下影森 1002-1	22-3715	2 号委員
埼玉県秩父農林振興センター	所長	秩父市日野田町 1-1-44	24-7211	2 号委員
埼玉県秩父保健所	所長	秩父市桜木町 8-18	22-3824	2 号委員
秩父警察署	署長	秩父市上宮地町 29-2	24-0110	3 号委員
小鹿野警察署	署長	秩父郡小鹿野町小鹿野 2816-1	75-0110	3 号委員
秩父市役所	副市長	秩父市熊木町 8-15	22-2211	4 号委員
秩父市役所	市長室長	秩父市熊木町 8-15	22-2211	4 号委員
秩父市役所	総務部長	秩父市熊木町 8-15	22-2211	4 号委員
秩父市役所	財務部長	秩父市熊木町 8-15	22-2211	4 号委員
秩父市役所	環境部長	秩父市熊木町 8-15	22-2211	4 号委員
秩父市役所	市民部長	秩父市熊木町 8-15	22-2211	4 号委員
秩父市役所	福祉部長	秩父市熊木町 8-15	22-2211	4 号委員
秩父市役所	保健医療部長	秩父市熊木町 8-15	22-2211	4 号委員
秩父市役所	産業観光部長	秩父市熊木町 8-15	22-2211	4 号委員
秩父市役所	地域整備部長	秩父市熊木町 8-15	22-2211	4 号委員
秩父市役所	地域整備部参事	秩父市熊木町 8-15	22-2211	4 号委員
秩父市役所	吉田総合支所長	秩父市下吉田 6585-2	77-1113	4 号委員
秩父市役所	大滝総合支所長	秩父市大滝 985	55-0101	4 号委員
秩父市役所	荒川総合支所長	秩父市荒川上田野 1734-6	54-2111	4 号委員
秩父市役所	市立病院事務局長	秩父市桜木町 8-9	23-0611	4 号委員
秩父市役所	水道部長	秩父市熊木町 8-15	22-2211	4 号委員
秩父市役所	教育委員会事務局長	秩父市大宮 794-6	25-5239	4 号委員
秩父市役所	議会事務局長	秩父市熊木町 8-15	22-2211	4 号委員
秩父市役所	農業委員会事務局長	秩父市熊木町 8-15	22-2211	4 号委員
秩父市役所	会計管理者	秩父市熊木町 8-15	22-2211	4 号委員
秩父市教育委員会	教育長	秩父市大宮 794-6	25-5227	5 号委員
秩父市消防団	消防団長	秩父市大野原 200-132	21-0127	6 号委員
東日本電信電話(株) 埼玉事業部 (※H28.4.1~)	事業部長	さいたま市浦和区常盤 5-8-17	048-626-6623	7 号委員
東京電力パワーグリッド(株) 熊谷支社 (※H28.4.1~)	支社長	熊谷市筑波 1-113	048-538-5010	7 号委員
秩父鉄道(株)秩父駅	秩父駅務区長兼駅長	秩父市宮側町 1-7	22-0143	7 号委員
秩父ガス(株)	代表取締役	秩父市上町 3-6-20	22-2134	7 号委員
西武鉄道(株)西武秩父駅管区	管区長	秩父市野坂町 1-16-15	22-2459	7 号委員

機関名	職名	所在地	電話番号	摘要
日本郵便(株)秩父郵便局	局長	秩父市上宮地町3-16	22-0086	7号委員
秩父広域市町村圏組合	事務局長	秩父市栃谷1477	23-2242	8号委員
秩父消防本部	消防長	秩父市下宮地10-25	21-0119	8号委員
秩父消防署	消防署長	秩父市下宮地10-25	21-0119	8号委員
秩父市町会長協議会	会長	秩父市熊木町8-15	22-2211	9号委員
秩父市赤十字奉仕団	委員長	秩父市熊木町8-15	22-2211	9号委員
(福)秩父市社会福祉協議会	事務局長	秩父市野坂町1-13-14	22-1514	9号委員
太平洋陸送(株)秩父営業所	所長	秩父市大野原1780	22-3813	10号委員
秩父通運(株)秩父支店	秩父支店長	秩父市宮側町6-11	22-3635	10号委員
(一社)秩父郡市医師会	会長	秩父市熊木町2-19	22-0570	10号委員
(株)秩父総合食品卸売市場	代表取締役	秩父市大字大野原130	23-5911	10号委員
(一社)埼玉県建設業協会秩父支部	支部長	秩父市上影森764-8	23-3239	10号委員

※名称変更や組織変更に伴う、機関名の変更年月日。

## 資料 1. 3 秩父市指定給水装置工事事業者

【第 2 編 第 1 章 第 3 節 生活維持のための準備 (p2-36) 参照】

## ■秩父市内工事業者

[平成 28 年 1 月 1 日現在]

No.	事業所の名称	所在地	TEL	FAX
1	(株) アイ設備	秩父市山田 1 6 3 3 - 2	2 2 - 2 5 9 6	2 3 - 4 5 2 6
2	アイテック	秩父市大野原 2 3 0 1 - 6	2 2 - 3 6 8 6	
3	浅見建設工業 (株)	秩父市大野原 1 3 2 9 - 1	2 2 - 3 7 5 8	2 2 - 4 6 0 5
4	あさみ商店	秩父市熊木町 1 2 - 2 5	2 3 - 3 5 1 5	2 3 - 3 5 6 2
5	(有) アザミ水道	秩父市金室町 1 3 - 1 0	2 2 - 7 5 1 5	2 2 - 7 5 1 5
6	(有) 浅見設備工業	秩父市下影森 1 6 8 6 - 5	2 3 - 0 6 5 6	2 3 - 0 6 8 6
7	(有) 浅見電化サービス	秩父市下宮地 2 0 - 1 7	2 4 - 5 2 2 4	2 4 - 5 2 8 4
8	(有) アライ住設	秩父市下影森 2 6 5	2 3 - 2 6 4 7	2 5 - 1 3 6 6
9	新井水道	秩父市寺尾 1 9 1 7 - 1	2 4 - 2 9 4 2	2 5 - 1 5 0 9
10	荒川建設 (株)	秩父市荒川上田野 2 0 9 6 - 1	5 4 - 1 0 7 5	
11	飯島建築	秩父市黒谷 1 4 1 4 - 2	090-8581-3185	2 3 - 5 6 5 0
12	(有) 飯野商店	秩父市日野田町 1 - 2 - 8	2 2 - 1 6 1 7	2 2 - 7 0 6 5
13	(株) いさみや	秩父市大滝 1 3 1	5 4 - 0 6 3 3	5 4 - 0 7 1 8
14	(株) いのうえ工務店	秩父市黒谷 3 6 8 - 1	7 5 - 2 5 1 0	
15	井上設備興業	秩父市中村町 3 - 3 - 4 6	2 4 - 0 3 9 8	
16	(有) 今井工務店	秩父市黒谷 1 0 7 4 - 6	2 2 - 4 8 0 5	
17	今井水道	秩父市上影森 8 1 8 - 9	2 3 - 1 2 6 8	
18	ウォーターランド	秩父市下影森 6 7 8 - 1 8	2 3 - 1 9 9 4	2 3 - 1 9 9 4
19	小川水道	秩父市中村町 2 - 9 - 2 4	2 3 - 5 2 6 5	2 3 - 5 2 6 5
20	奥秩父電気商会	秩父市荒川白久 1 8 0 4	5 4 - 0 2 6 2	5 4 - 0 2 6 2
21	(株) カナイ設備	秩父市東町 2 1 - 1 6	2 2 - 1 0 3 5	2 5 - 1 2 2 2
22	(株) カネミツ設備	秩父市熊木町 2 3 - 2	2 2 - 0 9 3 4	2 2 - 0 9 2 5
23	上林水道	秩父市上宮地町 2 0 - 2 3	2 3 - 1 5 1 6	
24	川田水道工業所	秩父市寺尾 5 8 2 - 3	2 3 - 9 9 1 5	
25	(有) 喜多園水道部	秩父市下宮地町 6 - 1 8	2 3 - 2 2 9 2	2 4 - 4 4 5 8
26	(有) キョカワ設備	秩父市荒川上田野 1 6 7 8 - 1 3	5 4 - 1 0 4 2	
27	クロサワ住設	秩父市寺尾 2 0 4 7 - 5	2 2 - 6 8 8 2	
28	(有) 黒澤水道設備	秩父市小柱 5 0 0 - 1	6 3 - 2 1 3 1	
29	(有) 黒沢総合	秩父市黒谷 6 5 - 1	2 4 - 4 4 7 1	
30	洗設	秩父市金室町 1 - 1 0 - 5 0 2	2 5 - 0 5 9 2	2 5 - 0 5 9 2
31	児玉工業 (株)	秩父市桜木町 1 1 - 2 4	2 2 - 4 4 4 1	2 4 - 8 2 1 7
32	小林設備	秩父市黒谷 1 4 4 5 - 2	090-5513-7650	
33	駒井建設興業 (株)	秩父市栃谷 2 2 0 - 3	2 5 - 0 3 8 9	2 5 - 0 3 9 7
34	埼玉文化産業 (株)	秩父市野坂町 1 - 1 2 - 3 0	2 2 - 1 6 6 3	2 5 - 1 6 6 3
35	(株) 斎藤組	秩父市下影森 1 6 3	2 2 - 5 5 0 5	
36	(株) 斎藤設備	秩父市上町 2 - 1 5 - 1 1	2 3 - 3 4 8 3	2 2 - 3 6 8 8
37	(有) 斎藤タイル工事店	秩父市黒谷 1 2 7 2 - 4	2 4 - 3 1 5 4	2 4 - 3 1 5 4
38	(有) サクラ住研	秩父市日野田町 2 - 6 - 1 6	2 2 - 7 5 0 0	2 2 - 7 5 0 5
39	櫻設備	秩父市下影森 2 3 9 - 1 9	2 3 - 4 1 5 1	2 3 - 4 1 5 1
40	佐野町工務店	秩父市日野田町 2 - 2 3 - 1 0	2 2 - 3 6 5 8	
41	(株) サンセイ	秩父市中宮地 2 9 - 2 1	2 3 - 6 1 5 6	
42	(有) シーエックス工業	秩父市寺尾 1 9 2 8 - 1 8	2 5 - 1 0 5 2	

No.	事業所の名称	所在地	TEL	FAX
43	設楽住設工業	秩父市品沢580-1	62-6002	62-1854
44	(株) 渋谷施設	秩父市上町1-2-17	23-1266	23-1382
45	(株) 清水商店トータルメンテナンス	秩父市熊木町12-19	22-0083	25-2930
46	住環企画(株)	秩父市荒川上田野504-10	54-1313	54-1313
47	(株) 信和設備	秩父市上宮地町1-12	22-1934	23-7754
48	住幸	秩父市定峰514	24-3496	23-2071
49	(有) 強矢石油	秩父市上吉田4244-6	78-0370	
50	セキネ設備	秩父市下影森1189-2	24-7640	24-7640
51	総合設備	秩父市田村1490	23-9736	23-9736
52	(株) ソーセツ秩父営業所	秩父市大野原1133	23-6630	
53	(株) 太陽設備	秩父市寺尾2350-1	24-0530	25-1133
54	(株) ダイショウ	秩父市上影森122-4	22-3365	
55	武井産業(株)	秩父市大滝1797-3	55-0136	
56	田嶋鉄工(株)	秩父市日野田町1-3-31	22-0957	23-7909
57	(株) マルホームサービス	秩父市別所386	24-1760	25-0306
58	(有) 秩父設備	秩父市中村町4-1-3	24-1235	24-9558
59	秩父土建(株)	秩父市大野原743	24-3111	
60	(株) ナカザワ	秩父市上野町23-6	22-0378	22-4457
61	(有) 中島土木	秩父市大野原1337-6	24-0052	
62	日新土木(有)	秩父市栃谷651-1	24-6474	22-9213
63	日本施設(株)	秩父市下宮地町9-8	22-5819	24-8647
64	(株) 萩原工務店	秩父市野坂町2-16-35	24-5062	24-5062
65	(有) ハマダ	秩父市大滝903-2	55-0050	
66	(株) 林組	秩父市太田260-1	62-4807	
67	引間工業	秩父市大野原2952-3	22-2049	
68	フクシマ工務店	秩父市荒川日野842	54-0933	
69	福嶋設備	秩父市永田町2-7	23-5182	23-5182
70	(有) 藤原水道	秩父市野坂町1-6-4	22-5917	24-5343
71	(有) 宝生建設	秩父市大畑町2-15	24-5614	
72	マエデン	秩父市山田2132-1	25-1126	26-3007
73	町田土木	秩父市荒川上田野633-2	54-2339	
74	(株) 松岡組	秩父市大野原2799-3	23-8058	23-8060
75	(有) マルシン建設	秩父市吉田石間3867	77-0676	
76	(有) マルト設備	秩父市下吉田6242-1	77-1326	
77	(有) みやま商店	秩父市大滝3928-6	54-0453	
78	(有) 茂木設備	秩父市黒谷1306-8	24-0334	24-3388
79	守屋八潮建設(株)	秩父市宮側町14-16	24-4611	24-4613
80	(株) 山口組	秩父市大野原1333	22-4747	
81	(有) 山口土建	秩父市栃谷1158-9	23-3423	24-5323
82	山中電機商会	秩父市相生町7-12	22-1209	22-8656
83	(株) 山本組	秩父市大野原2947-1	24-8324	24-0894
84	(有) 雄企	秩父市品沢205	62-0100	
85	有隣興業(株)	秩父市上宮地町22-25	22-0210	22-5764
86	(有) ワカバヤシ	秩父市山田2540-4	22-2052	23-6327

## ■秩父郡内工事業者

[平成 28 年 1 月 1 日現在]

No.	事業所の名称	所在地	TEL	FAX
1	浅海住建(株)	秩父郡小鹿野町216-5	75-2125	
2	(有)浅見管工	秩父郡皆野町三沢2964	65-0536	65-0876
3	(有)新井水道設備	秩父郡皆野町皆野610-7	62-4525	62-2852
4	(株)一志工業	秩父郡長瀬町大字長瀬618-2	66-3043	66-3667
5	水道設備 イマイ	秩父郡小鹿野町小鹿野973	75-3039	
6	エコシステムサービス(株)	秩父郡小鹿野町下小鹿野141	75-4041	
7	(株)岡田工務店	秩父郡皆野町大字皆野31-5	62-3236	62-4131
8	(有)小笠原工務店	秩父郡小鹿野町両神小森1146-1	79-0663	
9	金室住宅設備工事店	秩父郡皆野町大字大淵503-2	62-5395	
10	(有)河内電設	秩父郡皆野町大字国神668-4	62-0754	62-5078
11	菊屋	秩父郡小鹿野町小鹿野341	75-1122	
12	(株)キシオカ	秩父郡横瀬町横瀬765	22-4703	
13	(有)喜多工務店	秩父郡小鹿野町河原沢150	76-0159	76-0149
14	(有)黒澤鉄工所	秩父郡皆野町大字皆野2335-2	62-0126	
15	黒沢窯業(有)	秩父郡皆野町大字皆野1905-1	62-0152	
16	(有)小林水道設備	秩父郡長瀬町長瀬1516-12	66-3196	66-2703
17	(有)小林石油店	秩父郡小鹿野町下小鹿野764	75-2115	75-1786
18	(株)シマダ土木	秩父郡横瀬町横瀬6555-1	24-0971	
19	シンテック(株)	秩父郡長瀬町野上下郷3337-1	66-0457	66-0929
20	(有)関口建設	秩父郡長瀬町長瀬1408-3	66-1179	66-3417
21	添田設備	秩父郡長瀬町矢那瀬458	66-2842	66-3988
22	大亀建業(株)	秩父郡横瀬町大字横瀬127-11	22-6888	24-9447
23	高橋建築(株)	秩父郡小鹿野町下小鹿野144	75-2377	75-3523
24	(有)高橋工務店	秩父郡長瀬町大字本野上80-1	66-1118	66-3736
25	たむら設備	秩父郡小鹿野町下小鹿野197-1	75-3608	75-3608
26	(有)トヨタ水道	秩父郡小鹿野町長留491	75-3147	75-3397
27	(有)中野設備	秩父郡小鹿野町下小鹿野216-1	75-3603	75-5015
28	(株)中村工務店	秩父郡皆野町皆野1102-3	62-0458	62-4479
29	奈良設備工業	秩父郡小鹿野町般若782	75-0180	
30	東設備	秩父郡皆野町大字下田野1098-1	62-4634	62-5354
31	(株)ヒマワリ建設	秩父郡長瀬町長瀬851-11	66-3061	66-3808
32	(株)福寿屋	秩父市横瀬町横瀬4282-1	23-0192	22-4392
33	町田鉄工所	秩父郡皆野町皆野884-9	62-0304	
34	(株)松崎住宅産業	秩父郡横瀬町横瀬4233-3	24-4756	22-7520
35	向井建築(有)	秩父郡横瀬町横瀬1212-1	22-3275	22-3228
36	守屋設備	秩父郡小鹿野町両神小森2373	79-1730	79-1732
37	(有)守屋燃料店	秩父郡小鹿野町小鹿野1799-4	75-1411	75-1227
38	山崎水道設備	秩父郡小鹿野町小鹿野458	75-3478	
39	(有)山中見一工務所	秩父郡横瀬町横瀬6433-3	22-8318	
40	四方田産業(株)	秩父郡皆野町皆野1408	62-1484	62-1152

## ■秩父郡外工事業者

[平成 28 年 1 月 1 日現在]

No.	事業所の名称	所在地	TEL	FAX
1	アイダ設計(株)	さいたま市大宮区桜木町 2-286	048-726-8613	048-726-8703
2	(株)アイトップ	狭山市入間川 2 丁目 21-24	04-2952-2274	04-2953-3220
3	天田設備工業	児玉郡上里町大字金久保 699-20	0495-33-0847	0495-33-0847
4	(有)新井設備工業	児玉郡神川町大字二ノ宮 660-1	0495-77-3452	
5	(株)荒川設備	川口市大字峯 810-12	048-297-8999	048-297-8966
6	(株)イースマイル	大阪市浪速区敷津東 3-7-10 イースマイルビル	06-6631-7449	06-6631-7770
7	内田設備	深谷市岡 2733-7	048-585-2427	048-585-2423
8	大久原設備	本庄市児玉町共栄 314	0495-72-2843	
9	(株)オカ住設	本庄市牧西 49-2	0495-22-4002	0495-24-6566
10	(有)加藤工業所	東京都板橋区泉町 7-4	03-3960-4476	
11	(株)観水	深谷市柏合 681-1	048-571-3119	048-571-6475
12	関東日精(株)	児玉郡神川町原新田 1097-1	0495-77-3850	0495-77-0192
13	キムラ水道設備	児玉郡美里町大字下児玉 1138	0495-76-1028	0495-76-0963
14	(株)クラシアン	横浜市港北区新横浜 1-2-1	045-473-8181	045-473-1332
15	黒沢設備	深谷市針ヶ谷 817-1	048-585-0825	048-585-5962
16	(株)児玉設備工業	児玉郡神川町八日市 811-1	0495-77-4811	0495-77-1099
17	(有)笹原設備工業	深谷市岡部 794-3	048-585-2217	048-585-5669
18	積和建設埼玉(株)	さいたま市見沼区東大宮 6-14-10	046-686-7331	
19	大翔工業	深谷市小前田 2082-2	048-584-5209	048-584-5993
20	(有)平設備	比企郡滑川町伊古 158-1	0493-57-1157	0493-57-1156
21	(株)高橋設備	本庄市緑 2-1-2	0495-21-3563	0495-21-3506
22	(有)タカボリ設備	東京都港区芝 4-9-9	03-3454-8787	03-3454-8794
23	(株)たじま住宅設備	本庄市児玉町児玉 2293-15	0495-72-7771	
24	(株)田島ポンプ工業	本庄市児玉町児玉 2444-12	0495-72-0210	
25	(株)中島水道	鳩ヶ谷市南 6-6-13	048-281-1140	
26	(株)中島水道	熊谷市万吉 709-7	048-536-5151	048-536-5165
27	(有)長島設備商会	北本市本町 4-99	048-591-1304	048-591-1390
28	(有)中屋	熊谷市弥生 2-50	048-523-2372	048-525-2323
29	南部設備工業	伊勢崎市八斗島町 1294	0270-32-2777	0270-32-5417
30	パナソニックコンシューマーマーケティング(株)	大阪府大阪市中央区城見 2-1-61	06-6949-2301	06-6949-5261
31	フシミ設備サービス	熊谷市別府 5-284	048-532-5243	048-532-5345
32	藤岡水道サービス	藤岡市上大塚 357-3	0274-23-9372	
33	へんみ設備	児玉郡美里町沼上 85-2	0495-76-4120	0495-76-4227
34	(株)細田設備工業	本庄市児玉町塩谷 587-1	0495-72-0909	
35	三菱電機システムサービス(株)	東京都世田谷区太子堂 4-1-1	03-5431-7723	03-5431-7702
36	(株)ユーライフ	東松山市元宿 2 丁目 18-37	0493-59-9292	

※秩父市水道部は、平成 28 年 4 月 1 日から秩父市広域市町村圏組合水道局に組織変更となる。

そのため、秩父市指定給水装置工事事業者については、3 月 31 日までの暫定事業者となる。

## 資料 1. 4 災害時優先電話一覧（電話番号省略）

【第2編 第1章 第2節 緊急対応活動のための準備（p2-9）参照】

【第3編 第1章 第1節 活動体制の確立（p3-19）参照】

[平成 28 年 1 月 1 日現在]

項番	設置場所	
	住所大字通称名	住所建物等
1	阿保町	下郷福祉交流センター
2	浦山	浦山公民館
3	永田町	保健センター
4	永田町	保健センター（FAX）
5	下影森	影森小学校
6	下影森	影森公民館
7	下吉田	吉田小学校
8	下吉田	吉田幼稚園
9	下吉田	吉田中学校
10	下吉田	吉田総合支所
11	下吉田	吉田総合支所
12	下吉田	吉田総合支所（FAX）
13	久那	久那幼稚園
14	久那	久那小学校
15	久那	久那公民館
16	金室町	下水道センター
17	金室町	西小学校
18	熊木町	歴史文化伝承館
19	熊木町	秩父市役所記者クラブ
20	熊木町	危機管理課
21	熊木町	歴史文化伝承館
22	荒川久那	橋立浄水場
23	荒川上田野	荒川総合支所
24	荒川上田野	荒川総合支所（FAX）
25	荒川上田野	荒川学童保育室
26	荒川上田野	荒川東小学校
27	荒川日野	荒川中学校
28	荒川日野	農村環境改善センター
29	荒川日野	荒川公民館
30	荒川日野	荒川幼稚園
31	荒川贛川	荒川西小学校
32	桜木町	秩父市立病院
33	桜木町	秩父市立病院
34	桜木町	秩父市立病院
35	山田	高篠中学校

項番	設置場所	
	住所大字通称名	住所建物等
36	山田	高篠小学校
37	山田	高篠公民館
38	山田	やすらぎの丘管理事務所
39	寺尾	尾田蒔公民館
40	寺尾	尾田蒔中学校
41	寺尾	尾田蒔小学校
42	上影森	影森中学校
43	上吉田	吉田デイサービスセンター
44	上吉田	塚越浄水場
45	上宮地町	勤労者福祉センター
46	上宮地町	勤労者福祉センター（公衆電話）
47	上宮地町	道路維持課分室
48	上宮地町	第一小学校
49	上町	花の木学童保育室
50	上町	花の木小学校
51	上町	秩父第二中学校
52	上町	市立図書館
53	太田	大田小学校
54	太田	大田中学校
55	大宮	羊山公園管理事務所
56	大滝	大滝老人福祉センター
57	大滝	大滝体育館
58	大滝	大滝温泉遊湯館
59	大滝	大滝歴史民俗資料館
60	大滝	大滝国民健康保険診療所
61	大滝	教育委員会大滝事務所
62	大滝	大滝総合支所（代表）
63	大滝	大滝総合支所水道監視室
64	大滝	大滝総合支所（FAX）
65	大野原	秩父市文化体育センター
66	大野原	原谷公民館
67	滝の上町	秩父第一中学校
68	中村町	中村児童館
69	中津川	こまどり荘
70	別所	別所浄水場
71	野坂町	建築住宅課分室
72	野坂町	南小学校
73	下宮地町	秩父消防本部
74	下宮地町	秩父消防本部

## 〔資料2 災害危険箇所等関係〕

## 資料2. 1 山腹崩壊危険地区一覧

【第2編 第2章 第4節 土砂災害の予防 (p2-62) 参照】

〔平成28年1月1日現在〕

整理 番号	箇 所 名	位 置				面積 (ha)
		郡 市	町 村	大 字	小 字	
1	金山	秩父市	—	中津川	赤岩	3
2	小倉沢	〃	—	〃	赤岩日影	5
3	大山沢	〃	—	〃	大山沢	2
4	ガク沢	〃	—	〃	ガク沢先	5
5	ムジナ沢	〃	—	〃	ムジナ沢先	6
6	王冠1	〃	—	〃	王冠、外1	6
7	王冠2	〃	—	〃	王冠	4
8	桃木平	〃	—	〃	桃木平、外1	7
9	若沢	〃	—	〃	中津川	3
10	猿市	〃	—	〃	トシノ平、外1	6
11	渋沢	〃	—	〃	桃平久保、外11	2
12	中津川	〃	—	〃	檜の久保、外11	2
13	中双里	〃	—	〃	中双里	10
14	向山	〃	—	〃	向山	5
15	大滑	〃	—	大滝	大滑	8
16	塩沢	〃	—	〃	塩沢	2
17	入波向	〃	—	〃	浜平	11
18	浜平	〃	—	〃	浜平	4
19	滝ノ沢	〃	—	〃	滝ノ沢	5
20	十々六木かみ	〃	—	〃	滝ノ沢、外1	10
21	十々六木	〃	—	〃	十々六木、外1	1
22	小双里	〃	—	〃	小双里	4
23	鶉平	〃	—	〃	鶉平	1
24	宮平	〃	—	〃	宮平	2
25	三十場奥	〃	—	〃	三十場奥	8
26	麻生	〃	—	〃	麻生	1
27	寺井	〃	—	〃	寺井外	2
28	上中尾	〃	—	〃	上中尾	1
29	栃本	〃	—	〃	栃本	1
30	地頭沢	〃	—	〃	栃本	1
31	惣小屋谷1	〃	—	〃	惣小屋谷	7
32	惣小屋谷2	〃	—	〃	惣小屋谷	5
33	惣小屋谷3	〃	—	〃	惣小屋谷	4
34	実ヶ谷	〃	—	〃	実ヶ谷	4
35	落合	〃	—	〃	落合	4
36	神岡左沢	〃	—	〃	神岡	6
37	神岡右沢	〃	—	〃	神岡	4
38	三峰	〃	—	〃	天狗杉	4
39	大輪沢	〃	—	〃	大輪	1
40	大血川奥	〃	—	大滝三峯	大血川、外5	1
41	大血川1	〃	—	〃	大血川、外5	6

整理 番号	箇 所 名	位 置				面積 (ha)
		郡 市	町 村	大 字	小 字	
42	大 血 川 2	秩 父 市	—	大 滝	大血川、外 5	4
43	巢 場	〃	—	〃	ウ シ ロ 沢	3
44	建 一 沢	〃	—	〃	建 一 沢	4
45	強 石	〃	—	〃	強 石、外 3	3
46	大 輪	〃	—	〃	廿六木エボシ岩	16
47	向 山	〃	—	〃	向 山	8
48	赤 岩	〃	—	大滝中津川	赤 岩	6
49	雁 掛 沢	〃	—	〃	赤 岩	3
50	大 血 川 奥 2	〃	—	大 滝	大血川、外 5	5
51	栃 本	〃	—	〃	笹 原	1
52	十 王 殿	〃	—	伊 古 田	十王殿、外 1	2
53	坊 平	〃	—	蒔 田	石 神、外 1	3
54	中 寺 尾	〃	—	寺 尾	中 寺 尾	1
55	峯 沢	〃	—	久 那	大 久 保	2
56	金 山 沢 1	〃	—	黒 谷	曾 根 坂	4
57	金 山 沢 2	〃	—	栃 谷	堀 切 間	4
58	大 棚 沢	〃	—	山 田	下 馬 庭	5
59	前 の 沢	〃	—	〃	桃 木 沢	5
60	下 影 森 1	〃	—	下 影 森	イ ヤ ギ 沢	5
61	下 影 森 2	〃	—	〃	薬師堂、外 4	7
62	井 戸 沢	〃	—	上 影 森	橋 立	5
63	大 谷	〃	—	浦 山	大 谷	5
64	浦 山	〃	—	〃	浦 山	8
65	栗 山 1	〃	—	〃	浦 山 川	10
66	栗 山 2	〃	—	〃	浦 山 川	4
67	栗 山 3	〃	—	〃	浦 山 川	11
68	武 士 平	〃	—	〃	武 士 平	6
69	上 茶 倉	〃	—	〃	上 茶 倉	6
70	背 戸 山	〃	—	〃	背 戸 山	7
71	細 久 保 1	〃	—	〃	細 久 保	3
72	細 久 保 2	〃	—	〃	細 久 保	3
73	細 久 保 3	〃	—	〃	日 影 倉	8
74	広 河 原 谷 1	〃	—	〃	広 河 原 谷	10
75	広 河 原 谷 2	〃	—	浦 山	広 河 原 谷	7
76	堀 切	〃	—	堀 切	亀 川	1
77	田 村	〃	—	田 村	深 町	3
78	品 沢	〃	—	品 沢	諏 訪 の 脇	2
79	広 川 原	〃	—	浦 山	広 川 原	6
80	金 倉	〃	—	〃	金 倉	6
81	石 亀	〃	—	品 沢	石 亀	1
82	宮 の 台	〃	—	大 宮	宮 野 台	1
83	広 川 原	〃	—	浦 山	広 川 原	1
84	瑞 岩 寺	〃	—	黒 谷	台 の 入	1
85	三 工 場 沢	〃	—	浦 山	三 工 場 沢	1
86	下 落 合	〃	—	久 那	下 落 合	1
87	井 森	〃	—	田 村	井 森	1
88	野 坂	〃	—	野 坂		1
89	町 分	〃	—	荒 川 贅 川	玉 田 林	6

整理 番号	簡 所 名	位 置				面積 (ha)
		郡 市	町 村	大 字	小 字	
90	下 郷 右	秩 父 市	—	荒 川 贄 川	甲 沢	5
91	下 郷 左	〃	—	荒 川	麻 生	1
92	柴 原	〃	—	荒 川 小 野 原	柴 原 山	4
93	久 那 1	〃	—	荒 川 久 那	赤 石 道	10
94	久 那 2	〃	—	〃	後 台 道 上	11
95	若 御 子	〃	—	荒 川 上 田 野	南 山	4
96	事 上	〃	—	荒 川 日 野	事 上	3
97	川 浦 谷	〃	—	〃	倉 掛	5
98	林 沢	〃	—	荒 川	玉 田 林	2
99	贄 川	〃	—	荒 川 贄 川	柳 島	2
100	世 戸 沢	〃	—	荒 川 日 野	世 戸 沢	1
101	日 野	〃	—	〃	下 毛 原	2
102	南 山	〃	—	荒 川 上 田 野	南 山	2
103	南 山 2	〃	—	上 田 野	南 山	1
104	梁 場	〃	—	吉 田 太 田 部	梁 場	8
105	古 指	〃	—	〃	相 見	5
106	小 指 1	〃	—	〃	小 指	1
107	小 指 2	〃	—	〃	小 指	1
108	檜 尾	〃	—	〃	檜 尾	3
109	女 形 沢	〃	—	上 吉 田	女 形	4
110	女 形 1	〃	—	〃	女 形	5
111	女 形 2	〃	—	〃	ワ タ シ 山	6
112	女 形 3	〃	—	〃	ワ タ シ 山	6
113	塚 腰	〃	—	〃	塚 腰	2
114	小 川 1	〃	—	〃	牛 丸 沢	3
115	小 川 2	〃	—	〃	小 川	1
116	明 ケ 平	〃	—	〃	明 ケ 平	1
117	女 部 田	〃	—	〃	東 女 部 田	2
118	中 島	〃	—	〃	中 島	2
119	巢 掛 沢	〃	—	〃	巢 掛 沢	3
120	大 棚 部	〃	—	〃	大 棚 部	1
121	城 峯 沢	〃	—	〃	半 納	1
122	沢 戸	〃	—	〃	明 ケ 平	1
123	漆 木	〃	—	吉 田 石 間	漆 木	2
124	沢 口	〃	—	〃	左 八 ノ 神、外 3	1
125	矢 畑	〃	—	下 吉 田	矢 畑 山、外 1	1
126	芦 田 2	〃	—	〃	鍛 冶 山、外 1	5
127	芦 田 1	〃	—	〃	鍛 冶 山、外 1	1
128	守 岩	〃	—	吉 田 阿 熊	守 岩、外 1	5
129	室 久 保 入	〃	—	〃	室 久 保	1
130	白 岩 沢	〃	—	〃	白 岩、外 1	2
131	阿 熊	〃	—	〃	新 井	1
132	新 志	〃	—	吉 田 久 長	新 志	5
133	元 郷 1	〃	—	〃	大 久 保、外 2	1
134	元 郷 2	〃	—	〃	元 郷	3
135	番 戸	〃	—	下 吉 田	福 田、外 3	1
136	八 人 峠	〃	—	〃	小 坂 下 山、外 1	8
137	赤 柴	〃	—	〃	赤 柴 山	3

整理 番号	箇 所 名	位 置				面積 (ha)
		郡 市	町 村	大 字	小 字	
138	橋 倉	秩 父 市	—	上 吉 田	ツラ原堀、外1	1
139	鉢 久 保 1	〃	—	下 吉 田	ハ ラ ヒ 沢	3
140	鉢 久 保 2	〃	—	〃	ハ ラ ヒ 沢	1
141	ワ タ シ 山	〃	—	上 吉 田	ワ タ シ 山	4
142	土 坂	〃	—	〃	は か け	1
143	松 場 沢	〃	—	吉 田 阿 熊	松 場	5
144	布 里	〃	—	下 吉 田	布 里	1
145	駒 形	〃	—	上 吉 田	駒 形	3
146	半 納	〃	—	吉 田 石 間	半 納	1
147	福 田 沢	〃	—	下 吉 田	福 田	1
148	沢 口	〃	—	吉 田 石 間	沢 口	1
149	太 田 部	〃	—	吉 田 太 田 部	岩 井	1

## 資料2. 2 崩壊土砂流出危険地区一覧

【第2編 第2章 第4節 土砂災害の予防 (p2-62) 参照】

[平成28年1月1日現在]

整理 番号	箇所名	位 置				面積 (ha)
		郡 市	町 村	大 字	小 字	
1	山 吹 谷	秩 父 市	—	中 津 川	山 吹 谷	0.5
2	山 吹 沢	〃	—	〃	山 吹 沢	6.6
3	六 助 沢	〃	—	〃	六 助 沢	1.5
4	赤 岩 沢	〃	—	〃	小 倉 沢	0.9
5	下 駄 屋 坂 沢	〃	—	〃	下 駄 屋 坂 沢	2.1
6	赤 岩 日 影	〃	—	〃	赤 岩 日 影	0.5
7	山 鳥	〃	—	〃	山 鳥	1.4
8	下 大 山 沢	〃	—	〃	大 山 沢	10
9	上 大 山 沢	〃	—	〃	大 山 沢	8.6
10	新 兵 エ 沢	〃	—	〃	新 兵 エ 沢	2.9
11	ガ ク 沢	〃	—	〃	ガ ク 沢	6.1
12	ガ ク 沢 入 口	〃	—	〃	ガ ク 沢	0.02
13	バ ラ 沢	〃	—	〃	バ ラ 沢	0.04
14	イ タ チ 沢	〃	—	〃	イ タ チ 沢	0.01
15	ム ジ ナ 沢	〃	—	〃	ム ジ ナ 沢	9.0
16	鎌 倉 沢	〃	—	〃	鎌 倉 沢	4.4
17	上 山 の 沢	〃	—	〃	上 山 の 沢	0.06
18	大 若	〃	—	〃	大 若	0.05
19	ウ ズ ノ 沢	〃	—	〃	ウ ズ ノ 沢	0.1
20	若 沢	〃	—	〃	若 沢	1.5
21	上 井 戸 沢	〃	—	〃	上 井 戸 沢	0.3
22	う ず の 沢	〃	—	〃	中 津 川	1
23	神 流 川	〃	—	〃	神 流 川	0.1
24	下 山	〃	—	〃	下 山	1.6
25	石 舟 沢	〃	—	〃	石 舟 沢	3.7
26	長 栄 橋	〃	—	〃	長 栄 橋	0.2
27	相 原 山	〃	—	〃	相 原 山	0.4
28	上 井 戸 沢	〃	—	〃	上 井 戸 沢	1.5
29	中 双 里	〃	—	〃	中 双 里	1.2
30	井 戸 沢	〃	—	〃	塩 沢 榎 内	7.1
31	や た け 沢	〃	—	大 滝	塩 沢 井 戸 沢	2.4
32	小 塩 沢	〃	—	中 津 川	塩 沢 小 差	0.5
33	能 沢	〃	—	〃	入 波 向	0.3
34	滝 沢 奥	〃	—	〃	入 波 向 西 向	0.1
35	入 波 沢	〃	—	大 滝	浜 平	3.7
36	浜 平	〃	—	〃	浜 平	2.2
37	西 の 沢	〃	—	〃	鶉 平	1.4
38	桐 平	〃	—	〃	桐 平	1.1
39	滝 川 1	〃	—	〃	滝 川	0.1
40	滝 川 2	〃	—	〃	滝 川	0.1
41	滝 川 3	〃	—	〃	滝 川	0.1
42	滝 川 4	〃	—	〃	滝 川	1
43	松 葉 沢	〃	—	〃	惣 小 屋 谷	4.2
44	惣 小 屋 谷 1	〃	—	〃	惣 小 屋 谷	17.7

整理 番号	箇所名	位 置				面積 (ha)
		郡 市	町 村	大 字	小 字	
45	惣小屋谷 2	秩父市	—	大 滝	惣小屋谷	2.9
46	鷹ノ巣 沢	〃	—	〃	鷹ノ巣 沢	2.9
47	檜 沢	〃	—	〃	檜 沢	4.1
48	実ヶ谷	〃	—	〃	実ヶ谷	2.9
49	万寿 沢	〃	—	〃	落合	1.8
50	むじな 沢	〃	—	〃	落合	2.3
51	井戸 沢	〃	—	〃	女夫岩	0.6
52	榎木 沢	〃	—	〃	大血川	1
53	井戸 沢	〃	—	〃	大血川	3
54	横岩 沢	〃	—	〃	横岩 沢	4.5
55	唐 沢	〃	—	〃	巣場	1.5
56	ウシロ 沢	〃	—	〃	ウシロ 沢	1
57	滝ノ入 沢	〃	—	〃	滝ノ入 沢	1.5
58	カラ 沢	〃	—	〃	巣場カラ 沢	1.7
59	庚申 沢	〃	—	〃	鶉平	1.8
60	上 山	〃	—	〃	上 山	0.7
61	大 山 沢	〃	—	中津川	大 山 沢	1.3
62	東 谷	〃	—	大 滝	大 血 川	2.4
63	向の 沢	〃	—	〃	大血川山	9
64	大 砥 沢	〃	—	三 峰	飛 岩	3.0
65	向 山	〃	—	中津川	向 山	0.6
66	大 輪	〃	—	大 滝	大達原カマヌケ	0.3
67	新兵衛山 2	〃	—	中津川	新兵衛山	0.2
68	堤平 1	〃	—	太 田	堤 平	1.2
69	堤平 2	〃	—	伊古田	朴木 沢	0.7
70	奈良山	〃	—	〃	奈良山	0.8
71	田ノ入(二)	〃	—	〃	十王殿	0.8
72	田 高 入	〃	—	〃	田 高 入	2.6
73	伊古田山	〃	—	〃	伊古田山	0.5
74	中 組	〃	—	品 沢	境 沢	0.7
75	芳ヶ入 沢	〃	—	〃	坊ヶ入	3.7
76	長尾 沢	〃	—	〃	中 組	1.8
77	筑紫山	〃	—	蒔 田	大 平 山	0.4
78	大 平 山	〃	—	〃	大 平 山	0.4
79	上 蒔 田	〃	—	〃	清 水	0.3
80	坊 沢	〃	—	〃	府 坂	0.6
81	大 谷 山	〃	—	〃	大 谷	0.9
82	上 寺 尾	〃	—	寺 尾	八 木	0.3
83	子の神 沢	〃	—	久 那	長 坂	0.5
84	野々上	〃	—	〃	野々上	0.7
85	木 毛	〃	—	黒 谷	木 毛	0.1
86	下 山	〃	—	〃	下 山	0.6
87	竹ノ入 沢	〃	—	〃	竹ノ入 沢	0.6
88	栃 沢	〃	—	〃	堀ノ内	0.6
89	鴨 畝	〃	—	定 峰	鴨 畝	2.3
90	大 谷 川	〃	—	〃	大 谷 川	1.8
91	定 峰	〃	—	〃	宮の木	0.7
92	桑原 沢	〃	—	栃 谷	越 腰 入	1

整理 番号	箇所名	位 置				面積 (ha)
		郡 市	町 村	大 字	小 字	
93	長 芦 沢	秩 父 市	—	山 田	上 長 芦	1
94	白 石 沢	〃	—	〃	沢 の 口	2.6
95	沢 の 口 沢	〃	—	〃	山 の 神	0.9
96	常 光 寺 沢	〃	—	〃	腰 ノ 入	0.9
97	常 木 沢	〃	—	〃	常 木 沢	0.5
98	常 平 田 沢	〃	—	〃	古 堂	0.9
99	奥 鳴 子 沢	〃	—	上 影 森	奥 橋 立	4.4
100	嶽	〃	—	浦 山	細 ケ 谷	0.8
101	茶 平 沢	〃	—	〃	木 切 山	0.7
102	船 井 戸	〃	—	〃	中 久 保 小 根	0.5
103	長 坂	〃	—	〃	桧 岩	0.4
104	中 の 沢	〃	—	〃	茸 平	3.8
105	東 谷	〃	—	〃	竹 の 下	2
106	井 戸 川	〃	—	〃	井 戸 入	1.1
107	ツ ク オ 谷	〃	—	〃	ツ ク オ 谷	0.5
108	シモロツボ 谷	〃	—	〃	広 河 原	0.9
109	長 尾	〃	—	〃	広 河 原	0.5
110	持 田 沢	〃	—	〃	日 影 倉	0.3
111	幹 沢	〃	—	〃	芋 畑	0.6
112	沢 ノ 入	〃	—	〃	金 倉	1.1
113	清 水 沢	〃	—	〃	仁 田 場	1.2
114	性	〃	—	〃	中 ノ 沢	0.3
115	定 峰 2	〃	—	定 峰	フ タ ニ タ	0.5
116	日 野 田	〃	—	大 宮	日 野 田 上	0.8
117	堰 ノ 上	〃	—	蒔 田	堰 ノ 上	0.1
118	巢 御	〃	—	浦 山	巢 御	1
119	塩 谷 沢	〃	—	寺 尾	伝 来	2.5
120	黒 谷	〃	—	黒 谷	妙 ケ 峠	0.6
121	久 那	〃	—	久 那	桜 沢	1.9
122	栃 ノ 木 沢	〃	—	〃	塩 水	0.4
123	鬼 ケ 岩	〃	—	山 田	鬼 ケ 岩	0.5
124	小 柱	〃	—	小 柱	東 平	0.2
125	塩 谷 沢 2	〃	—	寺 尾	乙 塩 谷 外 1	0.1
126	唐 沢	〃	—	浦 山	日 影 倉	0.21
127	鬼 ケ 沢	〃	—	田 村	鬼 ケ 沢 外 1	0.2
128	管 仁 田	〃	—	黒 谷	管 仁 田	0.2
129	定 峰 2	〃	—	定 峰	サ ソ ウ 外 1	0.2
130	鳥 首 沢	〃	—	浦 山	三 居 平 外 1	2.7
131	井 戸 窪 沢	〃	—	〃	半 根 岩 外 1	1.4
132	鍛 冶 崩 沢	〃	—	〃	広 川 原	1.8
133	長 尾 沢	〃	—	〃	広 川 原	0.8
134	広 川 原	〃	—	〃	広 川 原	0.6
135	上 の 沢 1	〃	—	荒 川 贄 川	白 久	0.9
136	上 の 沢 2	〃	—	〃	白 久	1.6
137	c 沢	〃	—	〃	笹 平	0.4
138	b 沢	〃	—	〃	南 柿 平	2.2
139	が に 沢	〃	—	〃	長 岩	3.5
140	大 指	〃	—	〃	梅 ケ 谷	0.4

整理 番号	箇所名	位 置				面積 (ha)
		郡 市	町 村	大 字	小 字	
141	ガニ沢	秩父市	—	荒川贄川	贄川	7.6
142	日向沢	〃	—	〃	上平	5.8
143	蛙窪	〃	—	荒川小野原	蛙窪	0.4
144	嶽ノ沢	〃	—	荒川日野	嶽ノ沢	0.4
145	大堀沢	〃	—	荒川上田野	南山	0.9
146	堂の沢	〃	—	〃	南山	0.1
147	事上	〃	—	〃	事上	0.1
148	南山	〃	—	荒川日野	南山	2.8
149	三期沢	〃	—	〃	世戸沢	0.2
150	沢ノ入	〃	—	〃	沢ノ入	1.1
151	小幡陣	〃	—	〃	小幡陣	3.3
152	川戸入	〃	—	〃	川戸入	1.0
153	松葉沢	〃	—	〃	馬立	1.2
154	湯の入	〃	—	荒川	中山	0.6
155	二見沢	〃	—	荒川白久	二夕谷	5.5
156	寺の前沢	〃	—	荒川	沢の入	0.4
157	オツカゾ沢	〃	—	荒川贄川	オツカゾ沢	1
158	相ノ浦	〃	—	荒川白久	相ノ浦	1.2
159	林沢	〃	—	〃	林沢	0.5
160	玉田林	〃	—	荒川贄川	贄川	0.6
161	柳田沢	〃	—	〃	寒久保	0.2
162	上常盤沢	〃	—	荒川小野沢	上常盤沢	0.2
163	双見沢	〃	—	荒川白久	日峯	0.6
164	鷺ノ巢	〃	—	荒川小野原	安場	1.9
165	南山2	〃	—	荒川上田野	南山	1.4
166	高指	〃	—	荒川日野	高指	0.6
167	寺沢	〃	—	〃		0.1
168	相見	〃	—	吉田太田部	相見	0.9
169	小指	〃	—	〃	小指	0.4
170	三ツ山	〃	—	〃	三ツ山	13.4
171	西の向	〃	—	〃	西の向	2.9
172	イデ沢	〃	—	上吉田	イデ沢	0.3
173	権現堀	〃	—	〃	権現堀	1.5
174	橋の沢	〃	—	〃	柿沢	0.3
175	真弓沢	〃	—	〃	宝金沢	4.2
176	井戸沢	〃	—	〃	小川	0.5
177	ごんぞ沢	〃	—	〃	明ヶ平	1
178	東沢	〃	—	〃	明ヶ平	2
179	タナ窪	〃	—	〃	小川戸	0.9
180	大波見沢	〃	—	〃	大波見	2.4
181	家ノ入	〃	—	〃	家ノ入	0.5
182	赤岩沢	〃	—	〃	女部田	0.8
183	松岡入	〃	—	〃	松岡入	0.4
184	龍泉寺沢	〃	—	〃	中島	1.6
185	沢ノ入	〃	—	〃	沢ノ入	0.8
186	巢掛	〃	—	〃	巢掛沢	0.2
187	明玉入	〃	—	吉田石間	明玉入	0.3
188	森戸入	〃	—	〃	沢戸	4.8

整理 番号	箇所名	位 置				面積 (ha)
		郡 市	町 村	大 字	小 字	
189	桧 沢	秩 父 市	—	吉 田 石 間	半 納	0.5
190	城 峯 沢	〃	—	〃	半 納	4.7
191	木 引 戸	〃	—	〃	半 納	3.5
192	石 間	〃	—	〃	大 指	1.1
193	モモのくぼ	〃	—	〃	中 郷	1.2
194	滝 の 沢	〃	—	〃	沢 口	1.6
195	黒 地 谷	〃	—	〃	黒 地 河 入	2.7
196	亀 木 沢	〃	—	〃	粟 野	1.4
197	矢 畑 山	〃	—	〃	矢 畑 山	0.5
198	布 里	〃	—	下 吉 田	布 里	0.5
199	物 見 沢	〃	—	吉 田 阿 熊	守 岩	1.4
200	西 の 入	〃	—	〃	白 岩	1.3
201	白 岩 沢	〃	—	〃	白 岩 沢	2.2
202	松 場 沢	〃	—	〃	松 場	1.5
203	藤 柴 沢	〃	—	吉 田 久 長	藤 芝	2.5
204	頼 母 沢 1	〃	—	〃	峯 久 保	2.3
205	頼 母 沢 2	〃	—	〃	梅 谷	0.7
206	頼 母 沢 3	〃	—	〃	高 田	0.2
207	万 場 沢	〃	—	下 吉 田	万 場 沢	3.6
208	中 ノ 沢	〃	—	上 吉 田	中 ノ 沢	0.6
209	高 岸 沢	〃	—	吉 田 石 間	井 戸 日 影	0.6
210	滝 の 沢	〃	—	上 吉 田	滝 の 沢	0.2
211	矢 丸 沢	〃	—	〃	矢 丸 沢	0.2

## 資料2. 3 地すべり危険地区一覧

【第2編 第2章 第4節 土砂災害の予防 (p2-62、2-65) 参照】

[平成28年1月1日現在]

整理番号	箇所名	位置				面積 (ha)
		郡市	町村	大字	字	
1	黒石	秩父市	—	久那	黒石	38.9
2	別所	〃	—	〃	別所	54.2
3	大久保	〃	—	〃	大久保	33.5
4	安立	〃	—	〃	安立	25.8
5	姥ヶ沢	〃	—	〃	折	12.3
6	坂本	〃	—	〃	坂本	38.1
7	滝の上	〃	—	〃	平仁田	18.2
8	下川	〃	—	黒谷	木毛	43
9	和銅沢	〃	—	〃	下山	34.9
10	笠山	〃	—	〃	笠山	30
11	栃谷入	〃	—	栃谷	栃谷入、ほか1	15
12	定峰	〃	—	定峰	下平、ほか4	21.1
13	日向	〃	—	浦山	日向、ほか4	15
14	山摺1	〃	—	〃	山摺	5.1
15	山摺2	〃	—	〃	山摺	14
16	冠岩沢	〃	—	〃	冠岩	4.3
17	太田部	〃	—	吉田太田部	小指	9.4
18	女形	〃	—	上吉田	女形	6.7
19	宮戸	〃	—	〃	中島	13.3
20	児玉入	〃	—	〃	石間戸	3.4
21	森戸入	〃	—	吉田石間	沢戸	7.9
22	井上	〃	—	下吉田	井上	5.9
23	彦久保	〃	—	〃	彦久保	22.1
24	新志	〃	—	〃	新志	7.1
25	白砂岩	〃	—	久長	上郷	4.9
26	藤柴沢	〃	—	〃	藤芝	13
27	頼母沢	〃	—	〃	頼母沢	2.4
28	万場沢	〃	—	下吉田	万場沢	17.3
29	ヨッポ沢	〃	—	〃	ヨッポ沢	10
30	沼沢	〃	—	〃	布里	13.2
31	滝沢	〃	—	上吉田	千鹿谷	4.5
32	千鹿谷	〃	—	〃	千鹿谷	4.8
33	十々六木	〃	—	大滝	十々六木	40.2
34	大久保1	〃	—	〃	大久保	10.7
35	大久保2	〃	—	〃	大久保	7.7
36	小六井戸	〃	—	〃	栃本	10
37	三峰1	〃	—	〃	三峰	128.7

整理 番号	箇所名	位 置				面積 (ha)
		郡 市	町 村	大 字	字	
38	三 峰 2	秩 父 市	—	大 滝	三 峰	41.2
39	三 峰 3	〃	—	〃	三 峰	7.8
40	二 瀬	〃	—	〃	二 瀬	15.7
41	三 十 場	〃	—	〃	三 十 場	21.9
42	深 井 戸 沢	〃	—	〃	大 達 原	36.1
43	新 山 沢	〃	—	〃	新 山 沢	22.9
44	大 血 川	〃	—	〃	大 血 川	13.3
45	強 石 沢	〃	—	〃	強 石	20.7
46	上 中 尾	〃	—	〃	上 中 尾	2.7
47	大 堀 沢	〃	—	荒川上田野	船 川	26.4

## 資料 2. 4 土石流危険溪流一覧

【第 2 編 第 2 章 第 4 節 土砂災害の予防 (p2-63) 参照】

[平成 28 年 1 月 1 日現在]

溪流番号	溪流名	溪流所在地
364-I-001	竹の久保沢	秩父市布里
364-I-002	千鹿谷川入沢	秩父市千鹿谷
364-I-003	女形 2	秩父市女形
364-I-004	大鹿沢	秩父市明ヶ平
364-I-005	タナ窪沢	秩父市小川戸
364-I-006	中河原沢	秩父市女部田
364-I-007	十二天沢	秩父市久形
364-I-008	久形 1	秩父市久形
364-I-009	龍泉寺沢	秩父市中島
364-I-010	沢の入沢	秩父市大棚部
364-I-011	久保沢	秩父市石間戸
364-I-012	西ノ入沢	秩父市沢口
364-I-014	モモクボ・南	秩父市中郷
364-I-015	下漆木	秩父市沢口
364-I-016	滝の沢	秩父市沢口
364-I-017	矢畑沢西	秩父市矢畑
364-I-018	矢畑沢	秩父市矢畑
364-I-019	沢入沢	秩父市井上
364-I-020	西の入沢	秩父市白岩
364-I-021	白岩沢	秩父市白岩
364-I-022	白岩沢 2	秩父市白岩
364-I-023	松葉沢	秩父市松場
364-I-024	西沢	秩父市彦久保
364-II-002	赤柴	秩父市赤柴
364-II-003	かみ沢	秩父市宮戸
364-II-004	松岡沢	秩父市女部田
364-II-005	女形 3	秩父市女形
364-II-006	イデ沢向	秩父市女形
364-II-007	女形 1	秩父市女形
364-II-008	峯の沢	秩父市女形
364-II-010	橋の沢	秩父市明ヶ平
364-II-011	外柿沢	秩父市外柿
364-II-012	井戸沢	秩父市小川
364-II-014	東沢	秩父市明ヶ平
364-II-015	タナ窪沢	秩父市塚越
364-II-016	不動沢	秩父市小川戸
364-II-017	大波見沢	秩父市大波見
364-II-018	清水入沢	秩父市大波見
364-II-019	女部田	秩父市女部田
364-II-021	番切り沢	秩父市久形
364-II-022	田の入沢	秩父市中島
364-II-023	大棚部	秩父市大棚部
364-II-024	虫神沢	秩父市漆木
364-II-025	森戸入沢	秩父市沢戸
364-II-027	中沢	秩父市漆木
364-II-028	棒の入沢	秩父市漆木
364-II-029	出入沢	秩父市半根子

溪流番号	溪流名	溪流所在地
364—Ⅱ—030	矢畑東	秩父市矢畑
364—Ⅱ—032	矢畑2	秩父市矢畑
364—Ⅱ—033	天神沢西	秩父市井上
364—Ⅱ—035	鍛冶山	秩父市鍛冶山
364—Ⅱ—036	西沢	秩父市鍛冶山
364—Ⅱ—037	宮沢	秩父市彦久保
364—Ⅱ—039	白岩沢3	秩父市白岩
364—Ⅱ—040	川久保1	秩父市川久保
364—Ⅱ—041	川久保2	秩父市川久保
364—Ⅱ—044	彦久保2	秩父市彦久保
364—Ⅱ—045	彦久保3	秩父市彦久保
364—Ⅱ—046	東沢	秩父市彦久保
364—Ⅱ—047	彦久保4	秩父市彦久保
364—Ⅱ—049	西沢	秩父市藤芝
364—Ⅱ—050	藤芝沢	秩父市藤芝
364—Ⅱ—051	和田	秩父市和田
364—Ⅱ—052	頼母沢1	秩父市頼母沢
364—Ⅱ—053	江義沢	秩父市頼母沢
364—Ⅱ—054	八王寺沢	秩父市頼母沢
364—Ⅱ—055	頼母沢5	秩父市頼母沢
364—Ⅱ—056	葉暮沢	秩父市頼母沢
367—Ⅰ—001	間の沢	秩父市神岡
367—Ⅰ—004	小倉沢	秩父市小倉沢
367—Ⅰ—005	西の沢	秩父市鷓平
367—Ⅰ—006	庵の沢2	秩父市落合
367—Ⅰ—007	万治沢	秩父市落合
367—Ⅰ—008	庵の沢	秩父市落合
367—Ⅱ—001	上井戸沢	秩父市中津川
367—Ⅱ—002	上井戸沢	秩父市中津川
367—Ⅱ—003	井戸沢	秩父市中双里
367—Ⅱ—004	境沢	秩父市柵平
367—Ⅱ—005	境沢2	秩父市柵平
367—Ⅱ—007	橋湯沢	秩父市町分
368—Ⅰ—002	仁丹沢	秩父市越
368—Ⅰ—003	矢の沢	秩父市事上
368—Ⅰ—006	上大塚沢	秩父市大塚
368—Ⅰ—007	谷津沢	秩父市橋場
368—Ⅰ—008	谷津沢2	秩父市橋場
368—Ⅰ—009	深入沢	秩父市荒川白久
368—Ⅰ—010	宮沢	秩父市上サ
368—Ⅰ—011	愛宕沢	秩父市上サ
368—Ⅰ—012	寺の前沢	秩父市上サ
368—Ⅰ—013	白川橋2	秩父市上サ
368—Ⅰ—014	上の沢	秩父市猪鼻
368—Ⅱ—001	事上	秩父市荒川上田野
368—Ⅱ—002	持小屋沢	秩父市荒川上田野
368—Ⅱ—003	西ノ沢	秩父市荒川日野
368—Ⅱ—004	西ノ沢2	秩父市荒川日野
368—Ⅱ—008	下大塚沢	秩父市荒川日野
368—Ⅱ—009	イノチ沢	秩父市荒川白久
368—Ⅱ—010	大久保沢	秩父市荒川白久

溪流番号	溪流名	溪流所在地
368—Ⅱ—011	二見沢	秩父市荒川白久
368—Ⅱ—012	二見沢 2	秩父市荒川白久
368—Ⅱ—013	白川橋 1	秩父市荒川白久
368—Ⅱ—014	西ノ沢	秩父市猪鼻
368—Ⅱ—015	横手沢	秩父市荒川白久
368—Ⅱ—016	権田沢	秩父市町分
368—Ⅱ—017	権田沢 2	秩父市町分
368—Ⅱ—018	橋湯沢	秩父市荒川贄川
207—Ⅰ—001	大畑沢	秩父市木毛
207—Ⅰ—002	文珠堂沢(1)	秩父市木毛
207—Ⅰ—003	文珠堂沢(2)	秩父市木毛
207—Ⅰ—004	硫黄沢	秩父市木毛
207—Ⅰ—005	下田沢	秩父市木毛
207—Ⅰ—006	押出堀	秩父市黒谷
207—Ⅰ—007	小樽(1)	秩父市小樽
207—Ⅰ—008	黒谷(3)	秩父市黒谷
207—Ⅰ—009	曾根坂沢	秩父市黒谷
207—Ⅰ—010	柳田	秩父市上小川
207—Ⅰ—011	下郷(1)	秩父市下郷
207—Ⅰ—012	下郷(2)	秩父市下郷
207—Ⅰ—015	栃谷入沢	秩父市上郷
207—Ⅰ—016	上郷(5)	秩父市上郷
207—Ⅰ—017	前沢(1)	秩父市栃谷
207—Ⅰ—018	前沢(2)	秩父市栃谷
207—Ⅰ—019	塔ノ入沢	秩父市山田
207—Ⅰ—020	常木沢	秩父市上山田
207—Ⅰ—021	常木沢(2)	秩父市山田
207—Ⅰ—022	堂平田沢	秩父市上山田
207—Ⅰ—023	押堀川(1)	秩父市日野田町
207—Ⅰ—024	押堀川(2)	秩父市日野田町
207—Ⅰ—025	イヤギ沢	秩父市山田
207—Ⅰ—026	田の沢	秩父市八幡町
207—Ⅰ—027	沖ノ沢入沢	秩父市八幡町
207—Ⅰ—028	別当沢	秩父市大沼町
207—Ⅰ—029	沖川堀	秩父市日影
207—Ⅰ—031	滝川(1)	秩父市平仁田
207—Ⅰ—032	坂本(1)	秩父市坂本
207—Ⅰ—033	栃の木沢	秩父市栗原
207—Ⅰ—034	落合沢	秩父市落合
207—Ⅰ—035	別所(1)	秩父市別所
207—Ⅰ—036	別所(3)	秩父市別所
207—Ⅰ—037	大塚沢	秩父市上寺尾
207—Ⅰ—038	空沢	秩父市上寺尾
207—Ⅰ—039	上寺尾(2)	秩父市上寺尾
207—Ⅰ—040	薬師堂沢	秩父市上寺尾
207—Ⅰ—042	坊平	秩父市坊平
207—Ⅰ—043	石神沢	秩父市蒔田
207—Ⅰ—044	上蒔田(3)	秩父市上蒔田
207—Ⅰ—045	上蒔田(4)	秩父市上蒔田
207—Ⅰ—046	長尾沢	秩父市上蒔田
207—Ⅰ—047	品沢(3)	秩父市品沢

溪流番号	溪流名	溪流所在地
207—I—051	宮根入沢	秩父市伊古田
207—I—052	十王殿(3)	秩父市十王殿
207—I—053	十王殿(4)	秩父市十王殿
207—II—001	木毛	秩父市木毛
207—II—003	和銅沢川	秩父市柳田
207—II—005	杉沢	秩父市笠山
207—II—006	小樽(2)	秩父市小樽
207—II—010	上郷(2)	秩父市上郷
207—II—011	上郷(3)	秩父市上郷
207—II—013	定峰(2)	秩父市定峰
207—II—015	上郷(4)	秩父市上郷
207—II—016	中郷	秩父市中郷
207—II—017	大棚(1)	秩父市大棚
207—II—018	桃木沢	秩父市上山田
207—II—020	上影森(1)	秩父市上影森
207—II—021	上影森(2)	秩父市上影森
207—II—022	上影森(3)	秩父市上影森
207—II—023	上影森(4)	秩父市上影森
207—II—025	浦山(1)	秩父市浦山
207—II—026	浦山(2)	秩父市浦山
207—II—029	清水沢	秩父市浦山
207—II—031	滝川(2)	秩父市平仁田
207—II—032	平仁田(1)	秩父市平仁田
207—II—033	平仁田(2)	秩父市平仁田
207—II—034	坂本(2)	秩父市坂本
207—II—035	姥ヶ沢	秩父市折
207—II—037	別所(2)	秩父市別所
207—II—038	上寺尾(1)	秩父市上寺尾
207—II—040	坊平(1)	秩父市坊平
207—II—042	田村(2)	秩父市田村
207—II—043	田村(3)	秩父市田村
207—II—044	上蒔田(1)	秩父市上蒔田
207—II—045	上蒔田(2)	秩父市上蒔田
207—II—048	品沢(1)	秩父市品沢
207—II—049	品沢(2)	秩父市品沢
207—II—056	西平(1)	秩父市西平
207—J—001	上郷(6)	秩父市上郷
207—J—002	大棚(2)	秩父市大棚
207—J—003	押堀川	秩父市下影森
207—J—004	上影森(5)	秩父市上影森
207—J—005	野々上(2)	秩父市野々上
207—J—006	野々上(3)	秩父市野々上
207—J—007	野々上(4)	秩父市野々上
207—J—008	折	秩父市折
207—J—009	五百沢	秩父市折
207—J—010	蒔田(2)	秩父市蒔田
207—J—011	蒔田(3)	秩父市蒔田
207—J—012	中組(2)	秩父市中組

## 資料 2. 5 急傾斜地崩壊危険箇所一覧

【第 2 編 第 2 章 第 4 節 土砂災害の予防 (p2-64) 参照】

[平成 28 年 1 月 1 日現在]

箇所番号	箇所名	所在地			自然/人工	斜面概況		
		市町村名	大字	小字		高さ	延長	勾配
11106-I-0125	腰	秩父市	吉田久長	腰	自然	50	310	34
11106-I-0126	元郷	〃	〃	元郷	自然	40	70	38
11106-I-0127	白岩	〃	吉田阿熊	白岩	自然	30	210	48
11106-I-0128	室久保	〃	〃	室久保	自然	20	170	37
11106-I-0129	万場沢(1)	〃	下吉田	万場沢	自然	25	240	32
11106-I-0130	藤沢-1	〃	〃	藤沢	自然	15	90	42
11106-I-0131	兎田	〃	〃	兎田	自然	30	160	45
11106-I-0132	桜井-1	〃	〃	桜井	自然	20	100	55
11106-I-0133	布里	〃	〃	布里	自然	30	350	55
11106-I-0134	井上	〃	〃	井上	自然	15	150	35
11106-I-0135	棕山(1)	〃	〃	芦田	自然	40	230	38
11106-I-0136	棕宮(2)	〃	〃	芦田	自然	15	200	50
11106-I-0137	沢戸	〃	吉田石間	沢戸	自然	70	850	35
11106-I-0138	東	〃	〃	東	自然	40	640	34
11106-I-0139	半納(1)	〃	〃	半納	自然	50	440	38
11106-I-0140	半納-1	〃	〃	半納	自然	30	250	40
11106-I-0141	檜尾	〃	吉田太田部	檜尾	自然	70	200	47
11106-I-0142	北(1)	〃	〃	北	自然	25	350	40
11106-I-0143	相見	〃	〃	相見	自然	40	300	40
11106-I-0144	矢畑-1	〃	下吉田	矢畑	自然	120	310	35
11106-I-0145	中井ノ入	〃	吉田石間	中井ノ入	自然	60	380	38
11106-I-0146	左八の神	〃	〃	左八の神	自然	174	600	38
11106-I-0147	沢口(1)	〃	〃	沢口	自然	70	150	40
11106-I-0148	下漆木	〃	〃	下漆木	自然	25	260	35
11106-I-0149	漆木(1)	〃	〃	漆木	自然	50	170	37
11106-I-0150	平島	〃	〃	平島	自然	122	310	35
11106-I-0151	柚木-1	〃	〃	柚木	自然	35	450	40
11106-I-0152	柚木-2	〃	〃	柚木	自然	30	340	35
11106-I-0153	中割	〃	〃	中割	自然	40	230	37
11106-I-0154	石間戸	〃	上吉田	石間戸	自然	12	180	32
11106-I-0155	大柵部	〃	〃	大柵部	自然	30	180	54
11106-I-0156	室戸	〃	〃	室戸	自然	55	100	40
11106-I-0157	後川	〃	〃	後川	自然	95	270	38
11106-I-0158	中島(2)	〃	〃	中島	自然	45	50	35
11106-I-0159	大道上	〃	〃	大道上	自然	30	270	30
11106-I-0160	千鹿谷-1	〃	〃	千鹿谷	自然	55	120	45
11106-I-0161	松岡	〃	〃	松岡	自然	60	220	55
11106-I-0162	東女郎田	〃	〃	東女郎田	自然	10	280	75
11106-I-0163	西女郎田	〃	〃	西女郎田	自然	40	120	40
11106-I-0164	大波見	〃	〃	大波見	自然	130	180	42
11106-I-0165	新井	〃	〃	新井	自然	14	230	70
11106-I-0166	諸日影	〃	〃	諸日影	自然	10	220	65
11106-I-0167	竹ノ妻	〃	〃	竹ノ妻	自然	156	220	32
11106-I-0168	明ノ平	〃	〃	明ノ平	自然	120	260	38
11106-I-0169	小川日向	〃	〃	小川日向	自然	84	290	46
11106-I-0170	小川日影	〃	〃	小川日影	自然	136	130	42
11106-I-0171	下夏地	〃	〃	下夏地	自然	214	220	42

箇所番号	箇所名	所在地			自然/人工	斜面概況		
		市町村名	大字	小字		高さ	延長	勾配
11106-I-0172	三社	秩父市	上吉田	三社	自然	76	100	43
11106-I-0173	とふ山	〃	〃	とふ山	自然	130	190	39
11106-I-0174	千鹿谷	〃	〃	千鹿谷	自然	24	190	34
11106-I-0175	三宮寺原	〃	吉田久長	三宮寺原	自然	30	70	45
11106-I-0176	吉田小学校1	〃	下吉田	下	自然	20	370	40
11106-I-0177	吉田小学校2	〃	〃	中	自然	20	300	47
11106-I-0178	吉田小学楼3	〃	〃	上	自然	20	430	47
11106-I-0285	赤谷日影-1	〃	中津川	小倉沢	自然	60	150	35
11106-I-0286	小倉沢	〃	〃	小倉沢	自然	80	80	40
11106-I-0287	上倉	〃	三峰	上倉	自然	50	230	45
11106-I-0288	大木	〃	〃	大木	自然	20	200	30
11106-I-0289	猫木	〃	〃	猫下	自然	18	160	50
11106-I-0290	吉ヶ谷	〃	〃	吉ヶ谷	自然	170	170	38
11106-I-0291	中津川(1)	〃	中津川	中津川	自然	60	130	35
11106-I-0292	王冠-1	〃	〃	王冠	自然	50	120	38
11106-I-0293	王冠-2	〃	〃	王冠	自然	100	100	40
11106-I-0294	中津川-1	〃	〃	中津川	自然	60	270	38
11106-I-0295	中津川(2)	〃	〃	中津川	自然	40	150	40
11106-I-0296	中津川(3)	〃	〃	中津川	自然	100	270	43
11106-I-0297	中双里(1)	〃	〃	中双里	自然	40	150	50
11106-I-0298	中双里-1	〃	〃	中双里	自然	40	100	48
11106-I-0299	中双里(2)	〃	〃	中双里	自然	35	80	68
11106-I-0300	小双里	〃	大滝	小双里	自然	70	250	40
11106-I-0301	鶉平(1)	〃	〃	鶉平	自然	50	230	40
11106-I-0302	鶉平(2)	〃	〃	鶉平	自然	90	200	37
11106-I-0303	梶平	〃	〃	梶平	自然	75	130	50
11106-I-0304	川又	〃	〃	川又	自然	40	320	61
11106-I-0305	牛房平	〃	〃	牛房平	自然	150	140	38
11106-I-0306	栃本(1)	〃	〃	栃本	自然	80	240	38
11106-I-0307	栃本(2)	〃	〃	栃本	自然	40	320	30
11106-I-0308	栃本(3)	〃	〃	栃本	自然	70	80	33
11106-I-0309	上中尾-1	〃	〃	上中尾	自然	60	150	38
11106-I-0310	上中尾-2	〃	〃	上中尾	自然	230	270	34
11106-I-0311	寺井麻生-1	〃	〃	寺井	自然	280	220	40
11106-I-0312	寺井麻生-2	〃	〃	麻生	自然	100	220	39
11106-I-0313	麻生-1	〃	〃	麻生	自然	250	50	38
11106-I-0314	麻生-2	〃	〃	麻生	自然	130	40	36
11106-I-0315	二瀬	〃	〃	大久保	自然	100	260	47
11106-I-0316	麻生-3	〃	〃	麻生	自然	30	30	45
11106-I-0317	大久保	〃	〃	大久保	自然	21	240	34
11106-I-0318	小西	〃	〃	小西	自然	21	150	36
11106-I-0319	槌打	〃	〃	槌打	自然	11	270	65
11106-I-0320	三十場	〃	〃	三十場	自然	200	300	42
11106-I-0321	宮平	〃	〃	宮平	自然	90	140	39
11106-I-0322	三十槌	〃	〃	三十槌	自然	70	130	40
11106-I-0323	大落合	〃	〃	落合	自然	90	370	42
11106-I-0324	大落合-1	〃	〃	落合	自然	150	220	40
11106-I-0325	神庭	〃	〃	神庭	自然	40	220	45
11106-I-0326	岡本	〃	〃	岡本	自然	80	260	40
11106-I-0327	大輪	〃	〃	大輪	自然	60	280	40
11106-I-0328	大達原	〃	〃	大達原	自然	60	130	40

箇所番号	箇所名	所在地			自然/人工	斜面概況		
		市町村名	大字	小字		高さ	延長	勾配
11106—I—0329	大血川	秩父市	大滝	大血川	自然	40	100	41
11106—I—0330	下大血川	〃	〃	大血川	自然	80	200	40
11106—I—0331	強石(1)	〃	〃	強石	自然	100	100	40
11106—I—0332	強石(2)	〃	〃	強石	自然	60	240	42
11106—I—0333	強石(3)	〃	〃	強石	自然	40	110	45
11106—I—0334	大輪	〃	〃	大輪	自然	90	280	34
11106—I—0335	落合	〃	〃	落合	自然	60	130	45
11106—I—0336	中落合	〃	〃	落合	自然	50	330	42
11106—I—0337	落合—1	〃	〃	落合	自然	30	120	42
11106—I—0338	巢場	〃	〃	巢場	自然	70	230	42
11106—I—0339	越	〃	荒川上野田	越	人工	5	50	35
11106—I—0340	大指	〃	荒川贅川	大指	自然	25	170	38
11106—I—0341	向原	〃	〃	向原	自然	45	160	34
11106—I—0342	川町	〃	〃	川町	自然	25	150	54
11106—I—0343	上郷	〃	〃	上郷	自然	30	190	54
11106—I—0344	向田	〃	〃	向田	自然	40	120	32
11106—I—0345	下郷	〃	〃	下郷	自然	40	90	50
11106—I—0346	本原	〃	〃	本原	自然	100	360	36
11106—I—0347	柴原(1)	〃	荒川小野原	柴原	自然	20	80	45
11106—I—0348	柴原(2)	〃	〃	柴原	自然	30	120	40
11106—I—0349	柴原—1	〃	〃	柴原	自然	20	50	35
11106—I—0350	谷	〃	荒川白久	谷	自然	30	200	42
11106—I—0351	伊勢崎	〃	〃	伊勢崎	自然	65	100	60
11106—I—0352	豆早原(1)	〃	〃	豆早原	自然	40	50	63
11106—I—0353	大塚(1)	〃	荒川日野	大塚	自然	19	30	35
11106—I—0354	大塚(2)	〃	〃	大塚	自然	25	70	30
11106—I—0355	富士山	〃	〃	富士山	自然	30	200	42
11106—I—0356	下日野	〃	〃	下日野	自然	43	110	40
11106—I—0357	安戸(1)	〃	荒川上日野	安戸	自然	32	180	45
11106—I—0358	半縄	〃	荒川上田野	半縄	自然	13	90	35
11106—I—0359	安戸(2)	〃	荒川上日野	安戸	自然	31	190	50
11106—I—0360	安戸(3)	〃	〃	安戸	自然	33	290	71
11106—I—0361	事上	〃	〃	事上	自然	46	80	35
11106—I—0362	平沢	〃	荒川久那	平沢	自然	36	90	45
11106—I—0363	久那—2	〃	〃		自然	15	90	49
11106—I—0364	石原	〃	荒川上田野	石原	自然	18	140	85
11106—I—0365	親平	〃	荒川久那	親平	自然	35	100	34
11106—I—0366	沢戸(1)	〃	荒川贅川	沢戸	自然	30	80	55
11106—I—0367	猪鼻—3	〃	荒川白久	猪鼻	自然	150	70	45
11106—I—0368	谷(2)	〃	〃	谷	自然	40	90	42
11106—I—0369	橋場—2	〃	〃	橋場	自然	35	60	37
11106—II—0176	矢畑—2	〃	下吉田	矢畑	自然	110	30	42
11106—II—0177	女形—5	〃	上吉田	女形	自然	40	20	44
11106—II—0178	女形—6	〃	〃	女形	自然	70	20	45
11106—II—0179	女形—7	〃	〃	女形	自然	30	10	36
11106—II—0180	鉢久保	〃	下吉田	鉢久保	自然	20	30	35
11106—II—0181	阿熊下	〃	吉田阿熊	阿熊下	自然	45	50	47
11106—II—0182	室久保—1	〃	〃	室久保	自然	30	60	43
11106—II—0183	室久保—2	〃	〃	室久保	自然	20	60	40
11106—II—0184	松場—1	〃	〃	松場	自然	40	35	40
11106—II—0185	松場—2	〃	〃	松場	自然	90	70	40

箇所番号	箇所名	所在地			自然/人工	斜面概況		
		市町村名	大字	小字		高さ	延長	勾配
11106-Ⅱ-0186	横田倉(1)	秩父市	吉田阿熊	横田倉	自然	30	120	32
11106-Ⅱ-0187	横田倉(2)	〃	〃	横田倉	自然	35	140	43
11106-Ⅱ-0188	白岩-1	〃	〃	白岩	自然	40	50	48
11106-Ⅱ-0189	川久保-1	〃	〃	川久保	自然	60	40	38
11106-Ⅱ-0190	川久保-2	〃	〃	川久保	自然	40	40	40
11106-Ⅱ-0191	川久保	〃	〃	川久保	自然	130	100	47
11106-Ⅱ-0192	白岩-2	〃	〃	白岩	自然	40	70	55
11106-Ⅱ-0193	阿熊下-1	〃	〃	阿熊下	自然	50	90	40
11106-Ⅱ-0194	彦久保-2	〃	〃	彦久保	自然	20	50	42
11106-Ⅱ-0195	守岩	〃	〃	守岩	自然	130	200	47
11106-Ⅱ-0196	芦田	〃	下吉田	芦田	自然	30	60	36
11106-Ⅱ-0197	井上-1	〃	〃	井上	自然	20	120	48
11106-Ⅱ-0198	井上-2	〃	〃	井上	自然	35	80	35
11106-Ⅱ-0199	井上-3	〃	〃	井上	自然	40	100	40
11106-Ⅱ-0200	釜ノ上	〃	〃	釜ノ上	自然	20	90	45
11106-Ⅱ-0201	釜ノ上-1	〃	〃	釜ノ上	自然	15	150	50
11106-Ⅱ-0202	関-1	〃	〃	関	自然	35	40	40
11106-Ⅱ-0203	関-2	〃	〃	関	自然	8	60	50
11106-Ⅱ-0204	新田原-1	〃	〃	新田原	自然	60	70	33
11106-Ⅱ-0205	橋倉-1	〃	〃	橋倉	自然	20	30	47
11106-Ⅱ-0206	桜井-2	〃	〃	桜井	自然	22	40	38
11106-Ⅱ-0207	桜井-3	〃	〃	桜井	自然	25	80	40
11106-Ⅱ-0208	桜井-4	〃	〃	桜井	自然	5	30	65
11106-Ⅱ-0209	桜井-5	〃	〃	桜井	官然	20	70	35
11106-Ⅱ-0210	首部沢	〃	〃	首部沢	自然	40	120	40
11106-Ⅱ-0211	藤沢-3	〃	〃	藤沢	自然	35	70	38
11106-Ⅱ-0212	藤沢-4	〃	〃	藤沢	自然	25	50	40
11106-Ⅱ-0213	新田原	〃	〃	新田原	自然	12	50	50
11106-Ⅱ-0214	大日堂	〃	〃	大日堂	自然	30	80	35
11106-Ⅱ-0215	棕本-1	〃	〃	棕本	自然	12	50	48
11106-Ⅱ-0216	棕本-2	〃	〃	棕本	自然	15	65	42
11106-Ⅱ-0217	鍛冶山(1)	〃	〃	鍛冶山	自然	30	70	38
11106-Ⅱ-0218	鍛冶山(2)	〃	〃	鍛冶山	自然	40	190	34
11106-Ⅱ-0219	田中-1	〃	〃	田中	自然	50	100	45
11106-Ⅱ-0220	田中-2	〃	〃	田中	自然	20	50	60
11106-Ⅱ-0221	田中-3	〃	〃	田中	自然	50	50	38
11106-Ⅱ-0222	橋倉	〃	〃	橋倉	自然	16	160	34
11106-Ⅱ-0223	藤沢-2	〃	〃	藤沢	自然	25	30	42
11106-Ⅱ-0224	藤六	〃	〃	藤六	自然	20	80	50
11106-Ⅱ-0225	番戸	〃	〃	番戸	自然	40	50	38
11106-Ⅱ-0226	福田	〃	〃	福田	自然	20	220	50
11106-Ⅱ-0227	取方	〃	〃	取方	自然	12	50	45
11106-Ⅱ-0228	暮坪	〃	〃	暮坪	自然	6	60	64
11106-Ⅱ-0229	万場沢(2)	〃	〃	万場沢	自然	30	130	40
11106-Ⅱ-0230	半根古	〃	吉田石間	半根古	自然	70	150	35
11106-Ⅱ-0231	又ノ平	〃	〃	又ノ平	自然	50	190	40
11106-Ⅱ-0232	上郷	〃	吉田久長	上郷	自然	25	60	35
11106-Ⅱ-0233	藤頼	〃	〃	藤頼	自然	70	60	48
11106-Ⅱ-0234	頼母沢-1	〃	〃	頼母沢	自然	150	120	38
11106-Ⅱ-0235	藤芝	〃	〃	藤芝	自然	65	100	34
11106-Ⅱ-0236	女形-1	〃	上吉田	女形	自然	50	70	38

箇所番号	箇所名	所在地			自然/人工	斜面概況		
		市町村名	大字	小字		高さ	延長	勾配
11106-Ⅱ-0237	女形-2	秩父市	上吉田	女形	自然	30	10	38
11106-Ⅱ-0238	女形-3	〃	〃	女形	自然	50	70	36
11106-Ⅱ-0239	女形-4	〃	〃	女形	自然	30	20	38
11106-Ⅱ-0240	つらはら堀	〃	〃	つらはら堀	自然	100	150	40
11106-Ⅱ-0241	小川	〃	〃	小川	自然	60	70	48
11106-Ⅱ-0242	三社-1	〃	〃	三社	自然	64	50	36
11106-Ⅱ-0243	三社-2	〃	〃	三社	自然	20	50	35
11106-Ⅱ-0244	女郎田	〃	〃	女郎田	自然	20	150	42
11106-Ⅱ-0245	西女郎田-1	〃	〃	西女郎田	自然	30	70	42
11106-Ⅱ-0246	千鹿谷-2	〃	〃	千鹿谷	自然	60	30	40
11106-Ⅱ-0247	室戸-1	〃	〃	室戸	自然	25	100	42
11106-Ⅱ-0248	巢掛	〃	〃	巢掛	自然	40	90	42
11106-Ⅱ-0249	巢掛-1	〃	〃	巢掛	自然	25	40	37
11106-Ⅱ-0250	中島(1)	〃	〃	中島	自然	12	160	60
11106-Ⅱ-0251	塚越-1	〃	〃	塚越	自然	20	70	42
11106-Ⅱ-0252	塚越-2	〃	〃	塚越	自然	40	40	40
11106-Ⅱ-0253	塚越-4	〃	〃	塚越	自然	92	50	40
11106-Ⅱ-0254	塚越-5	〃	〃	塚越	自然	40	30	40
11106-Ⅱ-0255	明ヶ平	〃	〃	明ヶ平	自然	20	20	32
11106-Ⅱ-0256	明ヶ平-1	〃	〃	明ヶ平	自然	40	30	36
11106-Ⅱ-0257	矢畑(2)	〃	下吉田	矢畑	自然	30	100	48
11106-Ⅱ-0258	矢畑(1)	〃	〃	矢畑	自然	76	110	38
11106-Ⅱ-0259	沢戸-4	〃	吉田石間	沢戸	自然	35	30	40
11106-Ⅱ-0260	沢戸-2	〃	〃	沢戸	自然	30	100	40
11106-Ⅱ-0261	沢戸-5	〃	〃	沢戸	自然	50	60	43
11106-Ⅱ-0262	西	〃	〃	西	自然	65	130	40
11106-Ⅱ-0263	漆木(2)	〃	〃	漆木	自然	60	200	40
11106-Ⅱ-0264	沢口(2)	〃	〃	沢口	自然	40	150	37
11106-Ⅱ-0265	下漆木-1	〃	〃	下漆木	自然	60	50	37
11106-Ⅱ-0266	半納(2)	〃	〃	半納	自然	35	450	45
11106-Ⅱ-0267	半納-2	〃	〃	半納	自然	100	50	42
11106-Ⅱ-0268	クボタ-1	〃	吉田太田部	クボタ	自然	30	100	40
11106-Ⅱ-0269	北(2)	〃	〃	北	自然	25	260	42
11106-Ⅱ-0270	クボタ-2	〃	〃	クボタ	自然	13	150	45
11106-Ⅱ-0271	クボタ	〃	〃	クボタ	自然	50	130	40
11106-Ⅱ-0272	相見-1	〃	〃	相見	自然	30	50	35
11106-Ⅱ-0273	築場	〃	〃	築場	自然	20	120	30
11106-Ⅱ-0274	馬込	〃	上吉田	馬込	自然	62	100	67
11106-Ⅱ-0425	三峰	〃	三峰	三峰	自然	20	100	35
11106-Ⅱ-0426	上倉-1	〃	〃	上倉	人工	15	70	39
11106-Ⅱ-0427	川又-1	〃	大滝	川又	自然	30	50	36
11106-Ⅱ-0428	川又-4	〃	〃	川又	自然	100	70	32
11106-Ⅱ-0429	川又-5	〃	〃	川又	自然	70	30	34
11106-Ⅱ-0430	大血川-1	〃	〃	大血川	自然	30	60	35
11106-Ⅱ-0431	大血川-2	〃	〃	大血川	自然	30	50	42
11106-Ⅱ-0432	大血川-3	〃	〃	大血川	自然	30	100	70
11106-Ⅱ-0433	神岡	〃	〃	神庭	自然	60	50	45
11106-Ⅱ-0434	上中尾-3	〃	〃	上中尾	自然	50	40	35
11106-Ⅱ-0435	栃本-3	〃	〃	栃本	自然	40	40	35
11106-Ⅱ-0436	赤谷日影-2	〃	中津川	小倉沢	自然	50	160	41
11106-Ⅱ-0437	中津川-3	〃	〃	中津川	自然	50	100	40

箇所番号	箇所名	所在地			自然/人工	斜面概況		
		市町村名	大字	小字		高さ	延長	勾配
11106-Ⅱ-0438	橋場-1	秩父市	荒川白久	橋場	自然	30	110	36
11106-Ⅱ-0439	久那-1	〃	荒川久那		自然	15	50	40
11106-Ⅱ-0440	諸	〃	〃	諸	人工	24	110	75
11106-Ⅱ-0441	上下石原	〃	荒川上日野	上下石原	自然	30	40	47
11106-Ⅱ-0442	久那	〃	荒川久那	平沢	自然	20	50	53
11106-Ⅱ-0443	柴原-2	〃	荒川小野原	柴原	自然	40	110	34
11106-Ⅱ-0444	小野原-1	〃	〃	小野原	自然	40	65	35
11106-Ⅱ-0445	小野原-2	〃	〃	小野原	自然	50	70	45
11106-Ⅱ-0446	小野原-3	〃	〃	小野原	自然	90	60	60
11106-Ⅱ-0447	松葉	〃	〃	松葉	自然	60	80	50
11106-Ⅱ-0448	宮ノ下	〃	荒川日野	宮ノ下	自然	55	50	52
11106-Ⅱ-0449	坂口	〃	荒川上田野	坂口	自然	20	80	43
11106-Ⅱ-0450	芦川-1	〃	荒川日野	芦川	自然	37	100	30
11106-Ⅱ-0451	芦川-2	〃	〃	芦川	自然	25	100	40
11106-Ⅱ-0452	下日野-2	〃	〃	下日野	自然	40	90	30
11106-Ⅱ-0453	川宿	〃	〃	川宿	自然	20	120	55
11106-Ⅱ-0454	上サ-1	〃	荒川白久	上サ	自然	40	40	32
11106-Ⅱ-0455	上サ-2	〃	〃	上サ	自然	25	90	30
11106-Ⅱ-0456	上サ-3	〃	〃	上サ	自然	50	40	33
11106-Ⅱ-0457	猪鼻-1	〃	〃	猪鼻	自然	50	60	35
11106-Ⅱ-0458	沢戸(2)	〃	荒川贅川	沢戸	自然	40	60	35
11106-Ⅱ-0459	東ノ前(1)	〃	〃	東ノ前	自然	70	200	38
11106-Ⅱ-0460	猪鼻-2	〃	荒川白久	猪鼻	自然	100	120	60
11106-Ⅱ-0461	東ノ前(2)	〃	荒川贅川	東ノ前	自然	40	180	40
11106-Ⅱ-0462	豆早原(2)	〃	荒川白久	豆早原	自然	45	20	63
11106-Ⅱ-0463	柿平	〃	荒川贅川	柿平	自然	30	50	49
11106-Ⅱ-0464	古池	〃	〃	古池	自然	50	50	48
11106-Ⅱ-0465	上平-1	〃	〃	上平	自然	25	50	34
11106-Ⅱ-0466	上平-2	〃	〃	上平	自然	80	130	36
11106-Ⅱ-0467	下坂	〃	〃	下坂	自然	8	20	40
11106-Ⅱ-0468	大指-2	〃	〃	大指	自然	30	50	52
11106-Ⅱ-0469	町分	〃	〃	町分	自然	40	30	83
11106-Ⅲ-0250	井上	〃	下吉田	井上	自然	40	175	30
11106-Ⅲ-0325	浦山ダム	〃	荒川久那	浦山ダム	自然	90	200	48
11106-Ⅲ-0326	浦山口	〃	〃	浦山口	自然	30	175	35
11106-Ⅲ-0327	柴原-3	〃	荒川小野原	柴原	自然	40	90	39
11106-Ⅲ-0328	柴原-4	〃	〃	柴原	人工	30	100	30
11106-Ⅲ-0329	柴原-5	〃	〃	柴原	自然	30	125	30
11106-Ⅲ-0330	柴原-6	〃	〃	柴原	自然	80	280	53
11106-Ⅲ-0331	柴原-7	〃	〃	柴原	自然	90	100	50
11106-Ⅲ-0332	小野原-4	〃	〃	小野原	自然	25	75	39
11106-Ⅲ-0333	小野原-5	〃	〃	小野原	自然	30	650	55
11106-Ⅲ-0334	小野原-6	〃	〃	小野原	自然	30	480	55
11106-Ⅲ-0335	小野原-7	〃	〃	小野原	自然	30	120	30
11106-Ⅲ-0336	小野原-8	〃	〃	小野原	自然	30	100	40
11106-Ⅲ-0337	鷺ノ巣	〃	〃	鷺ノ巣	自然	20	350	40
11106-Ⅲ-0338	越-2	〃	荒川上田野	越	自然	60	250	34
11106-Ⅲ-0339	坂口-2	〃	〃	坂口	自然	30	300	45
11106-Ⅲ-0340	栃久保	〃	〃	栃久保	自然	40	150	30
11106-Ⅲ-0341	糝屋-1	〃	〃	糝屋	自然	30	300	40
11106-Ⅲ-0342	糝屋-2	〃	〃	糝屋	自然	30	600	55

箇所番号	箇所名	所在地			自然/人工	斜面概況		
		市町村名	大字	小字		高さ	延長	勾配
11106-III-0343	芦川-3	秩父市	荒川日野	芦川	自然	20	150	33
11106-III-0344	芦川-4	〃	〃	芦川	自然	20	500	39
11106-III-0345	下日野-3	〃	〃	下日野	自然	30	250	55
11106-III-0346	寺沢	〃	〃	寺沢	自然	30	60	31
11106-III-0347	松葉-2	〃	〃	松葉	自然	30	325	55
11106-III-0348	大塚-9	〃	〃	大塚	自然	50	175	33
11106-III-0349	原	〃	荒川白久	原	自然	40	160	38
11106-III-0350	上サ-4	〃	〃	上サ	自然	30	270	30
11106-III-0351	上サ-5	〃	〃	上サ	自然	30	200	30
11106-III-0352	谷-2	〃	〃	谷	自然	30	120	30
11106-III-0353	谷-3	〃	〃	谷	自然	80	350	33
11106-III-0354	谷-4	〃	〃	谷	自然	40	90	39
11106-III-0355	谷-5	〃	〃	谷	自然	120	200	45
11106-III-0356	猪鼻-4	〃	〃	猪鼻	自然	50	180	30
11106-III-0357	豆日原-2	〃	〃	豆日原	自然	40	200	45
11106-III-0358	豆日原-3	〃	〃	豆日原	自然	40	325	55
11106-III-0359	下郷-2	〃	荒川贅川	下郷	自然	50	240	37
11106-III-0360	柿平-1	〃	〃	柿平	自然	20	70	30
11106-III-0361	柿平-2	〃	〃	柿平	自然	50	130	33
11106-III-0362	柿平-3	〃	〃	柿平	自然	30	150	30
11106-III-0363	柿平-4	〃	〃	柿平	自然	30	130	33
11106-III-0364	柿平-5	〃	〃	柿平	自然	30	120	30
11106-III-0365	柿平-6	〃	〃	柿平	自然	20	80	45
11106-III-0366	柿平-7	〃	〃	柿平	自然	50	300	34
11106-III-0367	柿平-8	〃	〃	柿平	自然	30	100	31
11106-III-0368	古池-1	〃	〃	古池	自然	20	125	30
11106-III-0369	古池-2	〃	〃	古池	自然	30	150	32
11106-III-0370	古池-3	〃	〃	古池	自然	35	150	35
11106-III-0371	上平-3	〃	〃	上平	自然	30	70	37
11106-III-0372	上平-4	〃	〃	上平	自然	30	170	45
11106-III-0373	上平-5	〃	〃	上平	自然	40	100	40
11106-III-0374	上平-6	〃	〃	上平	自然	50	220	45
11106-III-0375	大指-3	〃	〃	大指	自然	20	200	40
11106-III-0376	大指-4	〃	〃	大指	自然	20	60	40
11106-III-0377	大指-5	〃	〃	大指	自然	40	200	38
11106-III-0378	大指-6	〃	〃	大指	自然	40	80	38
11106-III-0379	大指-7	〃	〃	大指	自然	30	100	30
11106-III-0380	大指-8	〃	〃	大指	自然	30	70	38
11106-III-0381	町分-2	〃	〃	町分	自然	40	100	30
11106-I-0001	川俣(1)	〃	浦山	川俣	自然	40	340	37
11106-I-0002	毛附	〃	〃	毛附	自然	30	200	40
11106-I-0003	金倉	〃	〃	金倉	自然	30	80	36
11106-I-0004	日向	〃	〃	日向	自然	35	100	32
11106-I-0005	大谷	〃	〃	大谷	自然	50	120	36
11106-I-0006	巴(1)	〃	下影森	巴	自然	33	280	60
11106-I-0007	宮本町-1	〃	宮本町		自然	40	300	32
11106-I-0008	大沼町	〃	大沼町		自然	20	40	42
11106-I-0009	巴(2)	〃	下影森	巴	自然	33	120	50
11106-I-0010	巴(3)	〃	〃	巴	自然	31	100	64
11106-I-0011	巴(4)	〃	〃	巴	自然	37	210	74
11106-I-0012	大久保	〃	久那	大久保	自然	50	100	47

箇所番号	箇所名	所在地			自然/人工	斜面概況		
		市町村名	大字	小字		高さ	延長	勾配
11106-I-0013	野坂	秩父市	野坂町	二丁目	自然	25	850	36
11106-I-0014	阿保	〃	阿保町		自然	25	300	52
11106-I-0015	下宮地町一1	〃	下宮地町		自然	20	300	35
11106-I-0016	上山田一1	〃	山田	上山田	自然	25	90	43
11106-I-0017	矢追一1	〃	〃	矢追	自然	30	120	37
11106-I-0018	矢追一2	〃	〃	矢追	自然	30	50	40
11106-I-0019	大畑町	〃	大畑町		自然	20	110	35
11106-I-0020	宮崎一1	〃	大野原	宮崎	自然	25	200	58
11106-I-0021	宮崎一2	〃	〃	宮崎	自然	15	40	53
11106-I-0022	黒草	〃	〃	黒草	自然	15	150	32
11106-I-0023	大戸原	〃	山田	大戸原	自然	8	120	54
11106-I-0024	矢追一3	〃	〃	矢追	自然	15	120	84
11106-I-0025	定峰一1	〃	定峰	定峰	自然	20	220	37
11106-I-0026	定峰一4	〃	〃	定峰	自然	30	70	38
11106-I-0027	定峰一5	〃	〃	定峰	自然	20	140	30
11106-I-0028	中郷一1	〃	栃谷	中郷	自然	20	100	38
11106-I-0029	栃谷入沢一1	〃	〃	栃谷入沢	自然	25	150	38
11106-I-0030	木毛一1	〃	黒谷	木毛	自然	90	50	35
11106-I-0031	木毛一4	〃	〃	木毛	自然	60	190	30
11106-I-0032	柳田一1	〃	〃	柳田	自然	25	240	40
11106-I-0033	破風屋一1	〃	〃	破風屋	自然	40	240	30
11106-I-0034	破風屋一2	〃	〃	破風屋	自然	50	280	30
11106-I-0035	小樽一4	〃	〃	小樽	自然	30	150	35
11106-I-0036	小樽一3	〃	〃	小樽	自然	40	300	40
11106-I-0037	上大田	〃	大田	上大田	自然	27	170	50
11106-I-0038	十王殿一2	〃	伊古田	十王殿	自然	30	130	30
11106-I-0039	滝坂	〃	上野	滝坂	自然	40	150	34
11106-I-0040	井戸尻	〃	〃	井戸尻	自然	17	170	38
11106-I-0041	別所	〃	別所		自然	13	200	37
11106-I-0042	大久保(2)	〃	久那	大久保	自然	20	210	30
11106-I-0043	平仁田	〃	〃	平仁田	自然	60	300	38
11106-I-0044	熊木	〃	熊木町		自然	20	170	44
11106-I-0045	熊木町43	〃	熊木町43		自然	30	40	40
11106-I-0046	上ノ沼	〃	大宮	上ノ沼	自然	25	150	35
11106-I-0047	中寺尾	〃	寺尾	中寺尾	自然	20	70	40
11106-I-0048	上寺尾一1	〃	〃	上寺尾	自然	15	270	35
11106-I-0049	中寺尾一2	〃	〃	中寺尾	自然	15	160	30
11106-I-0050	中寺尾一3	〃	〃	中寺尾	自然	40	90	38
11106-I-0051	中寺尾一4	〃	〃	中寺尾	自然	18	150	42
11106-I-0052	中寺尾一6	〃	〃	中寺尾	自然	30	100	33
11106-I-0053	上蒔田一3	〃	蒔田	上蒔田	自然	20	60	30
11106-I-0054	中寺尾一1	〃	寺尾	中寺尾	自然	50	400	30
11106-I-0055	下寺尾一5	〃	〃	下寺尾	自然	45	380	30
11106-I-0056	下寺尾一4	〃	〃	下寺尾	自然	25	125	35
11106-I-0057	近戸	〃	近戸町		自然	30	170	70
11106-I-0058	上太田	〃	太田	柴宮裏	自然	30	140	60
11106-I-0059	下太田	〃	〃	磯端	自然	15	360	55
11106-I-0060	小柱	〃	小柱	東平	自然	15	320	64
11106-I-0370	下寺尾一7	〃	寺尾	下寺尾	自然	30	100	30
11106-II-0001	十王殿一1	〃	伊古田	十王殿	自然	20	100	38
11106-II-0002	上原	〃	〃	上原	自然	15	90	38

箇所番号	箇所名	所在地			自然/人工	斜面概況		
		市町村名	大字	小字		高さ	延長	勾配
11106-Ⅱ-0003	西平	秩父市	伊古田	西平	自然	6	70	50
11106-Ⅱ-0004	細久保(1)	〃	浦山	細久保	自然	70	60	46
11106-Ⅱ-0005	武士平	〃	〃	武士平	自然	70	180	40
11106-Ⅱ-0006	小樽-2	〃	黒谷	小樽	自然	30	90	30
11106-Ⅱ-0007	木毛-2	〃	〃	木毛	自然	45	60	35
11106-Ⅱ-0008	木毛-3	〃	〃	木毛	自然	80	170	30
11106-Ⅱ-0009	木毛-5	〃	〃	木毛	自然	20	60	40
11106-Ⅱ-0010	柳田-2	〃	〃	柳田	自然	45	90	50
11106-Ⅱ-0011	下山-1	〃	〃	下山	自然	5	48	35
11106-Ⅱ-0012	下山(2)	〃	〃	下山	自然	7	70	35
11106-Ⅱ-0013	下山(1)	〃	〃	下山	自然	30	40	30
11106-Ⅱ-0014	柳田-3	〃	〃	柳田	自然	70	70	30
11106-Ⅱ-0015	深田	〃	山田	深田	自然	30	30	36
11106-Ⅱ-0016	大棚-1	〃	〃	大棚	自然	25	70	42
11106-Ⅱ-0017	大棚-3	〃	〃	大棚	自然	25	30	44
11106-Ⅱ-0018	大棚-4	〃	〃	大棚	自然	20	50	34
11106-Ⅱ-0019	大棚-6	〃	〃	大棚	自然	40	50	34
11106-Ⅱ-0020	矢行地-2	〃	〃	矢行地	自然	30	120	40
11106-Ⅱ-0021	矢行地-4	〃	〃	矢行地	自然	30	70	41
11106-Ⅱ-0022	矢追-4	〃	〃	矢追	自然	20	50	35
11106-Ⅱ-0023	峰沢	〃	下宮地	峰沢	自然	20	60	42
11106-Ⅱ-0024	下寺尾-1	〃	寺尾	下寺尾	自然	50	120	30
11106-Ⅱ-0025	下寺尾-2	〃	〃	下寺尾	自然	45	120	30
11106-Ⅱ-0026	下寺尾-3	〃	〃	下寺尾	自然	40	150	30
11106-Ⅱ-0027	下寺尾-6	〃	〃	下寺尾	自然	50	120	30
11106-Ⅱ-0028	中寺尾-7	〃	〃	中寺尾	自然	20	30	30
11106-Ⅱ-0029	蒔田	〃	蒔田		自然	5	90	65
11106-Ⅱ-0030	下蒔田	〃	〃	下蒔田	自然	25	100	37
11106-Ⅱ-0031	上蒔田-2	〃	〃	上蒔田	自然	30	70	34
11106-Ⅱ-0032	上蒔田-4	〃	〃	上蒔田	自然	30	50	34
11106-Ⅱ-0033	中蒔田-1	〃	〃	中蒔田	自然	20	30	38
11106-Ⅱ-0034	中蒔田-2	〃	〃	中蒔田	自然	20	40	30
11106-Ⅱ-0035	堤平	〃	太田	堤平	自然	30	30	35
11106-Ⅱ-0036	富田-1	〃	〃	富田	自然	30	40	40
11106-Ⅱ-0037	大宮	〃	大宮		自然	20	30	46
11106-Ⅱ-0038	蓼沼-1	〃	大野原	蓼沼	自然	15	30	47
11106-Ⅱ-0039	蓼沼-2	〃	〃	蓼沼	自然	23	80	36
11106-Ⅱ-0040	中原	〃	〃	中原	自然	20	60	36
11106-Ⅱ-0041	桐木	〃	〃	桐木	自然	30	30	77
11106-Ⅱ-0042	定峰-2	〃	定峰	定峰	自然	40	100	37
11106-Ⅱ-0043	定峰-6	〃	〃	定峰	自然	30	80	40
11106-Ⅱ-0044	定峰-7	〃	〃	定峰	自然	40	120	42
11106-Ⅱ-0045	定峰-10	〃	〃	定峰	自然	20	80	72
11106-Ⅱ-0046	定峰-8	〃	〃	定峰	自然	15	50	42
11106-Ⅱ-0047	井森	〃	田村	井森	自然	7	200	32
11106-Ⅱ-0048	駒沢(2)	〃	〃	駒沢	自然	25	100	50
11106-Ⅱ-0049	駒沢(1)	〃	〃	駒沢	自然	25	80	64
11106-Ⅱ-0050	中郷	〃	〃	中郷	自然	20	60	30
11106-Ⅱ-0051	坊平	〃	〃	坊平	自然	10	60	30
11106-Ⅱ-0052	下郷-1	〃	栃谷	下郷	自然	15	25	35
11106-Ⅱ-0053	下郷-2	〃	〃	下郷	自然	25	160	35

箇所番号	箇所名	所在地			自然/人工	斜面概況		
		市町村名	大字	小字		高さ	延長	勾配
11106-Ⅱ-0054	中郷-2	秩父市	栃谷	中郷	自然	30	40	34
11106-Ⅱ-0055	栃谷定峰	〃	〃	定峰	自然	8	30	38
11106-Ⅱ-0056	栃谷入沢-2	〃	〃	栃谷入沢	自然	20	40	40
11106-Ⅱ-0057	遠原-1	〃	品沢	遠原	自然	20	110	31
11106-Ⅱ-0058	遠原-2	〃	〃	遠原	自然	15	110	45
11106-Ⅱ-0059	小池	〃	〃	小池	自然	50	100	40
11106-Ⅱ-0060	上郷-1	〃	〃	上郷	自然	30	30	40
11106-Ⅱ-0061	上郷-2	〃	〃	上郷	自然	15	50	38
11106-Ⅱ-0062	上郷-3	〃	〃	上郷	自然	40	110	35
11106-Ⅱ-0063	中組-2	〃	〃	中組	自然	20	40	32
11106-Ⅱ-0064	細久保(2)	〃	浦山	細久保	自然	50	50	40
11106-Ⅱ-0065	川俣(2)	〃	〃	川俣	自然	30	50	43
11106-Ⅱ-0066	毛附-1	〃	〃	毛附	自然	40	70	35
11106-Ⅱ-0067	毛附-3	〃	〃	毛附	自然	30	30	40
11106-Ⅲ-0001	みどりが丘-1	〃	みどりが丘		自然	20	100	30
11106-Ⅲ-0002	みどりが丘-2	〃	〃		自然	30	160	30
11106-Ⅲ-0003	十王殿-1	〃	伊古田	十王殿	自然	15	100	33
11106-Ⅲ-0004	十王殿-2	〃	〃	十王殿	自然	20	400	30
11106-Ⅲ-0005	十王殿-3	〃	〃	十王殿	自然	30	150	31
11106-Ⅲ-0006	西平-1	〃	〃	西平	自然	30	150	35
11106-Ⅲ-0007	西平-2	〃	〃	西平	自然	30	100	35
11106-Ⅲ-0008	西平-3	〃	〃	西平	自然	30	125	30
11106-Ⅲ-0009	西平-4	〃	〃	西平	自然	30	110	30
11106-Ⅲ-0010	西平-5	〃	〃	西平	自然	30	80	30
11106-Ⅲ-0011	冠岩-1	〃	浦山	冠岩	自然	40	100	40
11106-Ⅲ-0012	冠岩-2	〃	〃	冠岩	自然	40	150	40
11106-Ⅲ-0013	栗山-1	〃	〃	栗山	自然	20	100	33
11106-Ⅲ-0014	栗山-2	〃	〃	栗山	自然	30	50	40
11106-Ⅲ-0015	細久保-1	〃	〃	細久保	自然	50	110	43
11106-Ⅲ-0016	細久保-2	〃	〃	細久保	自然	80	75	40
11106-Ⅲ-0017	細久保-3	〃	〃	細久保	自然	65	70	41
11106-Ⅲ-0018	山摺-1	〃	〃	山摺	自然	70	50	41
11106-Ⅲ-0019	山摺-2	〃	〃	山摺	自然	70	100	33
11106-Ⅲ-0020	山摺-3	〃	〃	山摺	自然	60	240	31
11106-Ⅲ-0021	川俣-1	〃	〃	川俣	自然	70	240	43
11106-Ⅲ-0022	川俣-2	〃	〃	川俣	自然	65	60	35
11106-Ⅲ-0023	川俣-3	〃	〃	川俣	自然	50	100	40
11106-Ⅲ-0024	川俣-4	〃	〃	川俣	自然	60	60	39
11106-Ⅲ-0025	川俣-5	〃	〃	川俣	自然	40	50	38
11106-Ⅲ-0026	川俣-6	〃	〃	川俣	自然	70	70	41
11106-Ⅲ-0027	川俣-7	〃	〃	川俣	自然	40	40	40
11106-Ⅲ-0028	大神楽-1	〃	〃	大神楽	自然	30	130	31
11106-Ⅲ-0029	大神楽-2	〃	〃	大神楽	自然	50	160	43
11106-Ⅲ-0030	大谷-2	〃	〃	大谷	自然	15	500	30
11106-Ⅲ-0031	茶平-1	〃	〃	茶平	自然	50	40	33
11106-Ⅲ-0032	茶平-2	〃	〃	茶平	自然	60	50	40
11106-Ⅲ-0033	日向-1	〃	〃	日向	自然	20	400	40
11106-Ⅲ-0034	日向-2	〃	〃	日向	自然	20	250	40
11106-Ⅲ-0035	日向-3	〃	〃	日向	自然	20	120	40
11106-Ⅲ-0036	日向-4	〃	〃	日向	自然	20	500	40
11106-Ⅲ-0037	毛附-4	〃	〃	毛附	自然	40	110	40

箇所番号	箇所名	所在地			自然/人工	斜面概況		
		市町村名	大字	小字		高さ	延長	勾配
11106-III-0038	毛附-5	秩父市	浦山	毛附	自然	70	60	44
11106-III-0039	下久那-1	〃	荒川久那	下久那	自然	20	80	45
11106-III-0040	下久那-2	〃	〃	下久那	自然	25	40	45
11106-III-0041	坂本	〃	〃	坂本	自然	25	200	45
11106-III-0042	平仁田-2	〃	〃	平仁田	自然	20	200	40
11106-III-0043	野々上-1	〃	〃	野々上	自然	35	190	38
11106-III-0044	野々上-2	〃	〃	野々上	自然	20	150	45
11106-III-0045	宮本町	〃	宮本町		自然	30	100	33
11106-III-0046	木毛-6	〃	黒谷	木毛	自然	20	130	35
11106-III-0047	木毛-7	〃	〃	木毛	自然	40	40	37
11106-III-0048	木毛-8	〃	〃	木毛	自然	30	100	37
11106-III-0049	柳田-4	〃	〃	柳田	自然	35	120	45
11106-III-0050	上山田	〃	山田	上山田	自然	20	70	30
11106-III-0051	大棚-7	〃	〃	大棚	自然	10	110	30
11106-III-0052	大棚-8	〃	〃	大棚	自然	20	60	35
11106-III-0053	谷津-1	〃	〃	谷津	自然	10	80	30
11106-III-0054	谷津-2	〃	〃	谷津	自然	30	70	30
11106-III-0055	下寺尾-7	〃	寺尾	下寺尾	自然	25	280	30
11106-III-0056	黒石-1	〃	〃	黒石	自然	20	250	45
11106-III-0057	黒石-2	〃	〃	黒石	自然	20	350	45
11106-III-0058	黒石-3	〃	〃	黒石	自然	25	70	45
11106-III-0059	黒石-4	〃	〃	黒石	自然	30	65	43
11106-III-0060	中蒔田-3	〃	〃	中蒔田	自然	20	350	33
11106-III-0061	中蒔田-4	〃	〃	中蒔田	自然	30	300	30
11106-III-0062	下蒔田	〃	蒔田	下蒔田	自然	30	100	50
11106-III-0063	上蒔田-5	〃	〃	上蒔田	自然	20	160	30
11106-III-0064	上蒔田-6	〃	〃	上蒔田	自然	60	100	30
11106-III-0065	上蒔田-7	〃	〃	上蒔田	自然	25	70	30
11106-III-0066	上蒔田-8	〃	〃	上蒔田	自然	25	100	30
11106-III-0067	上蒔田-9	〃	〃	上蒔田	自然	30	200	30
11106-III-0068	上蒔田-10	〃	〃	上蒔田	自然	30	170	35
11106-III-0069	中蒔田-5	〃	〃	中蒔田	自然	30	140	35
11106-III-0070	中蒔田-6	〃	〃	中蒔田	自然	30	380	35
11106-III-0071	中蒔田-7	〃	〃	中蒔田	自然	25	125	30
11106-III-0072	肥土-1	〃	小柱	肥土	自然	10	125	30
11106-III-0073	肥土-2	〃	〃	肥土	自然	30	90	30
11106-III-0074	磯端	〃	太田	磯端	自然	30	250	65
11106-III-0075	山根	〃	〃	山根	自然	20	60	30
11106-III-0076	堤平-1	〃	〃	堤平	自然	25	150	35
11106-III-0077	堤平-2	〃	〃	堤平	自然	25	150	35
11106-III-0078	堤平-3	〃	〃	堤平	自然	30	250	31
11106-III-0079	富田-2	〃	〃	富田	自然	35	300	30
11106-III-0080	富田-3	〃	〃	富田	自然	20	70	30
11106-III-0081	定峰-11	〃	定峰	定峰	自然	30	120	40
11106-III-0082	定峰-12	〃	〃	定峰	自然	20	80	39
11106-III-0083	定峰-13	〃	〃	定峰	自然	8	130	50
11106-III-0084	定峰-14	〃	〃	定峰	自然	20	170	43
11106-III-0085	定峰-15	〃	〃	定峰	自然	20	350	44
11106-III-0086	定峰-16	〃	〃	定峰	自然	20	320	45
11106-III-0087	定峰-17	〃	〃	定峰	自然	40	75	30
11106-III-0088	駒沢-1	〃	田村	駒沢	自然	25	125	32

箇所番号	箇所名	所在地			自然/人工	斜面概況		
		市町村名	大字	小字		高さ	延長	勾配
11106-III-0089	駒沢-2	秩父市	田村	駒沢	自然	20	150	35
11106-III-0090	駒沢-3	〃	〃	駒沢	自然	20	240	35
11106-III-0091	駒沢-4	〃	〃	駒沢	自然	30	110	31
11106-III-0092	駒沢-5	〃	〃	駒沢	自然	30	175	40
11106-III-0093	駒沢-6	〃	〃	駒沢	自然	20	170	35
11106-III-0094	駒沢-7	〃	〃	駒沢	自然	25	160	35
11106-III-0095	駒沢-8	〃	〃	駒沢	自然	25	180	45
11106-III-0096	駒沢-9	〃	〃	駒沢	自然	20	200	35
11106-III-0097	中郷-3	〃	〃	中郷	自然	20	110	30
11106-III-0098	中郷-4	〃	〃	中郷	自然	30	150	32
11106-III-0099	中郷-5	〃	〃	中郷	自然	20	190	45
11106-III-0100	中郷-6	〃	〃	中郷	自然	25	200	45
11106-III-0101	中郷-7	〃	〃	中郷	自然	20	100	31
11106-III-0102	中郷-8	〃	〃	中郷	自然	20	75	40
11106-III-0103	坊平-1	〃	〃	防平	自然	20	100	40
11106-III-0104	坊平-2	〃	〃	防平	自然	30	150	32
11106-III-0105	坊平-3	〃	〃	防平	自然	20	100	30
11106-III-0106	坊平-4	〃	〃	防平	自然	20	50	35
11106-III-0107	坊平-5	〃	〃	防平	自然	25	90	33
11106-III-0108	坊平-6	〃	〃	防平	自然	30	130	31
11106-III-0109	坊平-7	〃	〃	防平	自然	20	110	30
11106-III-0110	中郷-3	〃	栃谷	中郷	自然	15	140	37
11106-III-0111	二丁目	〃	日野田町	二丁目	自然	30	80	30
11106-III-0112	遠原-3	〃	品沢	遠原	自然	30	160	32
11106-III-0113	遠原-4	〃	〃	遠原	自然	35	130	35
11106-III-0114	遠原-5	〃	〃	遠原	自然	35	120	35
11106-III-0115	遠原-6	〃	〃	遠原	自然	20	70	35
11106-III-0116	下郷-3	〃	〃	下郷	自然	30	90	35
11106-III-0117	下郷-4	〃	〃	下郷	自然	30	90	30
11106-III-0118	下郷-5	〃	〃	下郷	自然	30	110	31
11106-III-0119	下郷-6	〃	〃	下郷	自然	30	150	35
11106-III-0120	山池	〃	〃	山池	自然	30	70	32
11106-III-0121	上郷-4	〃	〃	上郷	自然	30	80	30
11106-III-0122	上郷-5	〃	〃	上郷	自然	40	100	39
11106-III-0123	上郷-6	〃	〃	上郷	自然	40	220	39
11106-III-0124	上郷-7	〃	〃	上郷	自然	40	210	34
11106-III-0125	上郷-8	〃	〃	上郷	自然	40	80	34
11106-III-0126	上郷-9	〃	〃	上郷	自然	40	110	32
11106-III-0127	上郷-10	〃	〃	上郷	自然	30	170	35
11106-III-0128	上郷-11	〃	〃	上郷	自然	40	100	39
11106-III-0129	上郷-12	〃	〃	上郷	自然	30	100	40
11106-III-0130	上郷-13	〃	〃	上郷	自然	20	50	39
11106-III-0131	上郷-14	〃	〃	上郷	自然	30	70	37
11106-III-0132	上郷-15	〃	〃	上郷	自然	30	40	39
11106-III-0133	上郷-16	〃	〃	上郷	自然	20	50	40
11106-III-0134	上郷-17	〃	〃	上郷	自然	30	50	39
11106-III-0135	上郷-18	〃	〃	上郷	自然	50	75	45
11106-III-0136	中組-3	〃	〃	中組	自然	35	120	45
11106-III-0137	中組-4	〃	〃	中組	自然	40	120	33
11106-III-0138	中組-5	〃	〃	中組	自然	35	130	45
11106-III-0139	中組-6	〃	〃	中組	自然	40	290	40

箇所番号	箇所名	所在地			自然／人工	斜面概況		
		市町村名	大字	小字		高さ	延長	勾配
11106-Ⅲ-0140	安立	秩父市	別所	安立	自然	40	200	50
11106-Ⅲ-0141	木久保	〃	〃	木久保	自然	40	370	40
11106-Ⅲ-0142	堀切-1	〃	堀切		自然	20	180	43
11106-Ⅲ-0143	堀切-2	〃	〃		自然	25	80	45
11106-Ⅲ-0144	小樽-1	〃	黒谷	小樽	自然	30	150	35
11106-Ⅲ-0145	大柵-5	〃	山田	大柵	自然	60	70	40
11106-Ⅲ-0146	矢行地-1	〃	〃	矢行地	自然	25	50	45
11106-Ⅲ-0147	上蒔田-1	〃	蒔田	上蒔田	自然	45	70	32
11106-Ⅲ-0148	中組-1	〃	品沢	中組	自然	50	80	36
11106-Ⅲ-0149	坊平-8	〃	田村	坊平	自然	30	200	40

## 資料 2. 6 急傾斜地崩壊危険区域指定一覧

【第 2 編 第 2 章 第 4 節 土砂災害の予防 (p2-64) 参照】

[平成 28 年 1 月 1 日現在]

区域名	所在地	指定面積 (ha)	告示番号	指定年月日	概成
中津川	秩父市中津川	1.13	467	S52. 4. 5	
赤岩日影	秩父市中津川	2.25	1393	S46.10.22	
上中尾	秩父市大滝	3.30	467	S52. 4. 5	○
寺井麻生	秩父市大滝	13.81	467・ 1070	S52. 4. 5 H 3. 7. 30	○
落合	秩父市大滝	1.30	467 ×	S52. 4. 5	○
大輪	秩父市大滝	1.80	467	S52. 4. 5	○
巣場	秩父市大滝	3.90	57	S56. 1.13	○
下大血川	秩父市大滝	4.40	57	S56. 1.13	
下落合	秩父市大滝	8.60	57	S56. 1.13	○
中落合	秩父市大滝	6.20	57	S56. 1.13	○
沢戸	秩父市吉田石間	8.06	467	S52. 4. 5	
東	秩父市吉田石間	4.77	467	S52. 4. 5	
滝坂	秩父市上町	0.45	1329	S53. 9. 8	○
井戸尻	秩父市上町	0.61	1329	S53. 9. 8	○
椋宮	秩父市下吉田	0.58	1329	S53. 9. 8	
吉田小学校	秩父市下吉田	2.70	1329	S53. 9. 8	
兔田	秩父市下吉田	1.02	1329	S53. 9. 8	○
二瀬	秩父市大滝	1.69	1720	S59.12. 4	
布里	秩父市下吉田	1.28	1070	H 3. 7. 30	
中割	秩父市吉田石間	2.73	849	H 4. 6.12	○
小川日向	秩父市上吉田	1.18	278	H 6. 3. 1	○
漆木	秩父市吉田石間	0.93	278	H 6. 3. 1	○
櫛平	秩父市大滝	3.88	278	H 6. 3. 1	○
鶉平	秩父市大滝	1.16	1266	H11.10. 1	
中双里	秩父市中津川	0.97	1064	H12. 7.28	○
熊木	秩父市熊木町	4.84	1201	H12. 9. 8	○
巴	秩父市下影森	0.61	1059	H13. 6.26	○
小川日影	秩父市上吉田	0.95	1337	H13. 8.31	○
ナラヲ	秩父市吉田太田部	1.36	1337	H13. 8.31	○
釜の上	秩父市下吉田	0.46	1336	H15. 6.17	○
上中尾諏訪森	秩父市大滝	1.07	621	H17. 3.22	○
小双里	秩父市大滝	4.17	621	H17. 3.22	
上町	秩父市上町	0.25	411	H20. 3.21	○
千鹿谷	秩父市上吉田	1.20	473	H21. 3.27	
下大輪	秩父市大滝	1.65	472	H21. 3.27	
近戸	秩父市近戸町	0.45	268	H23. 3.11	
宮平	秩父市大滝	0.81	386	H23. 3.29	
(37箇所)		96.52			22

## 資料 2. 7 地すべり防止区域一覧

【第 2 編 第 2 章 第 4 節 土砂災害の予防 (p2-65) 参照】

[平成 28 年 1 月 1 日現在]

番号	防止 区域名	所 在 地	面積 (ha)	人家 (戸)	公共的建物 施設の種類の	防 止 施 設		指 定 年 月 日	備 考
						工種	内容		
1	森戸の入	秩父市吉田石間	7.88	7	農道 100m			昭和 37.10.11	未着工
2	万場沢	秩父市下吉田	17.32	8	道路 870m	谷止工 排水工	水路 暗渠	〃	概成
3	太田部	秩父市吉田太田部	9.38	20	道路 250m 農道 1,120m	谷止工 排水工	水路 暗渠	〃	〃
9	滝の上	秩父市荒川久那	18.19	11	道路 400m	床固工 排水工	水路 暗渠	昭和 35.9.27	〃
10	定峰	秩父市定峰	64.24	57	道路 4,784m	谷止工 排水工 杭打工	水路 暗渠	昭和 37.10.11 平成 4.8.5	〃
25	二瀬	秩父市大滝	15.68	3	林道 815m	排水工	暗渠	昭和 53.5.13	〃
29	栃本	秩父市大滝	36.40	25	国道 1,160 m 林道 920m 村道 410m	谷止工		昭和 61.4.10	〃

## 資料2. 8 地すべり危険箇所一覧

【第2編 第2章 第4節 土砂災害の予防 (p2-65) 参照】

○は地すべり防止区域指定済箇所、( )内は防止区域指定済面積

[平成28年1月1日現在]

整理 番号	区域名	所在地 面積 (ha)	人家 (戸)	公共的建物施設の種類の	防 止 施 設		指 定 年月日	備考
					工種	内 容		
1	安 や す た 立	秩父市荒川久那 29.7	36	県道 400m 市道 1,000m				
2	別 べ っ し 所	秩父市別所 37.2	13	県道 400m 市道 900m				
11	小 お が 川	秩父市上吉田 9.7	12	県道 400m 市道 100m 公会堂 1				○
39	二 ふ た 瀬	秩父市大滝 17.5	3	国道 300m				
40	梁 や な 場	秩父市吉田太田部 20.9	3	市道 450m				
60	明 み け 平	秩父市上吉田 6.3	—	—				
61	沢 さ わ 戸	秩父市吉田石間 25.9	29	市道 500m				
62	半 は ん の 納	秩父市吉田石間 10.6	15	森林管理道 1,400m				
63	石 い さ 間	秩父市吉田石間 15.9	12	—				
64	石 い さ 間	秩父市吉田石間 16.3	4	—				
65	沢 さ わ ぐ 口	秩父市吉田石間 7.2	8	—				
66	石 い し ま 戸	秩父市上吉田 7.2	—	—				
67	千 ち 鹿 が 谷	秩父市上吉田 5.9	8	—				
68	千 ち 鹿 が 谷	秩父市上吉田 9.1	9	市道 300m 集会場 1				
69	室 む 久 ろ く 保	秩父市吉田阿熊 28.1	25	市道 800m 集会場 1				
83	久 く 那 な	秩父市寺尾 15.0	0	県道 350m				
84	久 く 那 な	秩父市別所 71.9	83	県道 2,300m 浄水場 1 市道 1,000m				
85	久 く 那 な	秩父市荒川久那 19.4	4	市道 400m				
86	久 く 那 な	秩父市荒川久那 31.2	17	市道 1,400m				
87	寺 て ら 井	秩父市大滝 52.5	45	市道 650m 国道 700m				
107	き 北 た	秩父市吉田太田部 10.8	6	県道 700m				
108	久 形 大 道 上	秩父市上吉田 13.9	16	県道 450m 市道 500m 公民館 1				
110	守 も り い 岩	秩父市吉田阿熊 21.8	5	県道 420m				

## 資料 2. 9 土砂災害警戒区域等一覧

【第 2 編 第 2 章 第 4 節 土砂災害の予防 (p2-65) 参照】

[平成 28 年 1 月 1 日現在]

告示 年月日	土砂災害警戒 区域等の名称	住 所	警 戒 区 域	特別警戒 区 域	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類
H18. 3. 22	鶉平 2 - 1	秩父市大滝地内	○		急傾斜地の崩壊
H18. 3. 22	鶉平 2 - 2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H18. 3. 22	鶉平 2 - 3	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H18. 3. 22	三十場 - 1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H18. 3. 22	三十場 - 2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H18. 3. 22	三十場 - 3	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H18. 3. 22	三十場 - 4	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H18. 3. 22	三十槌 - 1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H18. 3. 22	三十槌 - 2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H18. 3. 22	大落合 1 - 1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H18. 3. 22	大落合 1 - 2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H18. 3. 22	神岡 1 - 1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H18. 3. 22	神岡 1 - 2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H18. 3. 22	岡本 - 1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H18. 3. 22	岡本 - 2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H18. 3. 22	落合 2 - 1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H18. 3. 22	落合 2 - 2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H18. 3. 22	神岡 2 - 1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H18. 3. 22	神岡 2 - 2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H18. 3. 22	間の沢	〃	○		土石流
H18. 3. 22	庵の沢 2	〃	○	○	土石流
H18. 3. 22	万治沢	〃	○	○	土石流
H18. 3. 22	庵の沢	〃	○		土石流
H18. 3. 22	境沢 2	〃	○	○	土石流
H18. 3. 22	境沢	〃	○	○	土石流
H18. 3. 22	西の沢	〃	○		土石流
H18. 3. 22	赤谷日影 1	秩父市中津川地内	○		急傾斜地の崩壊
H18. 3. 22	大輪 1 - 1	秩父市大滝地内	○		急傾斜地の崩壊
H18. 3. 22	大輪 1 - 2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H18. 3. 22	大達原	〃	○		急傾斜地の崩壊
H18. 3. 22	大血川 1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H18. 3. 22	強石 1 - 1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H18. 3. 22	強石 1 - 2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H18. 3. 22	強石 2 - 1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H18. 3. 22	強石 2 - 2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H18. 3. 22	強石 2 - 3	〃	○		急傾斜地の崩壊
H18. 3. 22	強石 2 - 4	〃	○		急傾斜地の崩壊
H18. 3. 22	強石 2 - 5	〃	○		急傾斜地の崩壊
H18. 3. 22	強石 2 - 6	〃	○		急傾斜地の崩壊
H18. 3. 22	強石 2 - 7	〃	○		急傾斜地の崩壊
H18. 3. 22	強石 2 - 8	〃	○		急傾斜地の崩壊
H18. 3. 22	強石 2 - 9	〃	○		急傾斜地の崩壊
H18. 3. 22	強石 3	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H18. 3. 22	大輪 2 - 2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H18. 3. 22	巢場 - 2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H18. 3. 22	大血川 4	〃	○		急傾斜地の崩壊
H18. 3. 22	大血川 2	〃	○		急傾斜地の崩壊

告示 年月日	土砂災害警戒 区域等の名称	住 所	警 戒 区 域	特別警戒 区 域	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類
H18.3.22	大血川3	秩父市大滝地内	○		急傾斜地の崩壊
H18.3.22	強石沢	〃	○	○	土石流
H19.3.30	川俣1-1	秩父市浦山地内	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	川俣1-2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	川俣1-3	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	毛附1-1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	毛附1-2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	金倉1-1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	金倉1-2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H19.3.30	金倉1-3	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H19.3.30	日向1-1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	日向1-2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	日向1-3	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	日向1-4	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	日向1-5	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	大谷1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	武士平-1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	武士平-2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H19.3.30	細久保2-1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	細久保2-2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H19.3.30	川俣2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	山摺4	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	山摺5	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	栗山1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	栗山2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H19.3.30	細久保3	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	細久保4	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	細久保5-1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	細久保5-2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H19.3.30	川俣3	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H19.3.30	川俣5	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H19.3.30	茶平2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	山摺6	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	金倉2-1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	金倉2-2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H19.3.30	浦山1	〃	○		土石流
H19.3.30	浦山2	〃	○		土石流
H19.3.30	清水沢	〃	○		土石流
H19.3.30	定峰1-1	秩父市定峰地内	○	○	急傾斜地の崩壊
H19.3.30	定峰1-2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H19.3.30	定峰1-3	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	定峰2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H19.3.30	定峰3-1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H19.3.30	定峰3-2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H19.3.30	定峰3-3	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H19.3.30	定峰3-4	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	定峰4	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H19.3.30	定峰5	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	定峰6	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	定峰7	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H19.3.30	定峰8	〃	○		急傾斜地の崩壊

告示 年月日	土砂災害警戒 区域等の名称	住 所	警 戒 区 域	特別警戒 区 域	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類
H19.3.30	定峰 1 1 - 1	秩父市定峰地内	○	○	急傾斜地の崩壊
H19.3.30	定峰 1 1 - 2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	定峰 1 1 - 3	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	定峰 1 0 - 1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	定峰 1 0 - 2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H19.3.30	定峰 1 0 - 3	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	上郷 2	〃	○	○	土石流
H19.3.30	上郷 3	〃	○	○	土石流
H19.3.30	定峰	〃	○		土石流
H19.3.30	上倉 1	秩父市三峰地内	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	大木 - 1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	大木 - 2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	大木 - 3	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	大木 - 4	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	猫下	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	吉ヶ谷	秩父市大滝地内	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	三峰	秩父市三峰地内	○	○	急傾斜地の崩壊
H19.3.30	中双里 2	秩父市中津川地内	○	○	急傾斜地の崩壊
H19.3.30	川又 3	秩父市大滝地内	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	上中尾 3	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	寺井麻生 2 - 1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	寺井麻生 2 - 2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	麻生 1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	麻生 2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	二瀬	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	麻生 3	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	大滝大久保 - 1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	大滝大久保 - 2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	大滝大久保 - 3	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	小西	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	栃本 3	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	川又 1 - 1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	川又 1 - 2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	川又 1 - 3	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	牛房平 - 1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H19.3.30	牛房平 - 2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	栃本 1 - 1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H19.3.30	栃本 1 - 2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	栃本 1 - 3	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	栃本 2 - 1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	栃本 2 - 2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H19.3.30	栃本 2 - 3	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H19.3.30	栃本 2 - 4	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	栃本 2 - 5	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	栃本 2 - 6	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	栃本 2 - 7	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	川又 2 - 1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H19.3.30	川又 2 - 2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	川又 4 - 1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H19.3.30	川又 4 - 2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	栃本 4 - 1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊

告示 年月日	土砂災害警戒 区域等の名称	住 所	警 戒 区 域	特別警戒 区 域	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類
H19. 3. 30	栃本 4 - 2	秩父市大滝地内	○		急傾斜地の崩壊
H20. 4. 11	木毛 1	秩父市黒谷	○	○	急傾斜地の崩壊
H20. 4. 11	木毛 2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20. 4. 11	柳田 1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20. 4. 11	破風屋 1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20. 4. 11	破風屋 2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20. 4. 11	木毛 4	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20. 4. 11	木毛 3	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20. 4. 11	木毛 5	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20. 4. 11	柳田 2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20. 4. 11	下山 1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20. 4. 11	下山 2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20. 4. 11	柳田 3	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H20. 4. 11	大畑沢	〃	○	○	土石流
H20. 4. 11	文珠堂沢 1	〃	○	○	土石流
H20. 4. 11	文珠堂沢 2	〃	○	○	土石流
H20. 4. 11	硫黄沢	〃	○	○	土石流
H20. 4. 11	下田沢	〃	○	○	土石流
H20. 4. 11	木毛	〃	○	○	土石流
H20. 4. 11	和銅沢川	〃	○	○	土石流
H20. 4. 11	久那大久保 1 - 1	秩父市荒川久那	○		急傾斜地の崩壊
H20. 4. 11	久那大久保 1 - 2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H20. 4. 11	久那大久保 2 - 1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H20. 4. 11	久那大久保 2 - 2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20. 4. 11	久那大久保 2 - 3	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20. 4. 11	久那大久保 2 - 4	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20. 4. 11	久那大久保 2 - 5	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H20. 4. 11	久那大久保 2 - 6	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20. 4. 11	平仁田 1 - 1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20. 4. 11	平仁田 1 - 2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H20. 4. 11	下久那 1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H20. 4. 11	下久那 2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H20. 4. 11	久那坂本	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H20. 4. 11	野々上 1	〃	○	○	土石流
H20. 4. 11	野々上 2	〃	○	○	土石流
H20. 4. 11	野々上 3	〃	○	○	土石流
H20. 4. 11	滝川 1	〃	○		土石流
H20. 4. 11	坂本 1	〃	○		土石流
H20. 4. 11	栃の木沢	〃	○		土石流
H20. 4. 11	落合沢	〃	○		土石流
H20. 4. 11	滝川 2	〃	○	○	土石流
H20. 4. 11	平仁田 1	〃	○		土石流
H20. 4. 11	平仁田 2	〃	○	○	土石流
H20. 4. 11	坂本 2	〃	○		土石流
H20. 4. 11	姥ヶ沢	〃	○		土石流
H20. 4. 11	所ノ沢	〃	○	○	土石流
H20. 4. 11	五百沢	〃	○	○	土石流
H20. 4. 11	茶平 3	秩父市浦山	○		急傾斜地の崩壊
H20. 4. 11	浦山大神楽 3	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20. 4. 11	栗山 3 - 1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H20. 4. 11	栗山 3 - 2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊

告示 年月日	土砂災害警戒 区域等の名称	住 所	警 戒 区 域	特別警戒 区 域	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類
H20. 4. 11	栗山 3 - 3	秩父市浦山	○	○	急傾斜地の崩壊
H20. 4. 11	冠岩 2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H20. 4. 11	山摺 2 - 1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H20. 4. 11	山摺 2 - 2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H20. 4. 11	山摺 2 - 3	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H20. 4. 11	山摺 2 - 4	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H20. 4. 11	川俣 8	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20. 4. 11	川俣 9	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H20. 4. 11	唐沢	〃	○	○	土石流
H20. 4. 11	茶平川	〃	○	○	土石流
H20. 4. 11	細久保	〃	○	○	土石流
H20. 4. 11	沢の入	〃	○	○	土石流
H20. 4. 11	栗山	〃	○	○	土石流
H20. 4. 11	野々上 4	〃	○	○	土石流
H20. 4. 11	崩間沢	〃	○	○	土石流
H20. 4. 11	坂本 3	〃	○		土石流
H20. 4. 11	上町 - 1	秩父市上町	○	○	急傾斜地の崩壊
H20. 4. 11	大指 1	秩父市荒川贅川	○		急傾斜地の崩壊
H20. 4. 11	向原 - 1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20. 4. 11	向原 - 2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20. 4. 11	町分 1 - 1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H20. 4. 11	町分 1 - 2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H20. 4. 11	町分 1 - 3	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H20. 4. 11	沢戸 1	秩父市荒川白久	○		急傾斜地の崩壊
H20. 4. 11	猪鼻 1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20. 4. 11	猪鼻 3	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H20. 4. 11	沢戸 2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20. 4. 11	東ノ前 1 - 1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20. 4. 11	東ノ前 1 - 2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H20. 4. 11	猪鼻 2 - 1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H20. 4. 11	猪鼻 2 - 2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H20. 4. 11	猪鼻 2 - 3	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H20. 4. 11	東ノ前 2 - 1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20. 4. 11	東ノ前 2 - 2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20. 4. 11	柿平 1	秩父市荒川贅川	○	○	急傾斜地の崩壊
H20. 4. 11	古池 1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H20. 4. 11	大指 2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H20. 4. 11	町分 2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H20. 4. 11	橋湯沢	〃	○	○	土石流
H20. 4. 11	権田沢 1	〃	○	○	土石流
H20. 4. 11	横手沢	秩父市荒川白久	○	○	土石流
H20. 4. 11	上の沢	〃	○	○	土石流
H20. 4. 11	下夏地 1 - 1	秩父市上吉田	○		急傾斜地の崩壊
H20. 4. 11	下夏地 1 - 2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20. 4. 11	三柵 1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20. 4. 11	とふ山 1 - 1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20. 4. 11	とふ山 1 - 2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H20. 4. 11	ワタシ山	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20. 4. 11	つらはら堀 1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20. 4. 11	赤子ノ葉	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20. 4. 11	女形 3 - 1	〃	○		急傾斜地の崩壊

告示 年月日	土砂災害警戒 区域等の名称	住 所	警 戒 区 域	特別警戒 区 域	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類
H20.4.11	女形3-2	秩父市上吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
H20.4.11	三船	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20.4.11	とふ山2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20.4.11	三祢2-1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20.4.11	三祢2-2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20.4.11	つらはら堀2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20.4.11	向堂2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20.4.11	下夏地2-1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20.4.11	下夏地2-2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20.4.11	女形1	〃	○		土石流
H20.4.11	向堂1	〃	○		土石流
H20.4.11	イデ沢向	〃	○		土石流
H20.4.11	三祢3	〃	○	○	土石流
H20.4.11	峯の沢	〃	○		土石流
H20.4.11	女形2	〃	○	○	土石流
H20.4.11	半納1-1	秩父市吉田石間	○		急傾斜地の崩壊
H20.4.11	半納1-2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20.4.11	半納2-1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20.4.11	半納2-2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20.4.11	半納2-3	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20.4.11	北1-1	秩父市吉田太田部	○		急傾斜地の崩壊
H20.4.11	北1-2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20.4.11	北1-3	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H20.4.11	相見1-1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20.4.11	相見1-2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20.4.11	相見1-3	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H20.4.11	小川	秩父市上吉田	○		急傾斜地の崩壊
H20.4.11	三社3-1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20.4.11	三社3-2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H20.4.11	三社3-3	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20.4.11	三社3-4	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H20.4.11	三社2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20.4.11	半納3	秩父市吉田石間	○		急傾斜地の崩壊
H20.4.11	半納4	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20.4.11	クボタ2-1	秩父市吉田太田部	○		急傾斜地の崩壊
H20.4.11	クボタ2-2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H20.4.11	クボタ2-3	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H20.4.11	北2-1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20.4.11	北2-2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20.4.11	北2-3	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20.4.11	北2-4	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20.4.11	北2-5	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H20.4.11	北2-6	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H20.4.11	クボタ3-1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20.4.11	クボタ3-2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H20.4.11	クボタ3-3	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H20.4.11	クボタ1-1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20.4.11	クボタ1-2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H20.4.11	相見2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20.4.11	築場-1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20.4.11	築場-2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊

告示年月日	土砂災害警戒区域等の名称	住所	警戒区	特別警戒区	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
H20. 4. 11	築場－3	秩父市吉田太田部	○		急傾斜地の崩壊
H20. 4. 11	築場－4	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20. 4. 11	築場－5	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20. 4. 11	築場－6	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H20. 4. 11	築場－7	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H20. 4. 11	外柿沢	秩父市上吉田	○	○	土石流
H20. 4. 11	井戸沢	〃	○	○	土石流
H22. 3. 16	小倉沢	秩父市中津川	○		急傾斜地の崩壊
H22. 3. 16	中津川 1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H22. 3. 16	王冠 1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H22. 3. 16	王冠 2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H22. 3. 16	中津川 4	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H22. 3. 16	中津川 2－1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H22. 3. 16	中津川 2－2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H22. 3. 16	中津川 3－1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H22. 3. 16	中津川 3－2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H22. 3. 16	寺井麻生 1－1	秩父市大滝	○		急傾斜地の崩壊
H22. 3. 16	寺井麻生 1－2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H22. 3. 16	寺井麻生 1－3	〃	○		急傾斜地の崩壊
H22. 3. 16	寺井麻生 1－4	〃	○		急傾斜地の崩壊
H22. 3. 16	槌打	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H22. 3. 16	大滝宮平 1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H22. 3. 16	大滝宮平 2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H22. 3. 16	大落合 2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H22. 3. 16	下大血川－1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H22. 3. 16	下大血川－2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H22. 3. 16	下大血川－3	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H22. 3. 16	落合 1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H22. 3. 16	中落合－1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H22. 3. 16	中落合－2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H22. 3. 16	中落合－3	〃	○		急傾斜地の崩壊
H22. 3. 16	赤谷日影 2	秩父市中津川	○		急傾斜地の崩壊
H22. 3. 16	宮平	秩父市大滝	○		土石流
H22. 3. 16	小倉沢	秩父市中津川	○	○	土石流
H22. 3. 16	上井戸沢 1	〃	○		土石流
H22. 3. 16	上井戸沢 2	〃	○	○	土石流
H22. 3. 16	井戸沢	〃	○		土石流
H22. 3. 16	千鹿谷 1－1	秩父市上吉田	○		急傾斜地の崩壊
H22. 3. 16	千鹿谷 1－2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H22. 3. 16	千鹿谷 1－3	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H22. 3. 16	千鹿谷 2－1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H22. 3. 16	千鹿谷 2－2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H22. 3. 16	千鹿谷 3	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H22. 3. 16	馬込－1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H22. 3. 16	馬込－2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	小樽 1-1	秩父市黒谷	○		急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	小樽 1-2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	小樽 2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	小樽 3	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	小樽 4	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	木毛 7	〃	○	○	急傾斜地の崩壊

告示 年月日	土砂災害警戒 区域等の名称	住 所	警 戒 区 域	特別警戒 区 域	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類
H23. 3. 29	木毛 8	秩父市黒谷	○		急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	押出堀	〃	○	○	土石流
H23. 3. 29	小樽 1	〃	○	○	土石流
H23. 3. 29	小樽 3	〃	○	○	土石流
H23. 3. 29	小樽 4	〃	○	○	土石流
H23. 3. 29	杉沢	〃	○		土石流
H23. 3. 29	小樽 2	〃	○	○	土石流
H23. 3. 29	宮本町 1 - 1	秩父市上影森	○		急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	宮本町 1 - 2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	八幡町	秩父市下影森	○		急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	イヤギ沢	〃	○	○	土石流
H23. 3. 29	田の沢	〃	○		土石流
H23. 3. 29	沖の沢入沢	〃	○	○	土石流
H23. 3. 29	別当沢	〃	○	○	土石流
H23. 3. 29	沖川堀	〃	○	○	土石流
H23. 3. 29	上影森 1 - 1	〃	○		土石流
H23. 3. 29	上影森 1 - 2	〃	○	○	土石流
H23. 3. 29	上影森 2	〃	○		土石流
H23. 3. 29	上影森 3	〃	○		土石流
H23. 3. 29	上影森 4	〃	○		土石流
H23. 3. 29	押堀川 3 - 1	〃	○		土石流
H23. 3. 29	押堀川 3 - 2	〃	○		土石流
H23. 3. 29	押堀川 4	〃	○	○	土石流
H23. 3. 29	押堀川 5	〃	○	○	土石流
H23. 3. 29	上影森 5 - 1	秩父市上影森	○	○	土石流
H23. 3. 29	上影森 5 - 2	〃	○	○	土石流
H23. 3. 29	上影森 5 - 3	〃	○		土石流
H23. 3. 29	別所 2	秩父市別所	○	○	土石流
H23. 3. 29	別所 3	〃	○	○	土石流
H23. 3. 29	別所 1 - 1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	別所 1 - 2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	モモクボ・南	秩父市吉田石間	○	○	土石流
H23. 3. 29	下漆木	〃	○		土石流
H23. 3. 29	虫神沢	〃	○	○	土石流
H23. 3. 29	森戸入沢	〃	○		土石流
H23. 3. 29	中沢	〃	○	○	土石流
H23. 3. 29	棒の入沢	〃	○		土石流
H23. 3. 29	石間沢戸 1 - 1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	石間沢戸 1 - 2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	石間沢戸 1 - 3	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	石間沢戸 1 - 4	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	石間沢戸 1 - 5	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	石間沢戸 1 - 6	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	石間沢戸 1 - 7	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	石間沢戸 1 - 8	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	石間沢戸 1 - 9	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	石間沢戸 1 - 10	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	東-1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	東-2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	東-3	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	東-4	〃	○	○	急傾斜地の崩壊

告示 年月日	土砂災害警戒 区域等の名称	住 所	警 戒 区 域	特別警戒 区 域	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類
H23. 3. 29	東-5	秩父市吉田石間	○	○	急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	東-6	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	東-7	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	左八の神	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	下漆木 1-1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	下漆木 1-2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	漆木 1-1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	漆木 1-2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	漆木 1-3	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	漆木 1-4	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	平島	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	中割-1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	中割-2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	柚木 2-1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	柚木 2-2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	柚木 2-3	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	高岸 1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	又ノ平	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	枇杷の沢	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	当ノ尾根-1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	高岸 2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	漆木 2-1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	漆木 2-2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	下漆木 2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	沢戸向	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	当ノ尾根-2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	又ノ平 2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	谷津沢 1	秩父市荒川白久	○		土石流
H23. 3. 29	谷津沢 2-1	〃	○	○	土石流
H23. 3. 29	谷津沢 2-2	〃	○	○	土石流
H23. 3. 29	深入沢	〃	○	○	土石流
H23. 3. 29	宮沢	〃	○		土石流
H23. 3. 29	愛宕沢	〃	○		土石流
H23. 3. 29	寺の前沢	〃	○		土石流
H23. 3. 29	白川橋 1	〃	○	○	土石流
H23. 3. 29	二見沢 1	〃	○		土石流
H23. 3. 29	二見沢 2	〃	○		土石流
H23. 3. 29	白川橋 2	〃	○	○	土石流
H23. 3. 29	谷 1-1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	谷 1-2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	谷 1-3	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	橋場 1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	谷 2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	橋場 2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	橋場 3	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	上サ-1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	上サ-2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	上サ-3	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	上大塚沢	秩父市荒川日野	○	○	土石流
H23. 3. 29	西ノ沢 1	〃	○	○	土石流
H23. 3. 29	西ノ沢 2	〃	○		土石流

告示 年月日	土砂災害警戒 区域等の名称	住 所	警 戒 区 域	特別警戒 区 域	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類
H23. 3. 29	下大塚沢	秩父市荒川日野	○	○	土石流
H23. 3. 29	大久保沢	〃	○		土石流
H23. 3. 29	イノチ沢	秩父市荒川白久	○	○	土石流
H23. 3. 29	大塚 1	秩父市荒川日野	○		急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	大塚 2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	富士山	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	下日野 1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	安戸 3	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	松葉	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	宮ノ下	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	上田野	秩父市荒川上田野	○	○	急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	芦川	秩父市荒川日野	○		急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	下日野 2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	川宿 - 1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	川宿 - 2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	寺沢 1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	寺沢 2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	豆早原 1	秩父市荒川白久	○	○	急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	豆早原 2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H23. 9. 20	栃谷中郷 1	秩父市栃谷	○		急傾斜地の崩壊
H23. 9. 20	栃谷下郷 1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 9. 20	栃谷入沢 1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 9. 20	栃谷定峰	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H23. 9. 20	栃谷入沢 2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 9. 20	栃谷下郷 3	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 9. 20	栃谷下郷 4	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 9. 20	栃谷下郷 5	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 9. 20	栃谷下郷 2 - 1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 9. 20	栃谷下郷 2 - 2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 9. 20	柳田	〃	○	○	土石流
H23. 9. 20	下郷 1	〃	○	○	土石流
H23. 9. 20	下郷 2 - 1	〃	○	○	土石流
H23. 9. 20	下郷 2 - 2	〃	○	○	土石流
H23. 9. 20	栃谷入沢	〃	○	○	土石流
H23. 9. 20	上郷 1	〃	○	○	土石流
H23. 9. 20	上郷 4	〃	○		土石流
H23. 9. 20	中郷	〃	○	○	土石流
H23. 9. 20	上郷 5	〃	○	○	土石流
H23. 9. 20	黒谷	〃	○	○	土石流
H23. 9. 20	曾根坂沢	〃	○	○	土石流
H23. 9. 20	矢追 1	秩父市山田	○		急傾斜地の崩壊
H23. 9. 20	下長芦	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 9. 20	矢追 3 - 1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H23. 9. 20	矢追 3 - 2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H23. 9. 20	矢追 3 - 3	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 9. 20	矢追 3 - 4	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H23. 9. 20	矢追 3 - 5	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H23. 9. 20	矢追 5	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 9. 20	木戸原 2 - 1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 9. 20	木戸原 2 - 2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H23. 9. 20	木戸原 4 - 1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊

告示年月日	土砂災害警戒区域等の名称	住所	警戒区	特別警戒区	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
H23. 9. 20	木戸原 4 - 2	秩父市山田	○	○	急傾斜地の崩壊
H23. 9. 20	木戸原 4 - 3	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H23. 9. 20	木戸原 4 - 4	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 9. 20	大棚 8 - 1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 9. 20	大棚 8 - 2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 9. 20	深田	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 9. 20	大棚 1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 9. 20	大棚 3	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 9. 20	大棚 4	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 9. 20	大棚 2 - 1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 9. 20	大棚 2 - 2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 9. 20	矢行地 2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 9. 20	矢行地 1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 9. 20	矢追 4 - 1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 9. 20	矢追 4 - 2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 9. 20	木戸原	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H23. 9. 20	木戸原 3	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 9. 20	矢行地 3	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 9. 20	前沢 1	秩父市栃谷	○		土石流
H23. 9. 20	前沢 2	〃	○	○	土石流
H23. 9. 20	大棚 1	秩父市山田	○	○	土石流
H26. 5. 30	巴 - 1	秩父市上影森、下影森	○	○	急傾斜地の崩壊
H26. 5. 30	巴 - 2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26. 5. 30	巴 - 3	秩父市下影森	○	○	急傾斜地の崩壊
H26. 5. 30	近戸 - 1	秩父市近戸町	○	○	急傾斜地の崩壊
H26. 9. 16	明ヶ平 1	秩父市上吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
H26. 9. 16	小川日向 1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26. 9. 16	小川日向 2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26. 9. 16	小川日影 1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26. 9. 16	小川日影 2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26. 9. 16	小川日影 3	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26. 9. 16	明ヶ平 2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26. 9. 16	明ヶ平 3	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26. 9. 16	大鹿沢	〃	○	○	土石流
H26. 9. 16	橋の沢	〃	○	○	土石流
H26. 9. 16	東沢	〃	○	○	土石流
H26. 9. 16	小川戸沢	〃	○		土石流
H26. 9. 16	中河原沢	〃	○		土石流
H26. 9. 16	タナ窪沢	〃	○	○	土石流
H26. 9. 16	不動沢	〃	○	○	土石流
H26. 9. 16	大波見沢	〃	○	○	土石流
H26. 9. 16	清水入沢	〃	○	○	土石流
H26. 9. 16	大波見 - 1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26. 9. 16	大波見 - 2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26. 9. 16	新井 - 1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26. 9. 16	新井 - 2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26. 9. 16	諸日影	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26. 9. 16	竹ノ妻	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26. 9. 16	塚越 1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26. 9. 16	塚越 2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26. 9. 16	塚越 3	〃	○	○	急傾斜地の崩壊

告示 年月日	土砂災害警戒 区域等の名称	住 所	警 戒 区 域	特別警戒 区 域	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類
H26.9.16	塚越4	秩父市上吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	十二天沢	〃	○	○	土石流
H26.9.16	久形	〃	○	○	土石流
H26.9.16	龍泉寺沢-1	〃	○		土石流
H26.9.16	龍泉寺沢-2	〃	○		土石流
H26.9.16	龍泉寺沢-3	〃	○	○	土石流
H26.9.16	沢の入沢	〃	○	○	土石流
H26.9.16	久保沢	〃	○	○	土石流
H26.9.16	かみ沢	〃	○	○	土石流
H26.9.16	松岡沢	〃	○	○	土石流
H26.9.16	女部田	〃	○	○	土石流
H26.9.16	番切り沢	〃	○	○	土石流
H26.9.16	田の入沢	〃	○	○	土石流
H26.9.16	大棚部	〃	○	○	土石流
H26.9.16	石間戸	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	大棚部	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	宮戸	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	後川-1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	後川-2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	中島1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	大道上-1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	大道上-2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	松岡	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	東女部田-1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	東女部田-2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	西女部田1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	女部田	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	西女部田2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	宮戸-1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	巢掛2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	巢掛1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	中島2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	井上1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	芦田2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	矢畑1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	矢畑2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	芦田	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	井上2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	井上3	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	井上4	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	大日堂	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	鍛冶山1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	鍛冶山2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	矢畑4	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	矢畑3	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	新志2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	矢畑沢西	〃	○	○	土石流
H26.9.16	矢畑沢	〃	○	○	土石流
H26.9.16	沢入沢	〃	○		土石流
H26.9.16	矢畑3	〃	○		土石流
H26.9.16	矢畑東	〃	○	○	土石流

告示 年月日	土砂災害警戒 区域等の名称	住 所	警 戒 区 域	特別警戒 区 域	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類
H26.9.16	矢畑	秩父市上吉田	○	○	土石流
H26.9.16	天神沢西	〃	○	○	土石流
H26.9.16	鍛冶山	〃	○	○	土石流
H26.9.16	西沢	〃	○	○	土石流
H26.9.16	沢入沢西	〃	○	○	土石流
H26.9.16	白岩1	秩父市吉田阿熊	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	室久保1-1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	室久保1-2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	室久保1-3	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	阿熊松場3	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	彦久保4	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	阿熊下1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	室久保3-1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	室久保3-2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	室久保2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	阿熊松場1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	阿熊松場2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	横田倉1-1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	横田倉1-2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	横田倉1-3	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	横田倉1-4	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	横田倉1-5	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	横田倉2-1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	横田倉2-2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	白岩3	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	川久保1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	川久保2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	川久保3	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	白岩2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	阿熊下2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	彦久保-1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	彦久保-2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	彦久保-3	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	守岩	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	西の入沢	〃	○	○	土石流
H26.9.16	白岩沢1	〃	○	○	土石流
H26.9.16	白岩沢2	〃	○	○	土石流
H26.9.16	松葉沢	〃	○	○	土石流
H26.9.16	西沢	〃	○	○	土石流
H26.9.16	宮沢	〃	○	○	土石流
H26.9.16	白岩沢3	〃	○	○	土石流
H26.9.16	川久保1	〃	○	○	土石流
H26.9.16	川久保2	〃	○	○	土石流
H26.9.16	彦久保1	〃	○	○	土石流
H26.9.16	彦久保2	〃	○	○	土石流
H26.9.16	東沢-1	〃	○	○	土石流
H26.9.16	東沢-2	〃	○	○	土石流
H26.9.16	彦久保3	〃	○	○	土石流
H26.9.16	室久保	〃	○	○	地滑り
H26.9.16	守岩	〃	○	○	地滑り

## 資料 2. 10 土砂災害の前兆現象

【第 2 編 第 2 章 第 4 節 土砂災害の予防 (p2-67) 参照】

## ■土砂災害の前兆現象の種類

五感	移動主体	土石流	がけ崩れ	地すべり
視 覚	山・斜面・がけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・溪流付近の斜面が崩れ出す</li> <li>・落石が生じる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・がけに割れ目がみえる</li> <li>・がけから小石がパラパラと落ちる</li> <li>・斜面がはらみだす</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地面にひび割れができる</li> <li>・地面の一部が落ち込んだり盛り上がったりする</li> </ul>
	水	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川の水が異常に濁る</li> <li>・雨が降り続けているのに川の水位が下がる</li> <li>・土砂の流出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表面流が生じる</li> <li>・がけから水が噴き出す</li> <li>・湧水が濁り出す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・沢や井戸の水が濁る</li> <li>・斜面から水が噴き出す</li> <li>・池や沼の水かさが急減する</li> </ul>
	樹木	<ul style="list-style-type: none"> <li>・濁水に流木が混じり出す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・樹木が傾く</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・樹木が傾く</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・溪流内の火花</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家や擁壁に亀裂が入る</li> <li>・擁壁や電柱が傾く</li> </ul>
聴 覚		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地鳴りがする</li> <li>・山鳴りがする</li> <li>・転石のぶつかり合う音がする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・樹木の根が切れる音がする</li> <li>・樹木の揺れる音がする</li> <li>・地鳴りがする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・樹木の根が切れる音がする</li> </ul>
臭 覚		<ul style="list-style-type: none"> <li>・腐った土の臭いがする</li> </ul>	—	—

出典) 「土砂災害警戒避難に関わる前兆現象情報の活用のあり方について」

(H18.3 土砂災害警戒避難に関わる前兆現象情報検討会 (国土交通省))

## 〔資料3 避難所・医療等関係〕

## 資料3. 1 自主避難所一覧

【第2編 第1章 第2節 緊急対応活動のための準備（p2-21）参照】

市は、市が避難勧告等を発令する以前に、危険を感じた地域住民が自主的に避難する場合の受け入れ施設を、自主避難所として指定している。

[平成28年1月1日現在]

No.	避難施設名	所在地	電話	収容人員 (人)
1	歴史文化伝承館※	熊木町8-15	22-2211	50
2	吉田総合支所	下吉田6585-2	77-1111	30
3	大滝総合支所	大滝985	55-0101	20
4	荒川総合支所	荒川上田野1734-6	54-2111	20

※「歴史文化伝承館」は、本庁舎建設後に「秩父市役所」となる。

## 資料3. 2 避難所一覧

【第2編 第1章 第2節 緊急対応活動のための準備（p2-21）参照】

市は、災害の危険性があり避難した人々を、災害の危険性がなくなるまでの間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった人々を一時的に滞在させ、食料、物資の配給などを行う施設を、「避難所」として指定している。

## ■避難所一覧

[平成28年1月1日現在]

No.	避難所	所在地	電話	収容人員 (人)	飲料水供給の別
1	秩父高等学校体育館	上町2-23-45	22-3606	1,200	可
2	秩父第二中学校	上町3-13-48	22-0646	1,600	可
3	花の木小学校	上町2-21-37	22-0607	2,000	可
4	南小学校	野坂町2-14-29	22-1299	1,100	可
5	西小学校	金室町9-46	22-0221	1,000	可
6	秩父第一中学校	滝の上町9-22	22-1142	1,800	可
7	秩父第一小学校	上宮地町36-11	22-0003	1,000	可
8	文化体育センター	大野原1470	24-4004	700	可
9	原谷小学校	大野原2991	22-0844	600	可
10	尾田蒔小学校	寺尾2375	23-9123	500	可
11	高篠小学校	山田2619	22-0659	700	可
12	大田小学校	太田1661	62-0651	300	可
13	影森小学校	下影森1104	22-0779	800	可

No.	避難所	所在地	電話	収容人員 (人)	飲料水供給の別
14	久那小学校	久那 2183-1	22-1530	150	可
15	溪流荘	浦山 1540	22-7117	50	可
16	秩父農工科学高等学校	大野原 2000	22-3017	1200	可
17	浦山ダムうららびあ	荒川久那 4041	24-3333	100	可
18	久長農村集落センター	吉田久長 424	吉田総合支所 市民福祉課 77-1111	30	可
19	阿熊集落センター	吉田阿熊 966	吉田総合支所 市民福祉課 77-1111	30	可
20	上の原集落センター	下吉田 2808	吉田総合支所 市民福祉課 77-1111	30	可
21	やまなみ会館	下吉田 6557-1	72-2030	250	可
22	上吉田生活改善センター	上吉田 613-1	吉田総合支所 市民福祉課 77-1111	20	可
23	吉田小学校	下吉田 3833	77-0014	150	可
24	吉田取方総合運動公園	下吉田 427	77-1602	500	可
25	吉田中学校	下吉田 6402	77-0015	200	可
26	上吉田運動公園	上吉田 3352-1	吉田総合支所 市民福祉課 77-1111	100	可
27	吉田元気村	上吉田 4942-1	78-1000	300	可
28	石間交流学習館	吉田石間 2620-1	77-0715	100	可
29	吉田小学校太田部分校	吉田太田部 664-2	吉田総合支所 市民福祉課 77-1111	60	可
30	光の村養護学校（旧光岩小学校）	大滝 4783	大滝総合支所 市民福祉課 55-0101	300	可
31	旧大滝中学校	大滝 4058	大滝総合支所 市民福祉課 55-0101	500	可
32	光の村養護学校(旧上中尾小学校)	大滝 1535	大滝総合支所 市民福祉課 55-0101	300	可
33	旧大滝小学校	大滝 1999	大滝総合支所 市民福祉課 55-0101	300	可
34	こまどり荘	中津川 447	56-0100	100	可
35	旧大滝小学校三峰分校	三峰 214-2	大滝総合支所 市民福祉課 55-0101	30	可
36	荒川総合運動公園	荒川上田野 250	54-3056	50	可
37	荒川東小学校	荒川上田野 1755	54-1009	200	可
38	荒川中学校	荒川日野 23	54-1010	300	可
39	荒川農村環境改善センター	荒川日野 70-1	54-2230	100	可
40	荒川公民館	荒川日野 76-1	54-1058	50	可
41	荒川西小学校	荒川贅川 840	54-0004	200	可
42	スポーツ健康センター	下影森 924-1	25-5230	525	可

注) 秩父宮記念市民会館については、新施設完成後、避難所として指定する。

## 資料 3. 3 一時避難場所一覧

【第 2 編 第 1 章 第 2 節 緊急対応活動のための準備 (p2-21) 参照】

## (1) 一時避難場所

市は、土砂災害のおそれがある場合など、いち早く避難するための施設、又は地震による発災直後の緊急に避難する場所として「一時避難場所」を指定している。

## ■秩父地区

[平成 28 年 1 月 1 日現在]

No.	避難場所	所在地	避難対象地	標識板設置の有無
1	秩父公園	熊木町 8-15	熊木町国道西東町	有
2	南小学校	野坂町 2-14-29	野坂町 日野田町	有
3	秩父第二中学校	上町 3-13-48	上町 別所	有
4	花の木小学校	上町 2-21-37	中町 本町 近戸町 中村町 2・3 丁目	有
5	西小学校	金室町 9-46	宮側町 金室町 永田町 道生町 中村町 1・4 丁目 桜木町	有
6	秩父第一中学校	滝の上町 9-22	相生町 滝の上町 柳田町 阿保町 大畑町	有
7	旧秩父東高等学校	下宮地町 7-3	中宮地町 下宮地町	有
8	宮地グラウンド	上宮地町	上宮地町 番場町 上野町	有
9	羊山公園	野坂町	熊木町国道東側	有
10	尾田蒔小学校	寺尾 2375	尾田蒔地区	有
11	大田小学校	太田 1661	大田地区	有
12	原谷小学校	大野原 2991	原谷地区	有
13	原谷グラウンド	大野原 1470	原谷地区	有
14	高篠小学校	山田 2619	高篠地区	有
15	影森小学校	下影森 1104	影森地区	有
16	久那小学校	久那 2183-1	久那地区	有
17	溪流荘	浦山 1546	浦山地区	有
18	秩父農工科学高等学校	大野原 2003	原谷地区	無

## ■吉田地区

[平成 28 年 1 月 1 日現在]

No.	避難場所	所在地	避難対象地	標識板設置の有無
1	吉田小学校	下吉田 3833	本町 上町 仲町 新志 上野釜の上赤柴	有
2	吉田取方総合運動公園	下吉田 481	取方 桜井	有
3	久長農村集落センター	吉田久長 424	久長元 久長上 藤頼	有
4	阿熊集落センター	吉田阿熊 966	阿熊下 阿熊中 阿熊上	有
5	上の原集落センター	下吉田 2808	関小暮 藤沢 新田原	有
6	吉田中学校	下吉田 6402	橋倉 布里田中 矢畑	有
7	やまなみ会館	下吉田 6557— 1	椋本 井上	有
8	上吉田生活改善センター	上吉田 613— 1	石間戸 大棚部 宮戸 中島 千鹿谷 久形	有
9	上吉田運動公園	上吉田 3352— 1	女部田 大波見	有
10	吉田元気村	上吉田 4942— 1	小川戸 塚越 明ヶ平 小川 女形	有
11	石間交流学習館	吉田石間 2620— 1	沢口 漆木	有
12	吉田小学校太田部分校	吉田太田部 664— 2	上太田部 下太田部	有

## ■大滝地区

[平成 28 年 1 月 1 日現在]

No.	避難場所	所在地	避難対象地	標識板設置の有無
1	旧光岩小学校	大滝 4783	強石 巢場 大血川 大達原 大輪	有
2	旧大滝中学校	大滝 4058	神岡 落合 三十槌 大久保 二瀬	有

No.	避難場所	所在地	避難対象地	標識板設置の有無
3	光の村養護学校	大滝 1535	麻生 寺井 上中尾 栃本 川又	有
4	旧大滝小学校	大滝 1999	鶉平 小双里 中双里	有
5	こまどり荘	中津川 447	中津川	有
6	大滝神庭交流広場	大滝 790—1	大滝地区全域	有
7	旧大滝小学校三峰分校	三峰 214—2	三峰	有
8	ニッチツ資源開発本部	中津川 420	小倉沢	有

## ■荒川地区

[平成 28 年 1 月 1 日現在]

No.	避難場所	所在地	避難対象地	標識板設置の有無
1	荒川総合運動公園	荒川上田野 250	久那 下石原 上石原 1～3 栃久保 糞屋の一部	有
2	荒川東小学校	荒川上田野 1755	船川 越事上 下半縄 上半縄 坂口 糞屋の一部	有
3	荒川中学校	荒川日野 23	芦川 寺沢 下日野 大塚 松葉 鷺ノ巣 小野原 柴原	有
4	荒川農村環境改善センター	荒川日野 70-1		
5	荒川公民館	荒川日野 76-1		
6	荒川西小学校	荒川贅川 840	中野 青梅 上サ 猪鼻 町分 古池 大指	有
7	旧自治セミナーハウスグラウンド	荒川白久 599-1	豆早原 橋場 原 上郷 上平 反平 下郷	有
8	花見の里	荒川上田野 413-3	石原 糞谷 栃久保 久那	有

## (2) 広域避難場所

市は、大規模地震による同時多発火災などから身を守る場所として「広域避難場所」を指定している。

## ■広域避難場所一覧

[平成 28 年 1 月 1 日現在]

No.	避難施設名	所在地	面積 (ha)	避難対象地	標識板設置 の有無	備考
1	聖地公園	山田	23	旧市内全域	有	広域避難場所
2	秩父ミュージズパーク	久那	375	市内全域	有	広域避難場所

## 資料 3. 4 福祉避難所一覧

【第 2 編 第 1 章 第 2 節 緊急対応活動のための準備 (p2-23) 参照】

市は、災害発生後、避難所での避難生活に負担が大きい要配慮者を収容するための施設として、以下に示す「福祉避難所」を開設する。

## ■福祉避難所一覧

[平成 28 年 1 月 1 日現在]

No.	施設名	所在地	電話	飲料水 の供給	備考
1	埼玉県立秩父特別支援学校	大宮 6576-1	24-1361	可	協定締結
2	特別養護老人ホーム荒川園	荒川鬻川 1088	54-1500	可	協定締結
3	特別養護老人ホーム大滝・桜の園	大滝 166	54-2215	可	協定締結
4	特別養護老人ホーム杏子苑	寺尾 3900-1	25-1983	可	協定締結
5	地域密着型特別養護老人ホーム 楓の森	荒川上田野 766-1	54-3210	可	協定締結
6	介護老人保健施設ピッラ・ベッキア	寺尾 2744	22-7026	可	協定締結
7	自立支援施設 武甲の森	寺尾 1449	24-5553	可	協定締結
8	特別養護老人ホーム 白砂恵慈園	吉田久長 186-1	77-0099	可	協定締結
9	障がい者支援施設さやか さやか事業所	山田 1199-2	24-9956	可	協定締結
10	障がい者支援施設さやか ふらわあ事業所	寺尾 2825	25-3000	可	協定締結
11	介護老人保健施設 うらら	中村町 3-6-24	27-0250	可	協定締結
12	シニアホーム 武甲の郷	日野田町 2-14-5	27-8181	可	協定締結
13	特別養護老人ホーム 偕楽苑	蒔田 1977	23-2313	可	協定締結

注) 埼玉県立秩父特別支援学校への避難者受入は、原則、在学学生、卒業生及びその家族とする。

## 資料3. 5 秩父郡市医師会災害医療対策機関編成

【第2編 第1章 第2節 緊急対応活動のための準備 (p2-16) 参照】

## ■秩父郡市医師会災害医療対策機関編成表

[平成28年1月1日現在]

本部長 副本部長 副本部長 事務	新井 政 幸 松 本 郷 西 秀 夫 吉 田 正 明	坂 本 光 一	若 林 和 美
Ⅱ 災害医療基幹病院	小鹿野中央病院 秩父市立病院	秩父病院 秩父生協病院	秩父第一病院 清水病院
Ⅲ 災害医療基幹病院 診療所群  秩父病院 群	浅海医院 三上医院(荒川) 片田医院 本強矢整形外科病院 石塚内科胃腸科医院	松本クリニック 野田医院 近藤医院 大友内科医院 関根医院	いなば眼科クリニック 丸山耳鼻咽喉科医院 竹越医院
秩父第一病院 群	はらしまクリニック 高橋内科クリニック 内田医院 井上皮膚科医院 三上医院(中町) 岡部医院	あらいクリニック あさひ診療所 岩田産婦人科医院 井上医院 片山耳鼻咽喉科 健生堂医院	城谷医院 たかはし整形外科皮フ科ク リニック 眼科・並木医院 熊木こどもクリニック 蓮沼医院
秩父市立病院 群	秩父市大滝国保診療所 荒舩医院 松田医院 荻原医院	今井内科クリニック 秩父脳外科内科クリニック クリニック公園ばし 加藤クリニック	堤医院(道生町) 秩父中央病院 久喜医院
秩父生協病院 群	水野医院 金子クリニック 山田クリニック 五野上医院	石塚クリニック 倉林外科胃腸科医院 大谷津医院 あいおいクリニック	おおのはら眼科 伊藤医院 酒井耳鼻咽喉科医院 つちはし眼科内科クリニック
小鹿野中央病院 群	本間医院 鈴木内科眼科クリニック 上吉田医院	原医院 新井医院 横田内科・呼吸器科クリニック	堤医院
清水病院 群	長瀬医新クリニック 南須原医院 落合眼科医院	みなもの整形外科医院 金子医院 倉林医院	伊古田小児科医院 松本医院
Ⅳ CMAT  Chichibu Disaster Medical Assistance Team	第1支援隊	第2支援隊	第3支援隊
	新井政幸 三上 倫 石郷岡聡	近藤俊夫 本強矢隆生 原 靖	松本 郷 岡部和彦 西 秀夫
	会員全員協力支援隊		

(敬称略)

## 資料 3. 6 救急病院・救急診療所一覧（秩父保健所管内）

【第 2 編 第 1 章 第 2 節 緊急対応活動のための準備（p2-16）参照】

## ■埼玉県秩父保健所

所在地	〒368-0025	電話番号	0494-22-3824
	秩父市桜木町 8-18	FAX 番号	0494-22-2798

## ■救急病院・救急診療所一覧表（秩父保健所管内）

[平成 28 年 1 月 1 日現在]

医療機関名	郵便番号	所在地	電話番号 (0494)	FAX 番号 (0494)	診療科目
秩父市立病院	368-0025	秩父市 桜木町 8-9	23-0611	23-0650	内、外、整、泌、脳、小、 麻、循内、消内
医療法人花仁会 秩父病院	369-1874	秩父市 和泉町 20	22-3022	24-9633	外、内、消外、消内、肝 臓内科、循内、形、整、 腫瘍内科、肛門外科、 放、麻、歯
秩父中央病院	368-0056	秩父市 寺尾 1404	24-5551	24-5552	精、内、リハ、歯外
秩父生協病院	368-0016	秩父市 阿保町 1-11	23-1300	22-7003	内、小、リハ、循内
秩父第一病院	368-0051	秩父市 中村町 2-8-14	25-0311	25-0551	内、循内、外、神内、リ ハ、皮
本強矢整形外科病院	369-1871	秩父市 下影森 871-1	24-7615	23-3348	整
医療法人彩清会 清水病院	369-1412	秩父郡皆野町 大字皆野 1390-2	62-0067	62-4393	内、外、胃内、リハ、皮
埼玉医療生活協同組合 皆野病院	369-1412	秩父郡皆野町 大字皆野 2031-1	62-6300	62-6010	内、外、整、脳、婦、小、 リハ、放、歯、歯外、 麻、眼、神内、皮
国民健康保険 町立小鹿野中央病院	368-0105	秩父郡小鹿野町 小鹿野 300	75-2332	75-3313	内、婦、整、眼、耳、リ ハ、外、心療、精

## 資料3. 7 災害拠点病院（埼玉県）

【第2編 第1章 第2節 緊急対応活動のための準備（p2-16）参照】

## ■災害拠点病院（埼玉県）

[平成28年1月1日現在]

病院名	郵便番号	所在地	電話番号
◎川口市立医療センター	333-0833	川口市西新井宿 180	048-287-2525
○自治医科大学附属 さいたま医療センター	330-8503	さいたま市大宮区天沼町 1-847	048-647-2111
○埼玉医科大学総合医療センター	350-8550	川越市鴨田 1981	049-228-3400
○北里大学メディカルセンター	364-8501	北本市荒井 6-100	048-593-1212
○社会福祉法人恩賜財団 埼玉県済生会栗橋病院	349-1105	久喜市小右衛門 714-6	0480-52-3611
○深谷赤十字病院	366-0052	深谷市上柴町西 5-8-1	048-571-1511
○さいたま赤十字病院	338-8553	さいたま市中央区上落合 8-3-33	048-852-1111
○獨協医科大学越谷病院	343-8555	越谷市南越谷 2-1-50	048-965-1111
○さいたま市立病院	336-8522	さいたま市緑区三室 2460	048-873-4111
○防衛医科大学校病院	359-8513	所沢市並木 3-2	04-2995-1511
○社会福祉法人恩賜財団 埼玉県済生会川口総合病院	332-8558	川口市西川口 5-11-5	048-253-1551
○埼玉医科大学国際医療センター	350-1298	日高市山根 1397-1	042-984-4111
○社会医療法人壮幸会 行田総合病院	361-0056	行田市持田 376	048-552-1111
○埼玉県厚生農業協同組合連合会 久喜総合病院	346-8530	久喜市上早見 418-1	0480-26-0033
○独立行政法人国立病院機構埼玉病院	351-0102	和光市諏訪 2-1	048-462-1101
○草加市立病院	340-8560	草加市草加 2-21-1	048-946-2200
○埼玉医科大学病院	350-0495	毛呂山町毛呂本郷 38	049-276-1111

注) 「病院名」欄の「◎」は「基幹災害拠点病院」を示し、「○」は、「地域」を示す。

## 資料3. 8 救命救急センター（埼玉県）

【第2編 第1章 第2節 緊急対応活動のための準備（p2-16）参照】

## ■救命救急センター（埼玉県）

[平成28年1月1日現在]

病院名	郵便番号	所在地	電話番号
埼玉医科大学総合医療センター 高度救命救急センター	350-8550	川越市鴨田1981	049-228-3400
さいたま赤十字病院救命救急センター	338-8553	さいたま市中央区上落合 8-3-33	048-852-1111
深谷赤十字病院救命救急センター	366-0052	深谷市上柴町西 5-8-1	048-571-1511
防衛医科大学校病院救命救急センター	359-8513	所沢市並木 3-2	04-2995-1511
川口市立医療センター救命救急センター	333-0833	川口市西新井宿180	048-287-2525
獨協医科大学越谷病院救命救急センター	343-8555	越谷市南越谷 2-1-50	048-965-1111
埼玉医科大学国際医療センター 救命救急センター	350-1298	日高市山根1397-1	042-984-4111

資料3. 9 トリアージタグ

【第2編 第1章 第2節 緊急対応活動のための準備 (p2-14) 参照】

【第3編 第1章 第2節 初動対応期の災害応急対策活動 (p3-55) 参照】

(表面)

(裏面)

(災害現場用)

No.	氏名 (Name)	年齢 (Age)	性別 (Sex) 男 (M) 女 (F)
住所 (Address)		電話 (Phone)	
トリアージ実施月日・時刻 月 日 AM 時 分 PM		トリアージ実施者氏名	
搬送機関名		収容医療機関名	

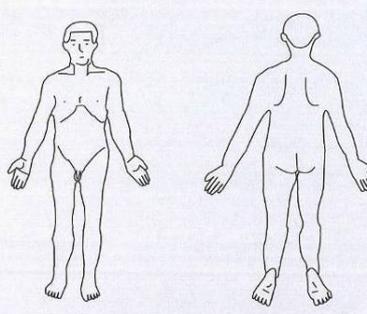
  

トリアージ実施場所	トリアージ区分 ○ I II III
トリアージ実施機関	医 師 救 急 救 命 士 そ の 他
症状・傷病名	
特記事項	

(黒)	○
(赤)	I
(黄)	II
(緑)	III

特記事項

(黒)	○
(赤)	I
(黄)	II
(緑)	III

## 資料 3. 10 応急仮設住宅建設用地

【【第 2 編 第 1 章 第 3 節 生活維持活動のための準備 (p2-46) 参照】】

## ■ 応急仮設住宅建設用地一覧表

[平成 28 年 1 月 1 日現在]

所在地	所有者	面積	現況	建設可能 戸数	優先順位
大野原字下中原 1443-1	秩父市	7,200 m <sup>2</sup>	原谷グラウンド	120 戸	1
大宮字藤井 6208	秩父市	7,000 m <sup>2</sup>	羊山グラウンド	116 戸	2
計		14,200 m <sup>2</sup>		236 戸	

## 〔資料4 備蓄施設等関係〕

## 資料4. 1 防災倉庫及び防災備蓄品

【第2編 第1章 第3節 生活維持活動のための準備 (p2-38) 参照】

## ■防災倉庫及び防災備蓄品一覧 (その1)

[平成28年1月1日現在]

No	施設名称	住所	電話	乾パン	アルファ米	アルファ米 おかゆ	飲料水 (ℓ)	懐中電灯	防災毛布	アルミマ ット
1	秩父第一小学校	上宮地町 36-11	22-0003					10	30	32
2	花の木小学校	上町 2-21-37	22-0607					10	26	32
3	西小学校	金室町 9-46	22-0221					10	30	32
4	南小学校	野坂町 2-14-29	22-1229					10	28	32
5	尾田蒔小学校	寺尾 2375	23-9123					10	27	32
6	原谷小学校	大野原 2991	22-0844					10	30	32
7	久那小学校	久那 2183-1	22-1530					10	30	32
8	高篠小学校	山田 2619	22-0659					8	30	32
9	大田小学校	太田 1656	62-0651						27	32
10	影森小学校	下影森 1104	22-0779					10	145	32
11	秩父第一中学校	滝の上町 9-22	22-1142					13	1,288	68
12	秩父第二中学校	上町 3-13-48	22-0646					10	33	32
13	尾田蒔中学校	寺尾 2006	23-9234					10	30	
14	高篠中学校	山田 2647	22-0685					10	30	
15	影森中学校	上影森 53	22-0778					10	30	
16	浦山ダムうららびあ	荒川久那 4041	23-1431	64	50		12		38	32
17	原谷体育館	大野原 1470	24-4004						320	32
18	本庁防災倉庫	熊木町 8-15	22-2211					158	22	
19	金室防災倉庫	金室町	22-2211	28,288	6,500	4,200	4,620	28	28	
20	大畑防災倉庫	大畑町 6-4	22-2211						150	
21	吉田支所内 防災倉庫	吉田下吉田 6585-2	77-1111	640	441			30	50	30
22	大滝支所内 防災倉庫	大滝 985	55-0101	256	200		60	30	100	30
23	荒川支所内 防災倉庫	荒川上田野 1734-6	54-2111		50			30	50	30
24	吉田支所敷地内 防災倉庫	吉田下吉田 6585-2	77-1111						250	64
25	大滝中敷地内 防災倉庫	大滝 4058		512						32
26	花見の里敷地内 防災倉庫	荒川上田野 413-3							290	96
27	秩父特別 支援学校	大宮 6576-1	24-1361						220	
28	さやか学園	山田 1199-2	24-9956						20	
29	荒川園	荒川麓川 1088	54-1500							
30	白砂恵慈園	吉田久長 186-1	77-0099						100	
31	ほのぼのマイタウン	蒔田 1977	21-5535							
32	三峰区コミュニティセン ター	三峰 20		128	250	250	204		70	
33	中津川集会所	中津川 248		128	200	135	204		60	
34	大血川健康元気プラザ	大滝 334-1		128	150	200	204		50	
35	太田部分校	吉田太田部 664-2		640	350	250	108		40	
36	福祉女性会館	野坂町 1-13-14	22-1050							
37	秩父市立病院	桜木町 8-9	23-6611							
38	大滝・桜の園	大滝 166	54-2215							
39	グループホーム 楓	荒川上田野 768	54-3210							
40	杏子苑	寺尾 3900-1	25-1983							
41	ピッラ・ベッキア	寺尾 2744	22-7026							
42	武甲の森	寺尾 1449	24-5553							
43	ケアハウス 藤の郷	日野田町 2-22-30	22-7366							
44	うらら	中村町 3-6-24	27-0250							
	合計			30,784	8,191	5,035	5,412	417	3,672	766

## ■防災倉庫及び防災備蓄品一覧（その2）

No	施設名称	多目的 テント (小)	多目的 テント (大)	簡易 トイレ	救急箱	生理用品	ブルーシート	飲料水袋	紙おむつ (大人用)	紙おむつ (子ども用)
1	秩父第一小学校	8	2	20	1			500	414	560
2	花の木小学校	8	2	20	1		4	500	414	560
3	西小学校	18	2	220	1			500	414	560
4	南小学校	16	2	220	1			300	414	560
5	尾田蒔小学校	8	2	20	1		4	200	414	560
6	原谷小学校	18	2	210	1			300	414	560
7	久那小学校	8	2	10				500	414	560
8	高篠小学校	18	2	210	1			500	414	560
9	大田小学校	14	2	220	1			400	414	560
10	影森小学校	8	2	30	1		0	300	414	140
11	秩父第一中学校	6	2	210	1		2	3,250	496	560
12	秩父第二中学校	8	2	20			4	0	414	560
13	尾田蒔中学校	2		10	1		4	200	414	560
14	高篠中学校	2			1		4	200	414	560
15	影森中学校	2		10	1		4	200	414	560
16	浦山ダムうららびあ	6	2							
17	原谷体育館	6	2							
18	本庁防災倉庫	1			4		8	200		
19	金室防災倉庫	121		87	1		34			
20	大畑防災倉庫			210		2,200			1,080	204
21	吉田支所内 防災倉庫	2					16			
22	大滝支所内 防災倉庫	2					30			
23	荒川支所内 防災倉庫	6					33			
24	吉田支所敷地内 防災倉庫	12	4							
25	大滝中敷地内 防災倉庫	6	2							
26	花見の里敷地内 防災倉庫	18	6							
27	秩父特別 支援学校			10						
28	さやか学園									
29	荒川園									
30	白砂恵慈園			5						
31	ほのぼのマイタウン									
32	三峰区コミュニティセン ター									
33	中津川集会所									
34	大血川健康元気プラザ									
35	太田部分校									
36	福祉女性会館									
37	秩父市立病院									
38	大滝・桜の園									
39	グループホーム 楓									
40	杏子苑									
41	ピッラ・ベッキア									
42	武甲の森									
43	ケアハウス 藤の郷									
44	うらら									
	合計	324	40	1,742	18	2,200	147	8,050	7,372	8,184

## ■防災倉庫及び防災備蓄品一覧（その3）

No	施設名称	発電機	ハロゲン 投光器	車いす	アルミブラン ケット	間仕切りセット (ダンボール)	ヘルメット	トイレット ペーパー	電池 単1	誘導灯
1	秩父第一小学校								10	
2	花の木小学校								10	
3	西小学校	1							10	
4	南小学校								10	
5	尾田蒔小学校								10	
6	原谷小学校	1							10	
7	久那小学校									
8	高篠小学校								20	
9	大田小学校	1								
10	影森小学校	1							20	
11	秩父第一中学校		ハロゲン 8						30	
12	秩父第二中学校					2				
13	尾田蒔中学校								10	
14	高篠中学校								10	
15	影森中学校								10	
16	浦山ダム うららびあ									
17	原谷体育館	1	1	2						
18	本庁防災倉庫						39		70	20
19	金室防災倉庫	3	ハロゲン 1	28		47	280	1,600		
20	大畑防災倉庫									
21	吉田支所内 防災倉庫					10				
22	大滝支所内 防災倉庫				120	10				
23	荒川支所内 防災倉庫				120	10				
24	吉田支所敷地内 防災倉庫	1	1		120					
25	大滝中敷地内 防災倉庫	1	1							
26	花見の里敷地内 防災倉庫	1	1							
27	秩父特別 支援学校			2						
28	さやか学園			2						
29	荒川園									
30	白砂恵慈園									
31	ほのぼのマイタウン									
32	三峰区コミュニテイセ ンター									
33	中津川集会所									
34	大血川健康元気プラザ									
35	太田部分校									
36	福祉女性会館									
37	秩父市立病院									
38	大滝・桜の園									
39	グループホーム 楓									
40	杏子苑									
41	ピッラ・ベッキア									
42	武甲の森									
43	ケアハウス 藤の郷									
44	うらら									
	合計	10	3	32	360	79	319	1600	230	20

## 資料4. 2 応急給水用資器材

【第2編 第1章 第3節 生活維持活動のための準備 (p2-36) 参照】

[平成28年4月1日～]

資器材	容量 (ℓ)	数量	所属
給水タンク	2,000	2基	秩父広域市町村圏組合水道局
	1,800	1基	秩父広域市町村圏組合水道局 (大滝荒川事務所)
	1,500	1基	秩父広域市町村圏組合水道局
	1,500	1基	秩父広域市町村圏組合水道局 (吉田事務所)
緊急用飲料水袋	10	10,800袋	市総務部
	6	290袋	秩父広域市町村圏組合水道局
緊急時用浄水装置	4,000/時	1台	市総務部

## 資料4. 3 給水車等保有状況

【第2編 第1章 第3節 生活維持活動のための準備 (p2-36) 参照】

[平成28年4月1日～]

区分	数量	
給水車	1台 (2,000ℓ)	秩父広域市町村圏組合水道局
給水タンク積載使用車	2台 (2t車)	秩父広域市町村圏組合水道局
給水タンク	2基 (2,000ℓ)	秩父広域市町村圏組合水道局
	1基 (1,800ℓ)	秩父広域市町村圏組合水道局 (大滝荒川事務所)
	1基 (1,500ℓ)	秩父広域市町村圏組合水道局
	1基 (1,500ℓ)	秩父広域市町村圏組合水道局 (吉田事務所)
ポリ容器	110個 (10ℓ)	秩父広域市町村圏組合水道局
	200個 (20ℓ)	秩父広域市町村圏組合水道局 (大滝荒川事務所)
飲料水袋	2,300袋 (10ℓ)	秩父広域市町村圏組合水道局
	200袋 (10ℓ)	秩父広域市町村圏組合水道局 (吉田事務所)
	250袋 (10ℓ)	秩父広域市町村圏組合水道局 (大滝荒川事務所)
	240袋 (6ℓ)	秩父広域市町村圏組合水道局
	50袋 (6ℓ)	秩父広域市町村圏組合水道局 (吉田事務所)

## 〔資料5 輸送等関係〕

## 資料5. 1 飛行場場外離着陸場一覧

【第2編 第1章 第2節 緊急対応活動のための準備 (p2-17、2-28) 参照】

【第3編 第1章 第1節 活動体制の確立 (p3-27) 参照】

[平成28年1月1日現在]

場外名称	地名番地	座標・北緯			座標・東経			管理者
		°	'	"	°	'	"	
聖地公園	大宮字東平 5635	36	0	27	139	5	54	秩父市 危機管理課
取方イベント広場	下吉田 418-2	36	2	16	139	2	37	秩父市 吉田総合支所
旧埼玉県自治研修所 (旧自治セミナーハウス 付属スポーツ施設)	荒川白久 599-1	35	57	37	138	59	23	秩父市 荒川総合支所
三峰山ヘリポート	三峰 169-9	35	56	8	138	55	10	秩父市 大滝総合支所
出会いの丘	大滝字栃本タキ川 トハ 5643-1	35	54	43	138	49	5	埼玉県秩父 県土整備事務所
影森ヘリポート	上影森 217-1	35	58	19	139	3	34	秩父市 危機管理課
吉田小学校太田部分校	吉田太田部 664-2	36	6	53	138	58	21	秩父市 吉田総合支所
大滝栃本	大滝字栃本池の平 5662	35	56	46	138	50	54	秩父市 大滝総合支所
滝沢ダム	大滝字滝ノ沢 2901	35	57	37	138	53	32	秩父市 大滝総合支所

## 〔資料6 協定〕

## 資料6. 1 秩父市と豊島区との非常災害時等における相互応援に関する協定

【第2編 第1章 第1節 活動体制の強化 (p2-4) 参照】

(趣旨)

第1条 秩父市並びに豊島区は、姉妹都市提携の精神に基づき、いずれの都市の地域において大規模な災害が発生し、被災した都市独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、被災した都市の要請により、災害を受けていない都市が協力・応援を行ない、もって、被災した都市が応急対策や復旧対策を円滑に遂行出来るようにするため、この協定を締結する。

(連絡窓口)

第2条 秩父市並びに豊島区は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

(応援の手続)

第3条 応援を要請する都市は、次の事項を明らかにし、前条に定める連絡担当部局を通じて、ファクシミリ、電話又は電信により応援を要請し、後日、速やかに公文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 次条第1号及び第2号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 次条第3号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所等の経路
- (5) 応援の期間
- (6) その他必要な事項

(応援の種類)

第4条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水、生活必需品等の救助救援物資の提供
- (2) 医療・防疫資器材、発電機、車両等の応急対策資器材の提供又は貸与
- (3) 医療職、技術職、技能職の職員の派遣
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (5) その他、特に要請のあった事項

(物資輸送等)

第5条 救援物資、資器材、人員等の輸送は、原則として、応援を要請した都市が実施するものとする。ただし、応援を要請した都市による輸送が困難な場合には、応援を行なう都市がこれを依頼することができる。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、応援を受けた都市の負担とする。

2 応援を受けた都市が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた都市から要請があった場合には応援を行なう都市が、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

(資料・情報の交換)

第7条 秩父市並びに豊島区は、この協定による応援が円滑に行えるよう、毎年、一定の時期に、

地域防災計画をはじめ災害に関する情報・資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項は、第2条に定める連絡担当部局が協議して決定するものとする。

平成7年6月7日

埼玉県秩父市

秩父市長 内 田 全 一

東京都豊島区

豊島区長 加 藤 一 俊

## 資料6. 2 秩父市と江東区との災害時等における相互応援に関する協定

【第2編 第1章 第1節 活動体制の強化 (p2-4) 参照】

(趣旨)

第1条 秩父市と江東区は、相互協力の友愛的精神に基づき、いずれかの自治体の地域において大規模な災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、被災した自治体の要請により、災害を受けていない自治体が協力・応援を行い、もって、被災した自治体が応急対策や復旧対策を円滑に遂行できるようにするため、この協定を締結する。

(連絡の窓口)

第2条 秩父市と江東区は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに連絡を取り合うものとする。

(応援の手順)

第3条 応援を要請する自治体は、次の事項を明らかにし、前条に定める連絡担当部局を通じて、電話、ファクシミリまたは電子メール等により応援を要請し、後日、速やかに公文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 次条第1号及び第2号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 次条第3号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) その他必要な事項

(応援の種類)

第4条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水、生活必需品等の救助救援用物資の提供
- (2) 医療・防疫資機材、発電機、車両等の応急対策用資機材の提供又は貸与
- (3) 医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (5) その他、特に要請のあった事項

(経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、応援を受けた自治体の負担とする。

2 応援を受けた自治体が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた自治体から要請があった場合には応援を行う自治体が、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

(資料・情報の交換)

第6条 秩父市と江東区は、この協定による応援が円滑に行えるよう、毎年、地域防災計画をはじめ災害に関する情報・資料を交換するものとする。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項は、第2条に定める連絡担当部局が協議して決定するものとする。

平成 18 年 1 月 31 日

埼玉県秩父市長 栗原 稔  
東京都江東区長 室橋 昭

## 資料6. 3 荒川区と秩父市の非常災害時等における相互応援に関する協定

【第2編 第1章 第1節 活動体制の強化 (p2-4) 参照】

荒川区と秩父市は、相互協力の友愛的精神に基づき、災害時において円滑な相互応援を図るため、つぎのとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、荒川区と秩父市のいずれかの自治体の地域において大規模な災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、災害を受けていない自治体が行う被災自治体の円滑な応急対策及び復旧対策の遂行のための協力・応援に関し、必要な事項を定めるものとする。

(連絡の窓口)

第2条 荒川区と秩父市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

(応援の要請)

第3条 被災した自治体は、応援を必要とする場合は、災害を受けていない自治体に応援を要請するものとする。

(応援の手続)

第4条 応援を要請する自治体は、次の事項を明らかにし、第2条に定める連絡担当部局を通じて、ファクシミリ、電話又は電子メール等により応援を要請し、後日、速やかに公文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 次条第1号及び第2号に掲げるものの品名及び数量等
- (3) 次条第3号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) その他必要な事項

(応援の種類)

第5条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品等の救助救援用物資の提供
- (2) 医療・防疫資器材、発電機及び車両等の応急対策用資器材の提供又は貸与
- (3) 職員の派遣
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供と被災者の受け入れ
- (5) その他、特に要請のあった事項

(経費の負担)

第6条 応援に要した費用は、原則として応援を受けた自治体の負担とする。

- 2 応援を受けた自治体が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた自治体から要請があった場合には、応援を行う自治体が、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。
- 3 前2項の定めにより難しいときは、荒川区と秩父市が協議して定めるものとする。

(資料・情報の交換)

第7条 荒川区と秩父市は、この協定による応援が円滑に行われるよう、毎年、一定の時期に、地域防災計画を始め災害に関する情報・資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項は、第2条に定める連絡担当部局が協議して決定するものとする。

平成21年8月10日

東京都荒川区荒川二丁目2番3号                      荒川区長      西川 太一郎

埼玉県秩父市熊木町8-15                              秩父市長      久喜 邦康

## 資料6. 4 埼玉県下消防応援協定

【第2編 第1章 第2節 第2 消防活動体制の整備 (p2-12) 参照】

## 第1章 総則

## (目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、埼玉県下の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）相互の消防力を活用して、災害により被害を最小限度に防止するための消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

## (協定区域)

第2条 この協定区域は、前条の市町村等の区域とする。

## (災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法第1条に規定する災害で、応援活動を必要とするものをいう。

## (報告及び連絡)

第4条 前条に規定する災害が発生したとき、災害が発生した市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長は、県に対し、災害の状況等について報告し、この協定による応援に関し必要な指導及び連絡調整を求めるものとする。

## 第2章 相互応援

## (応援要請)

第5条 この協定に基づく応援要請は、発災市町村等の長が次のいずれかに該当する場合に、協定している他の市町村等（以下「応援市町村」という。）の長に行うものとする。

- (1) その災害が協定市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合
- (2) 発災市町村等の消防力によっては防ぎよが著しく困難と認める場合
- (3) その災害を防除するため、協定市町村等の消防機関（以下「協定機関」という。）が保有する特殊の車両等及び資器材を必要と認める場合

2 前条に規定する県にたいする報告及び前条に規定する応援要請は、電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生場所及び被害の状況
- (3) 要請する人員、車両等の種別、資器材の数量、集結場所及び活動内容
- (4) その他必要な事項

## (応援隊等の派遣)

第6条 応援市町村等の長が前条の規定により応援要請を受けたときは、特別な理由がない場合のほか応援するものとする。

2 前条の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

## (消防用資器材等の調達手配)

第7条 応援市町村等の長は、発災市町村等の長から消防用資器材等の調達及び輸送について依頼を受けた場合は、速やかに手配するとともに、その結果を発災市町村等の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊の指揮は、発災市町村等の消防長（消防本部をおかない市町村にあつては、市町村長）が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は直接隊員に行うことができる。

(通報)

第9条 応援隊の長は、応援活動の結果を速やかに、発災市町村等の長に報告するものとする。

(災害概要の通報)

第10条 発災市町村等の長は、速やかに災害の概要を応援市町村等の長に通報するものとする。

### 第3章 連絡会議

(連絡会議)

第11条 協定事項の円滑な推進を図るため、必要のつど、協定機関間において連絡会議を開くものとする。

(協議連絡事項)

第12条 連絡会議は次の各号について行うものとする。

- (1) 消防相互応援に関すること。
- (2) 協定機関の消防現勢、消防事象、特殊災害等の資料の交換に関すること。
- (3) 協定市町村等間の消防演習に関すること。
- (4) 警防技術に関すること。
- (5) 消防用資器材の開発、研究資料の交換に関すること。
- (6) その他必要な事項

### 第4章 経費負担

(経費負担)

第13条 この協定を実施するため必要な経費は、次の区分により負担するものとする。

- (1) この協定に基づく応援に要する経費のうち人件費、消費燃料等の経常的経費、公務災害補償費及び事故により生じた経費は応援側の負担とし、これ以外の経費は、発災市町村等の負担とする。
- (2) 第7条の規定に基づく経費は、発災市町村等の負担とする。ただし、応援市町村等の消防職員又は消防団員をして行う輸送及び連絡等に要する経費は、応援市町村等の負担とする。

### 第5章 雑則

(実施細部)

第14条 この協定に特別な定めがあるものを除くほか、この協定の実施について必要な事項は、協定機関の消防長（消防本部をおかない市町村又は消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合を構成する市町村で消防団事務を行っている市町村にあつては消防団長）が協議して定めるものとする。

(疑義)

第15条 この協定の実施について疑義が生じたときは、そのつど当事者間において協議し、決定するものとする。

(協定書の保管)

第16条 この協定を証するため、協定市町村等の長は、記名押印の上各1通を保管する。

附 則

この協定は、昭和60年4月1日から効力を生ずる。

## 資料6. 5 埼玉県下消防相互応援協定に基づく覚書

【第2編 第1章 第2節 第2 消防活動体制の整備 (p2-12) 参照】

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この覚書は、埼玉県下消防相互応援協定（以下「協定」という。）第14条の規定に基づき協定市町村等相互間の消防相互応援について必要な事項を定めるものとする。

## 第2章 相互応援

(緊急通報)

第2条 協定第5条に規定する災害発生時の応援要請及び協定第7条に規定する消防用資器材等の調達依頼等の緊急通信は、別に定める通報指定場所に電話等で行うものとする。

(応援隊の派遣)

第3条 協定第6条の第1項に規定する応援隊を派遣する場合は、派遣する人員、車両、資器材の数量、出発時刻及び指揮責任者等を前条に規定する通報指定場所に通報するものとする。

(誘導及び資器材の貸与)

第4条 発生市町村等の消防長又は協定第14条に規定する消防団長（以下「消防長等」という。）は、前条に規定する応援隊を効率的に運用するため、当該市町村等の消防職員又は消防団員をして現場への誘導及び担当任務等の指定を行わせるとともに、応援活動上必要な資器材を貸与するものとする。

(応援隊の報告)

第5条 協定第9条に規定する報告は、現場報告及び書類報告に区分し、それぞれ次により行うものとする。

(1) 現場報告は、現場において次の事項について行うものとする。

ア 応援隊の活動概要

イ 応援隊が使用した消火剤等の資器材の使用数量及び機械器具の損傷の有無

ウ 応援隊が発災市町村等から支給を受け食糧及び補給を受けた燃料等の数量

(2) 書類報告は、別記様式第1号により行うものとする。

(消防用資器材等の調達手配)

第6条 協定第7条に規定する消防用資器材等の調達手配は消防用資器材を製造し、又は販売する業者から調達する場合で、当該業者の主たる事業所等が応援市町村等内にある場合に行うものとする。

(資器材の使用)

第7条 応援隊が第14条第1項第1号の規定により、発生市町村等が負担する資器材等を使用する場合で発生市町村等の消防長等の了解を求めるいとまらない場合は、使用後速やかに発生市町村等の消防長等に報告するものとする。

(災害概要の通報)

第8条 協定第10条に規定する通報は、別記様式第2号により、発生市町村等の消防長等が応援市町村等の消防長等に通報するものとする。

(会議の名称及び構成員)

第9条 協定第11条に規定する連絡会議は、埼玉県下消防相互応援連絡会議（以下「連絡会議」と

いう。)とし、協定機関の消防長等をもって構成する。

(幹事市町村)

第10条 応援活動と連絡会議の円滑な推進を図るため、幹事市町村等を置く。

2 幹事市町村等は埼玉県消防長会の各ブロック毎に1とし、幹事市町村等の互選により、代表幹事市町村等を選出する。

3 幹事市町村等の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。

(応援活動の調整)

第11条 幹事市町村等は、応援活動において必要な調整を行うものとする。

(会議の種類)

第12条 会議は、連絡会議及び幹事会議とする。

2 連絡会議及び幹事会議は必要のつど開催し、代表幹事市町村等が招集するものとする。

(消防現勢の変動)

第13条 協定第12条第2号の消防現勢について変動があった場合は、連絡会議の際又は必要のつど別記様式第3号により各協定機関に通報するものとする。

(経費負担)

第14条 協定第13条第1項の規定により、発生市町村等が負担する経費は次のとおりとし、これ以外で特に多額の経費を要した場合における経費負担については、協定市町村等間において協議して定めるものとする。

(1) 消火剤、その他の資器材を使用し、又は損傷した場合の経費

(2) 応援隊の食糧費及び長時間防ぎよの場合の補給燃料費

(3) 応援隊による消防法(昭和23年法律第186号)第29条第3項の規定による損失補償費及び同法第29条第5項の規定による災害補償費

2 前項第1号による補償は、努めて当該災害に使用した資器材と同等の性能又は品質を有する物をもって行うものとする。

(他の協定との関係)

第15条 協定市町村等が、当該協定市町村等間において締結している、この協定以外の協定とこの協定が競合するため、特に必要があると認められる場合は、当該市町村等間においてあらかじめ協議しておくものとする。

(覚書の改訂)

第16条 この覚書を改訂する場合は、協定機関が協議のうえ定めるものとする。

(協定に関する事務)

第17条 協定に関する事務は、代表幹事市町村等が担当するものとする。

(覚書の保管)

第18条 この覚書を証するため、協定機関の消防長等は、記名押印のうえ、各1通を保管するものとする。

附 則

この覚書は、昭和60年4月1日から効力を生ずる。

資料 6. 6 消防相互応援協定（小鹿野町・横瀬村・皆野町・長瀬町）

【第 2 編 第 1 章 第 2 節 第 2 消防活動体制の整備（p2-12）参照】

第 1 条 この協定は、秩父市と小鹿野町、横瀬村、皆野町、長瀬町、荒川村との相互応援に関して定めるものとする。

第 2 条 秩父市は上記 5 カ町村の区域内、上記 5 カ町村は秩父市の区域内の火災防ぎよのため下記方法により応援隊を派遣するものとする。

- 1 消防機関が何等かの情報により火災の発生を認知した場合は 1 隊を派遣するものとする。
- 2 大火災又は非常事態が発生し消防力の増強を特に必要とする場合は前号にかかわらず消防長（消防署長）又は消防団長の要請、若しくは命令により出動する。

第 3 条 応援隊の指揮は、下記に掲げる方法によるものとする。

- 1 受援地の消防長（消防署長）又は消防団長が指揮する。
- 2 指揮は応援隊の長に対して行う。

第 4 条 応援に要する燃料その他賄費並びに事故を生じた場合の経費はそれぞれ追う応援側の負担とする。ただし、特別の場合はこの限りではない。

昭和 35 年 4 月 1 日

## 資料6. 7 災害対策基本法に基づく通信施設の優先利用等に関する協定

【第3編 第1章 第1節 活動体制の確立 (p3-18) 参照】

災害対策基本法第57条に規定する通信施設の優先利用等に関して秩父市長と埼玉県警察本部長は、同法施行例第22条の規定に基づく協議の結果を次のとおり協定する。なお、同法第79条の規定に基づく警察通信施設の優先利用等に関する事務の取り扱いについても本協定を準用する。

昭和38年4月8日

秩父市長 久喜文重郎  
埼玉県警察本部長 上田明

## 災害対策基本法施行令第22条に基づく協定

- 第1 秩父市長が災害対策基本法（以下「法」という。）第57条の規定に基づき警察が専用する公衆電気通信設備を優先的に利用し、又は警察の有線電機通信設備、若しくは無線設備を使用（以下「警察通信設備の使用等」という。）する場合は、本協定の定めるところによる。
- 第2 秩父市長が、法第57条の規定に基づき使用等することができる警察通信設備は、警察有線電話、警察無線電話及び警察無線通信とする。
- 第3 秩父市が、法第57条の規定に基づき警察通信設備を使用等する場合は、原則として当該市の地域を管轄する警察署長に対して次の事項を申し出て承認を受けるものとする。
- 1 使用等しようとする警察通信設備
  - 2 使用等しようとする理由
  - 3 通信内容
  - 4 発信者及び受信者
- 第4 警察署長は、当該申込の内容が法第57条の規定に適合し、警察通信で到着可能と認められるときは、その使用を承認するものとする。この場合において受け付けた通信の取扱順序の決定は、警察署長が当該通信の緊急性、通話の内容、受付順位等をしんしゃくして決定するものとする。
- 第5 秩父市長は、法第56条の規定に基づく伝達、通知又は警告を行う場合の対象者及び該当対象者に対する連絡方法等警察通信施設の使用等に関する参考事項は、あらかじめ当該市の地域を管轄する警察署長に連絡しておくものとする。
- 第6 本協議会に基づく警察通信設備の使用等に関しては原則として、警察通信設備の新設又は増設、若しくは通信機器の貸与は行わないものとする。

## 附 則

本協定は、昭和38年4月8日から施行する。

## 資料6. 8 埼玉県防災ヘリコプター応援協定

【第2編 第1章 第2節 緊急対応活動のための準備 (p2-28) 参照】

(目的)

第1条 この協定は、埼玉県下の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）が災害による被害を最小限に防止するため、埼玉県の所有する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の応援を求めることについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(協定区域)

第2条 この協定区域は、前条の市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長が、次のいずれかに該当し、防災ヘリの活動を必要と判断する場合に、埼玉県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 発災市町村等の消防力によっては防御が著しく困難な場合
- (3) その他救急搬送等防災ヘリによる活動が最も有効な場合

2 応援要請は、埼玉県防災航空センター（以下「防災航空センター」という。）に、電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の発生場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状態
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (5) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (6) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第5条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態を確認の上、応援するものとする。

2 前項の規定による要請に応ずることができない場合は、知事は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第6条 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町村等の消防長（消防本部をおかない村にあっては、当該村長。）が行うものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第7条 応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町村等の長から隊員を派遣している市町村等の長に対し、埼玉県下消防相互応援協定（以下「相互応援協定」という。）第5

条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第8条 この協定に基づく応援に要する経費は、埼玉県が負担するものとする。

2 前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する経費は、相互応援協定第13条の規定にかかわらず、埼玉県が負担するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項は、埼玉県及び市町村等が協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成3年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書52通を作成し、知事及び市町村等の長は、記名押印の上、それぞれ1通を所持する。

平成3年3月29日

## 資料6. 9 災害応急対策に関する協定書（埼玉県建設業協会秩父支部）

【第2編 第1章 第1節 活動体制の強化（p2-4）参照】

【第2編 第1章 第2節 緊急対応活動のための準備（p2-26）参照】

秩父市（以下「甲」という。）、社団法人埼玉県建設業協会秩父支部（以下「乙」という。）とは、秩父市地域防災計画に基づき、災害発生時における応急対策に関し、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、甲の管理する道路及び河川が災害により被害を受けたとき、甲乙間で定めた基本的事項により、迅速かつ的確に対応することを目的とする。

## （協力要請）

第2条 甲は、応急対策工事を行う必要があると認めたときは、乙に出動協力を要請するものとする。

2 乙は、甲から要請があったときは、速やかに出動するものとする。

## （出動体制の整備）

第3条 甲及び乙は、応急対策工事を円滑に推進するため、あらかじめ安全対策を講じるとともに、担当地域を定め、出動体制の整備を図るものとする。

## （活動内容）

第4条 第2条に基づき甲が乙に出動協力を要請する活動は、概ね次の各号に掲げるものとする。

## （1）地震による被害

ア 緊急通行確保のための市道啓開

イ 崖くずれ、地滑り発生区域に対する二次災害防止のための応急対策

ウ その他必要な応急対策

## （2）風水害による被害

ア 河川の溢水の防御

イ 崖くずれ、地滑り発生区域に対する二次災害防止のための応急対策

ウ その他必要な応急対策

## （3）雪による被害

ア 15センチメートル以上の積雪時の市道幹線の除雪

## （請負契約）

第5条 甲と乙とは前条第1号及び第2号に規定する活動については、秩父市契約規則（昭和40年秩父市規則第27号）に基づく手続きにより、速やかに工事請負契約を締結するものとする。

ただし、前条第3号に規定する活動については、毎年度秩父市建設部において契約を締結するものによる。

## （有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から一年間とする。ただし、有効期間満了の一月前までに甲乙いずれか一方から異議の申し出がないときは、この協定の有効期間を自動的に一年間延長するものとし、事後この例によるものとする。

## （協議事項）

第7条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自一通を保有するものとする。

平成9年3月1日

秩父市熊木町8番15号

甲 秩 父 市  
秩父市長 内 田 全 一

秩父市大字上影森764-8

乙 埼玉県建設業協会 秩父支部  
支 部 長 齊 藤 康 人

## 資料6. 10 災害補修に関する協定書（秩父市給排水設備指定工事店組合）

【第2編 第1章 第1節 活動体制の強化（p2-4）参照】

【第2編 第1章 第3節 生活維持活動のための準備（p2-36）参照】

## 災害時における上下水道施設復旧に関する協定書

秩父市(以下「甲」という。)と秩父市給排水設備指定工事店組合(以下「乙」という。)とは、甲の上下水道施設(以下「施設」という。)の災害復旧に関し、次のとおり協定を締結する。

第1条 甲の施設が地震等により被害を受けた場合、甲は必要に応じて復旧工事のため、乙に出動要請をするものとする。

第2条 乙は甲の要請があった場合、ただちに復旧工事に着手するものとする。

第3条 乙が甲の要請により復旧工事に着手するとき、甲と乙はすみやかに工事請負契約を締結するものとする。

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の一月前までに甲乙いずれか一方から異議の申出がないときは、この協定の有効期間を自動的に一年間延長するものとし、事後この例によるものとする。

第5条 この協定の履行に関し、疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成17年7月1日

秩父市熊木町8番15号

甲 秩父市

秩父市長 栗原 稔

秩父市寺尾2350番地1

乙 秩父市給排水設備指定工事店組合

組合長 斉藤 宗次

## 資料6. 11 火災における応急仮設住宅建設についての協定書

【第2編 第1章 第3節 生活維持活動のための準備 (p2-45) 参照】

秩父市（以下「甲」という。）と秩父市災害救助隊（以下「乙」という。）とは、火災における応急仮設住宅の建設（以下「住宅建設」という。）について、次のとおり協定を締結する。

第1条 この協定において「住宅」とは、居住のために建てられた家屋で現に人が居住している建物をいう。

第2条 甲は火災により住宅を失った被害者から住宅建設の要請があった場合、乙に出動要請をするものとする。

2 甲は、要請に当たっては、建設場所、着工期日及びその他必要と認める事項を文書をもって乙に連絡するものとする。ただし緊急の場合は電話等によることができる。この場合、甲は後日、速やかに前記文書を乙に送付するものとする。

第3条 乙は甲の要請があった場合、備蓄する応急仮設住宅用資材によりただちに住宅建設に着手するものとする。

第4条 乙が前条の住宅建設に出動した場合、甲は補助金を1件につき50,000円支払うものとする。

第5条 甲は住宅資材の切り組、備蓄のため資材倉庫をふれあいセンター内に設置し、乙に無償で貸与するものとする。

第6条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

第7条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成27年4月1日

秩父市熊木町8番15号  
甲 秩父市  
秩父市長 久喜邦康

秩父市下宮地町8番4号  
乙 秩父市災害救助隊  
隊長 黒沢剛

## 資料6. 12 火災、水害における応急仮設住宅建設についての協定書

【第2編 第1章 第3節 生活維持活動のための準備 (p2-45) 参照】

秩父市（以下「発注者」という。）と西秩父災害急援建設隊（以下「受注者」という。）とは、火災、水害等における応急仮設住宅の建設（以下「住宅建設」という。）について、次のとおり協定を締結する。

第1条 この協定において「住宅」とは、居住のために建てられた家屋で現に人が居住している建築物をいう。

第2条 発注者は火災、水害等により住宅を失った被害者から住宅建設の要請があった場合、受注者に出動要請をするものとする。

2 発注者は、要請に当たっては、建設場所、着工期日及びその他必要と認める事項を文書をもって受注者に連絡するものとする。ただし緊急の場合は電話等によることができる。この場合、発注者は後日、速やかに前記文書を受注者に送付するものとする。

第3条 受注者は発注者の要請があった場合、備蓄する応急仮設住宅用資材によりただちに住宅建設に着手するものとする。

第4条 受注者が前条の住宅建設に出動した場合、発注者は補助金を1件につき50,000円支払うものとする。

第5条 発注者は住宅資材の切り組、備蓄のため資材倉庫を秩父市下吉田6536番地6に設置し、受注者に無償で貸与するものとする。

第6条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、発注者受注者協議のうえ定めるものとする。

第7条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、発注者受注者記名押印のうえそれぞれその1通を保有する。

平成27年4月1日

秩父市熊木町8番15号

発注者 秩 父 市

秩父市長 久 喜 邦 康

秩父郡小鹿野町下小鹿野3422番地

受注者 西秩父災害急援建設隊

隊 長 小 澤 幸 男

## 〔資料7 条例等〕

## 資料7. 1 秩父市防災会議条例

【第1編 第2節 第1 地域防災組織 (p1-6) 参照】

平成17年4月1日

条例第22号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、秩父市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 秩父市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務  
(平24条例26・一部改正)

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
  - (2) 埼玉県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
  - (3) 埼玉県警察の警察官のうちから市長が任命する者
  - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (5) 教育長
  - (6) 消防団長
  - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
  - (8) 秩父広域市町村圏組合の職員のうちから市長が任命する者
  - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
  - (10) その他市長が特に必要と認める機関の職員のうちから市長が任命する者
- 6 前項の委員の定数は、50人以内とする。
- 7 第5項第7号、第9号及び第10号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(平24条例26・一部改正)

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、埼玉県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

資料 7. 2 秩父市災害対策本部条例

【第3編 第1章 第1節 第3 災害対策本部の設置・運営 (p3-6) 参照】

【第3編 第1章 第1節 第3 災害対策本部の設置・運営 (p3-149) 参照】

平成17年4月1日

条例第21号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、秩父市災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから、災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が別に定める。

## 資料 7. 3 秩父市災害対策本部に関する規程

【第3編 第1章 第1節 第3 災害対策本部の設置・運営 (p3-6) 参照】  
【第3編 第1章 第1節 第3 災害対策本部の設置・運営 (p3-149) 参照】

(平成17年4月1日)  
(訓令第20号)

(趣旨)

第1条 この訓令は、秩父市災害対策本部条例(平成17年秩父市条例第21号。以下「条例」という。)

第5条の規定に基づき、災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害対策副本部長)

第2条 災害対策副本部長は、副市長の職にあるものをもって充てる。

(災害対策本部長付)

第3条 災害対策本部長付を置き、教育長その他の関係者をもって充てる。

2 災害対策本部長付は災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長及び災害対策副本部長ともに事故があるときは、教育長がその職務を代理する。

(災害対策本部員)

第4条 災害対策本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部員会議)

第5条 災害対策本部に、災害予防及び災害応急対策の実施について協議するため本部員会議を置く。

2 本部員会議は災害対策本部長、災害対策副本部長、災害対策本部長付及び災害対策本部員をもって構成する。

3 本部員会議は、必要に応じて災害対策本部長が招集し、会議の議長は災害対策本部長が当たる。

(部及び班)

第6条 条例第3条第1項の規定に基づき災害対策本部に部を置き、班をもって組織する。

2 部に部長を置く。

3 部長は、部の事務を掌理する。

4 班に班長を置く。

5 班長は、上司の命を受けて班務を掌理し所属職員を指揮監督する。

6 部の組織及び所掌事務並びに条例第3条第2項及び第3項の規定による部に属すべき災害対策本部員、部長となるべき災害対策本部員は別表第2のとおりとする。

別表第1(第4条関係)

市長室長、総務部長、財務部長、環境部長、市民部長、福祉部長、保健医療部長、産業観光部長、地域整備部長、地域整備部参事、吉田総合支所長、大滝総合支所長、荒川総合支所長、市立病院事務局長、教育委員会事務局長、議会事務局長、会計管理者、監査事務局長、選挙管理委員会事務局長、農業委員会事務局長

別表第2(第6条関係)

部	部長	班	班長	所掌事務
市長室	市長室長	政策班	○地域政策課長 改革推進課長	1 広域市町村圏組合との連絡調整に関する事。 2 総務部統括班との連絡調整に関する事。 3 総合支所との連絡調整に関する事。 4 室内の連絡調整に関する事。 5 室内職員の動員に関する事。 6 各協力団体の連絡調整に関する事。
		秘書広報班	秘書広報課長	1 本部長、副本部長の秘書に関する事。 2 災害視察及び見舞者の応接に関する事。 3 報道機関との連絡調整に関する事。 4 災害広報活動に関する事。
総務部	総務部長	総務班	○総務課長 人事課長 工事検査課長	1 職員の動員に関する事。 2 職員の公務災害に関する事。 3 災害時の従事者に対する損害補償に関する事。 4 職員の手当てに関する事。 5 総務部統括班との連絡調整に関する事。 6 部内の連絡調整に関する事。 7 部内職員の動員に関する事。
		情報政策班	情報政策課長	1 電算関係施設の被害状況調査・復旧に関する事。 2 諸データの保全に関する事。
		統括班	危機管理課長	1 災害対策本部に関する事。 2 情報の整理に関する事。 3 被害状況の記録及び統計に関する事。 4 防災関係機関及び協力団体への連絡に関する事。 5 自衛隊の派遣要請及び連絡に関する事。 6 輸送機関との連絡調整に関する事。
財務・会計部	○財務部長 会計管理者	財政班	○財政課長 FM推進課長	1 緊急予算編成及び資金調達に関する事。 2 各協力団体の連絡調整に関する事。 3 総務部統括班との連絡調整に関する事。 4 部内の連絡調整に関する事。 5 部内職員の動員に関する事。
		管財班	管財課長	1 市所有自動車及び借上車の調達手配に関する事。 2 応急措置のための土地収用等に関する事。 3 市有財産の被害調査及び災害応急対策に関する事。
		課税班	○市民税課長 資産税課長	1 非住家の被害調査の集計及び統括班への報告に関する事。 2 災害事情による市民税等の減免に関する事。 3 物資の調達に関する事。 4 物資の配給計画に関する事。
		収納班	収納課長	1 り災者用食料の調達に関する事。 2 り災者用食料の配給に関する事。
		契約班	契約課長	1 ボランティアの受入れに関する事。
		会計班	会計課長	1 災害経費の出納に関する事。
環境部	環境部長	環境森づくり班	○環境立市推進課長 森づくり課長	1 林業関係の被害調査に関する事。 2 林業関係の復旧対策の総合調整に関する事。 3 林業関係機関との連絡調整に関する事。 4 所管施設の被害調査及び災害対応策に関する事。 5 総務部統括班との連絡調整に関する事。

部	部長	班	班長	所掌事務
				6 部内の連絡調整に関すること。 7 部内職員の動員に関すること。
		生活衛生上水道班	生活衛生課長	1 環境衛生に関すること。 2 感染症発生に対する防疫活動に関すること。 3 秩父広域市町村圏組合水道局との連絡調整に関すること。
		下水道班	○下水道課長 下水道センター所長	1 下水道施設等の被害調査及び災害対応対策に関すること。
		清流園班	清流園所長	1 所管施設の被害調査及び災害対応対策に関すること。
		聖地公園班	聖地公園管理事務所長	1 聖地公園施設の被害状況の調査に関すること。 2 広域避難地に関すること。
市民部	市民部長	市民班	市民課長	1 埋火葬及び霊柩車・斎場に関すること。 2 罹災台帳の作成及び管理に関すること。 3 罹災証明書の発行に関すること。 4 総務部統括班との連絡調整に関すること。 5 部内の連絡調整に関すること。 6 部内職員の動員に関すること。
		市民生活班	市民生活課長	1 市民団体との連絡調整に関すること。 2 災害時の市民相談に関すること。 3 交通安全に関すること。
		物資集積班	○生涯学習課長 市民スポーツ課長 歴史文化伝承館長	1 救助物資等の集積管理に関すること。 2 所管施設の被害調査及び災害対応対策に関すること。 3 地区協力班との連絡調整に関すること。
		地区協力班	○中央公民館長 地区公民館長 図書館長	1 所管施設の被害調査及び災害対応対策に関すること。 2 管内における災害対応事務への協力に関すること。
福祉部	福祉部長	福祉班	○社会福祉課長 障がい者福祉課長 高齢者介護課長 秩父地域包括支援センター所長 こども課長	1 救援金品の受け付け管理及び配分に関すること。 2 災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用に関すること。 3 応急仮設住宅に関すること。 4 被災者の援護に関すること。 5 被保護世帯及び母子家庭の災害対策に関すること。 6 老人福祉施設及び児童福祉施設の災害対策に関すること。 7 総務部統括班との連絡調整に関すること。 8 部内の連絡調整に関すること。 9 部内職員の動員に関すること。
保健医療部	保健医療部長	保健医療班	○地域医療対策課長 保険年金課長 保健センター所長	1 医薬品、医療品材等の調達整備及び輸送に関すること。 2 災害救助法適用後の医療保険との調整に関すること。 3 応急救護所の設定に関すること。 4 保健所及び関係機関への連絡調整に関すること。 5 救護活動の記録に関すること。 6 部内の連絡調整に関すること。 7 部内職員の動員に関すること。
産業観光部	産業観光部長	商工班	○商工課長 企業支援センター所長 観光課長	1 商工業関係の復旧対策の総合調整に関すること。 2 観光諸施設の保全に関すること。 3 部内の被害集計に関すること。 4 総務部統括班との連絡調整に関すること。 5 部内の連絡調整に関すること。 6 部内職員の動員に関すること。
		農政班	農政課長	1 農業関係の被害調査に関すること。 2 農業関係の復旧対策の総合調整に関すること。 3 農業関係機関との連絡調整に関すること。
地域整備部	地域整備部長	道路管理用地班	○道路管理課長 用地課長	1 部内の被害集計に関すること。 2 総務部統括班との連絡調整に関すること。

部	部長	班	班長	所掌事務
				3 部内の連絡調整に関すること。 4 部内職員の動員に関すること。 5 関係団体との連絡調整に関すること。
		道路維持班	○道路維持課長 道づくり課長	1 土木施設の被害状況の調査に関すること。 2 道路(市道・森林管理道・農道)、ダム、橋梁、河川の災害防護及び応急復旧に関すること。 3 応急復旧資材の確保・整備及び輸送に関すること。 4 水防活動に関すること。
		都市計画班	都市計画課長	1 都市計画公園及び都市計画街路の被害調査及び災害対応対策に関すること。 2 児童公園・児童遊園の被害調査及び災害対応対策に関すること。
		建築住宅班	建築住宅課長	1 被災建築物応急危険度判定に関すること。 2 所管施設の被害調査及び災害対応対策に関すること。 3 応急避難所設営に関すること。 4 市有建築物の応急修理に関すること。
吉田総合支所	吉田総合支所長	市民福祉班	○市民福祉課長	1 電算関係施設の被害状況調査・復旧に関すること。 2 諸データの保全に関すること。 3 市有財産の被害調査及び災害応急対策に関すること。 4 非住家の被害調査、集計に関すること。 5 災害事情による市民税等の減免に関すること。 6 物資の調達、配給計画に関すること。 7 被災者用食糧の調達、配給に関すること。 8 総務部統括班との連絡調整に関すること。 9 支所内の連絡調整に関すること。 10 支所内職員の動員に関すること。 11 罹災台帳の作成及び管理に関すること。 12 罹災証明書の発行に関すること。 13 災害時の市民相談に関すること。 14 市民団体との連絡調整に関すること。 15 交通安全に関すること。 16 災害救助法適用後医療保険との調整に関すること。 17 被災者の援護に関すること。 18 被保護世帯及び母子家庭の災害対策に関すること。 19 老人福祉施設及び児童福祉施設の災害対策に関すること。 20 医薬品、医療品材等の調達及び輸送に関すること。 21 応急避難所設営に関すること。 22 救護活動の記録に関すること。 23 応急仮設住宅に関すること。
		地域振興班	地域振興課長	1 商工業関係の復旧対策の総合調整に関すること。 2 観光諸施設の保全に関すること。 3 農林業関係機関との連絡調整に関すること。 4 農林業関係の被害調査に関すること。 5 農林業関係者の復旧対策の総合調整に関すること。 6 支所内の被害集計に関すること。 7 土木施設の被害状況の調査に関すること。 8 道路、ダム、橋梁、河川の災害防護及び応急復旧に関すること。 9 応急復旧資材の確保・整備及び輸送に関すること。 10 水防活動に関すること。 11 応急避難所設営に関すること。 12 市有建築物の応急修理に関すること。 13 環境衛生に関すること。 14 感染症発生に対する防疫活動に関すること。
大滝総合支所	大滝総合支所長	市民福祉班	○市民福祉課長	1 電算関係施設の被害状況調査・復旧に関すること。 2 諸データの保全に関すること。 3 市有財産の被害調査及び災害応急対策に関するこ

部	部長	班	班長	所掌事務
				と。 4 非住家の被害調査、集計に関する事 5 災害事情による市民税等の減免に関する事 6 物資の調達、配給計画に関する事 7 被災者用食糧の調達、配給に関する事 8 総務部統括班との連絡調整に関する事 9 支所内の連絡調整に関する事 10 支所内職員の動員に関する事 11 罹災台帳の作成及び管理に関する事 12 罹災証明書の発行に関する事 13 災害時の市民相談に関する事 14 市民団体との連絡調整に関する事 15 交通安全に関する事 16 災害救助法適用後医療保険との調整に関する事 17 被災者の援護に関する事 18 被保護世帯及び母子家庭の災害対策に関する事 19 老人福祉施設及び児童福祉施設の災害対策に関する事 20 医薬品、医療品材等の調達及び輸送に関する事 21 応急避難所設営に関する事 22 救護活動の記録に関する事
		地域振興班	地域振興課長	1 商工業関係の復旧対策の総合調整に関する事 2 観光諸施設の保全に関する事 3 農林業関係機関との連絡調整に関する事 4 農林業関係の被害調査に関する事 5 農林業関係者の復旧対策の総合調整に関する事 6 支所内の被害集計に関する事 7 土木施設の被害状況の調査に関する事 8 道路、ダム、橋梁、河川の災害防護及び応急復旧に関する事 9 応急復旧資材の確保・整備及び輸送に関する事 10 水防活動に関する事 11 応急避難所設営に関する事 12 市有建築物の応急修理に関する事 13 環境衛生に関する事 14 感染症発生に対する防疫活動に関する事
荒川総合支所	荒川総合支所長	市民福祉班	○市民福祉課長	1 電算関係施設の被害状況調査・復旧に関する事 2 諸データの保全に関する事 3 市有財産の被害調査及び災害応急対策に関する事 4 非住家の被害調査、集計に関する事 5 災害事情による市民税等の減免に関する事 6 物資の調達、配給計画に関する事 7 被災者用食糧の調達、配給に関する事 8 総務部統括班との連絡調整に関する事 9 支所内の連絡調整に関する事 10 支所内職員の動員に関する事 11 罹災台帳の作成及び管理に関する事 12 罹災証明書の発行に関する事 13 災害時の市民相談に関する事 14 市民団体との連絡調整に関する事 15 交通安全に関する事 16 災害救助法適用後医療保険との調整に関する事 17 被災者の援護に関する事 18 被保護世帯及び母子家庭の災害対策に関する事 19 老人福祉施設及び児童福祉施設の災害対策に関する事 20 医薬品、医療品材等の調達及び輸送に関する事 21 応急避難所設営に関する事 22 救護活動の記録に関する事

部	部長	班	班長	所掌事務
		地域振興班	地域振興課長	1 商工業関係の復旧対策の総合調整に関する事。 2 観光諸施設の保全に関する事。 3 農林業関係機関との連絡調整に関する事。 4 農林業関係の被害調査に関する事。 5 農林業関係者の復旧対策の総合調整に関する事。 6 支所内の被害集計に関する事。 7 土木施設の被害状況の調査に関する事。 8 道路、ダム、橋梁、河川の災害防護及び応急復旧に関する事。 9 応急復旧資材の確保・整備及び輸送に関する事。 10 水防活動に関する事。 11 応急避難所設営に関する事。 12 市有建築物の応急修理に関する事。 13 環境衛生に関する事。 14 感染症発生に対する防疫活動に関する事。
病院部	市立病院事務局長	医療班	○管理課長 医事課長 診療所事務局長	1 院内感染防止に関する事。 2 被災者に対する医療に関する事。 3 看護師の確保に関する事。 4 入院患者の看護に関する事。 5 院内の災害対策及び警備に関する事。 6 その他医療に関する事。 7 総務部統括班との連絡調整に関する事。 8 部内の連絡調整に関する事。 9 部内職員の動員に関する事。
教育委員会	事務局長	教育総務班	○教育総務課長 学校教育課長 保健給食課長 文化財保護課長 教育研究所長	1 教育施設の災害応急対策に関する事。 2 教育施設の被害状況調査に関する事。 3 収容施設の便宜供与に関する事。 4 文化財の保護に関する事。 5 総務部統括班との連絡調整に関する事。 6 部内の連絡調整に関する事。 7 部内職員の動員に関する事。
支援部	○議会事務局課長 監査事務局課長 選挙管理委員会事務局課長 農業委員会事務局課長	業務協力班	○議会事務局課長級 監査事務局課長級 選挙管理委員会課長級 農業委員会課長級	1 災害状況の調査業務等の協力に関する事。 2 り災者の陳情受け付け等の協力に関する事。 3 り災者の救護業務等の協力に関する事。 4 総務部統括班との連絡調整に関する事。 5 部内の連絡調整に関する事。 6 部内職員の動員に関する事。

## 備考

- 1 本部長は、災害の実情により必要があると認められるときは、本表の分掌にかかわらず部班を配置換えすることができる。
- 2 部長及び班長欄に2以上掲げてある場合は、○を正とし、他は副とする。
- 3 部長及び班長に事故あるときは、あらかじめ指名した者がその業務を行うものとする。
- 4 次長及び技監の職にある者は、部付として部長を補佐し、部の業務遂行にあたる。
- 5 災害対策本部閉鎖後の事務処理については、それぞれの所管において行うこと。

## 資料 7. 4 被害の調査及び集計要領

【第 3 編 第 1 章 第 2 節 第 3 災害情報の収集・伝達・共有 (p3-41) 参照】

- (1) 人的被害及び住家、非住宅の被害が広範囲に多数発生した場合の調査は別表 3 の基準に従い別紙の要員で調査し、各地区責任者は総務部統括班長へ報告するものとする。
- (2) 環境部長は林業関係被害及び上下水道被害の状況を災害発生後 2 時間毎に集計し、総務部長へ様式 3 及び 4 をもって報告するものとする。
- (3) 地域整備部長は公共土木被害及び公共建物被害の状況を災害発生後 2 時間毎に集計し、総務部長へ様式 3 及び 4 をもって報告するものとする。
- (4) 産業観光部長は農業関係被害の状況を災害発生後 2 時間毎に集計し、総務部長へ様式 3 及び 4 をもって報告するものとする。
- (5) 教育委員会事務局長は学校関係被害の状況を災害発生後 2 時間毎に集計し、総務部長へ様式 3 及び 4 をもって報告するものとする。

## 被害の報告

総務部長は全被害を集計し、災害対策本部長宛報告する。

報告要領は次のとおりとする。

- (1) 報告の種類
 

報告の種類は次の 3 種類とする。

  - ア 発生報告
 

災害が発生した直後に行う。(様式 2)
  - イ 経過報告
 

被害状況の変化に伴って順次行う。特に必要のある場合の他 2 時間ごと。(様式 3)
  - ウ 確定報告
 

災害のあった日から 7 日以内に行う。(様式 4)
- (2) 報告先
 

次の 2 報告とする。

  - ア 秩父市災害対策本部長宛報告
  - イ 埼玉県災害対策本部長宛、秩父支部長を通じて報告。ただし、災害対策本部が設置されない小災害の報告は次のとおりである。
 

住家、人的被害	(秩父地域振興センター)
農林関係被害	(秩父農林振興センター)
公共土木被害	(秩父県土整備事務所)
公共砂防被害	(秩父県土整備事務所)
火災被害	(埼玉県消防防災課)
- (3) 報告責任者
 

総務部統括班長

様式 資料編p111『発生速報』～p114『被害状況調』に掲載

## 資料 7. 5 秩父市災害見舞金支給規則

【第 4 編 第 1 章 第 2 節 5 災害弔慰金、見舞金の支給 (p4-8) 参照】

(平成17年4月1日)  
(規則第75号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、罹災者に対する見舞金（以下「見舞金」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(見舞金の支給)

第 2 条 この見舞金は、秩父市に住所を有する者で、火災、風水害、その他市長が認めた災害の罹災家屋居住者に対し別表に定める金額を支給する。

第 3 条 前条の見舞金を受ける家屋とは、住家のみとする。

(調査)

第 4 条 市長は、災害の発生を覚知した場合には、速やかに調査、措置しなければならない。

(その他)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

別表 (第 2 条関係)

見舞金の金額

全壊 (焼) 100,000円

半壊 (焼) 50,000円

一部破損 (焼) 30,000円

床上浸水 30,000円

災害による死亡者 50,000円

災害による重傷者 10,000円

※ 判定基準については、秩父市地域防災計画 (「5 災害弔慰金、見舞金の支給」(p4-8) 参照) による。

## 〔資料 8 その他〕

## 資料 8. 1 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表

【第 3 編 第 1 章 第 1 節 第 8 災害救助法の適用 (p3-32) 参照】

[平成 28 年 1 月 1 日現在]

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考				
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 320円以内  (加算額) 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7日以内	1. 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。  2. 避難に当たっての輸送費は別途計上				
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1. 規格 1戸当たり平均 29.7㎡(9坪)を基準とする。 2. 限度額 1戸当たり 2,620,000円以内 3. 同一敷地内等に概ね 50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる(規模、費用は別に定めるところによる。)	災害発生の日から 20日以内着工	1. 平均 1戸当たり 29.7㎡、2,620,000円以内であればよい 2. 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3. 供与期間 最高2年以内 4. 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。				
炊き出しその他の食品の供与	1. 避難所に収容された者 2. 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり 1,080円以内	災害発生の日から 7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)				
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7日以内	輸送費、人件費は別途計上				
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1. 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2. 下記金額の範囲内	災害発生の日から 10日以内	1. 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2. 現物給付に限ること				
		区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算
		全壊	夏 18,300	23,500	34,600	40,500	52,600	7,700
		全焼	冬 30,200	39,200	54,600	63,800	80,300	11,000
		流失	夏 6,000	8,000	12,000	14,600	18,500	2,600
		半壊	冬 9,700	12,600	17,900	21,200	26,800	3,500
		半焼						
		床上浸水						
医 療	医療の途を失った者(応急的処置)	1. 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2. 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3. 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から 14日以内	患者等の移送費は、別途計上				
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1. 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2. 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から 7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上				

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
被災者の救出	1. 現に生命、身体が危険な状態にある者 2. 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1. 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2. 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	1. 住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2. 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり 567,000円以内	災害発生の日から1ヵ月以内	
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1. 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2. 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,200円 中学校生徒 4,500円 高等学校等生徒 4,900円	災害発生の日から教科書 1ヵ月以内 文房具及び通学用品 15日以内	1. 備蓄物資は評価額 2. 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 208,700円以内 小人(12歳未満) 167,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1. 輸送費、人件費は別途計上 2. 災害発生後3日経過したものは一応死亡したものと推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く）をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり3,400円以内 ○一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,300円以内 ○検 査 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1. 検案は原則として救護班 2. 輸送費、人件費は、別途計上 3. 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 134,300円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

注) この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

## 資料 8. 2 国・県・市指定文化財建物一覧

【第2編 第2章 第1節 災害に強いまちづくり (p2-57) 参照】

(平成28年3月1日調べ)

番号	種別	指定名称	員数	指定年月日	所在地
1	国指定 重要文化財 (建造物)	内田家住宅	1	昭和46年6月22日	蒔田 891
2	国指定 有形民俗	秩父祭屋台六基	6	昭和37年5月23日	市内各収蔵庫
3	国登録 有形	旧埼玉県繊維工業試験場秩父支場本館	1	平成13年10月12日	熊木町 500-1
4	国登録 有形	旧埼玉県繊維工業試験場秩父支場工場棟	1	平成13年10月12日	熊木町 500-1
5	国登録 有形	旧埼玉県繊維工業試験場秩父支場倉庫	1	平成13年10月12日	熊木町 500-1
6	国登録 有形	旧秩父駅舎	1	平成13年10月12日	大宮東平 5663-1
7	国登録 有形	旧柿原商店店舗及び主屋	1	平成14年8月21日	本町 1404-4
8	国登録 有形	旧柿原商店土蔵A	1	平成14年8月21日	本町 1404-4
9	国登録 有形	旧柿原商店土蔵B	1	平成14年8月21日	本町 1404-4
10	国登録 有形	旧柿原商店土蔵C	1	平成14年8月21日	本町 1404-4
11	国登録 有形	旧柿原商店石塀	1	平成14年8月21日	本町 1404-4
12	国登録 有形	旧新井商店居宅兼店舗	1	平成16年2月17日	本町 1400
13	国登録 有形	旧新井商店商品倉庫	1	平成16年2月17日	本町 1400
14	国登録 有形	旧新井商店倉庫	1	平成16年2月17日	本町 1400
15	国登録 有形	秩父鉄道御花畑駅	1	平成16年2月17日	東町 1120-5
16	国登録 有形	藪田家住宅主屋	1	平成16年2月17日	番場町 994-1
17	国登録 有形	藪田家住宅表門	1	平成16年2月17日	番場町 994-1
18	国登録 有形	武甲酒造柳田総本店店舗	1	平成16年2月17日	宮側町 4389
19	国登録 有形	宮前家住宅主屋	1	平成16年2月17日	番場町 993
20	国登録 有形	宮前家住宅表門	1	平成16年2月17日	番場町 993
21	国登録 有形	秩父銘仙出張所 1	1	平成16年2月17日	番場町 1001
22	国登録 有形	秩父銘仙出張所 2	1	平成16年2月17日	番場町 1001
23	国登録 有形	秩父銘仙出張所 3	1	平成16年2月17日	番場町 1001
24	国登録 有形	カフェ・パリー	1	平成16年2月17日	番場町 1036-1
25	国登録 有形	安田屋	1	平成16年2月17日	番場町 1036
26	国登録 有形	小池煙草店	1	平成16年2月17日	番場町 1037-7
27	国登録 有形	旧武毛銀行本店	1	平成9年12月12日	下吉田 3871-1
28	国登録 有形	近藤歯科医院	1	平成18年3月2日	番場町 1026-6
29	国登録 有形	旧大月旅館別館	1	平成18年3月2日	番場町 1035-3
30	国登録 有形	松本教室主屋	1	平成18年3月2日	上町 1289-1
31	国登録 有形	逸見家住宅主屋	1	平成21年1月8日	荒川贄川 812
32	県指定 有形 (建造物)	秩父神社社殿 付天正20年の棟札1枚・神輿1基	1	昭和30年11月1日	番場町 1-1
33	県指定 有形 (建造物)	秩父札所1番観音堂	1	昭和33年3月20日	栃谷 418
34	県指定 有形 (建造物)	旧秩父橋 付初代秩父橋橋脚2基及び親柱2本	1	平成11年3月19日	阿保町 3795-1 地先ほか
35	県指定 有形 (建造物)	三峯神社本殿 付棟札1枚 柄1本	1	昭和36年3月1日	三峰 298
36	県指定 有形民俗	萩平歌舞伎舞台 付芝居道具	1	昭和55年3月29日	寺尾 1012

番号	種別	指定名称	員数	指定年月日	所在地
37	県指定 有形民俗	萩平精進堂 1 棟	1	昭和55年 3 月29日	寺尾 1012
38	市指定 有形（建造物）	聖神社社殿（元今宮神社本殿）	1	昭和40年 1 月25日	黒谷 2191
39	市指定 有形（建造物）	旧大宮学校校舎	1	昭和44年 1 月 8 日	解体部材保管
40	市指定 有形（建造物）	内田家住宅	1	昭和54年 1 月 8 日	黒谷 299
41	市指定 有形（建造物）	こまり門 付左右そで塀	1	平成 1 年10月23日	大野原 897
42	市指定 有形（建造物）	大林山廣見寺惣門	1	平成15年 1 月24日	下宮地町 5349 他
43	市指定 有形（建造物）	椋神社本殿	1	昭和49年12月23日	下吉田 7377
44	市指定 有形（建造物）	八幡神社旧本殿	1	昭和55年 7 月 7 日	下吉田 7377
45	市指定 有形（建造物）	平石馬頭尊堂	1	昭和55年 7 月 7 日	吉田久長 607- 2
46	市指定 有形（建造物）	米山薬師堂	1	昭和55年 7 月 7 日	上吉田 4366
47	市指定 有形（建造物）	万福寺の宝篋印塔	1	昭和55年 7 月 7 日	上吉田 2599
48	市指定 有形（建造物）	源内居	1	昭和45年11月 3 日	中津川 243
49	市指定 有形（建造物）	三峯神領民家	1	昭和58年 4 月 1 日	三峰 298
50	市指定 有形（建造物）	寺沢の寝入り観音堂	1	昭和57年12月21日	荒川日野
51	市指定 有形（建造物）	湯大権現宮	1	平成 2 年 4 月 9 日	荒川贅川 2035- 2
52	市指定 有形（建造物）	千手観音堂	1	昭和54年 4 月16日	荒川上田野
53	市指定 有形（建造物）	猪狩神社社殿	1	昭和54年 4 月16日	荒川贅川
54	市指定 有形（建造物）	大寶山圓福禅寺山門	1	平成18年 3 月28日	田村 967
55	市指定 有形民俗	恒持祭屋台・笠鉦 3 基	3	昭和40年 1 月25日	山田地内各収蔵庫
56	市指定 有形民俗	下影森 田の沢の屋台	1	昭和45年 9 月 5 日	下影森 348
57	市指定 有形民俗	諏訪神社附設舞台	1	昭和54年 4 月 6 日	上影森 255- 1
58	市指定 有形民俗	栃谷の笠鉦 3 基	3	昭和59年 6 月27日	栃谷地内各収蔵庫
59	市指定 有形民俗	川瀬祭笠鉦・屋台 8 基	8	平成20年 3 月25日	市内各収蔵庫
60	国指定 史跡	栃本関跡	1	昭和45年11月12日	大滝 1623
61	市指定 史跡	札所 1 番 誦経山四萬部寺	1	昭和40年 1 月25日	栃谷 418
62	市指定 史跡	札所 2 番 大棚山真福寺	1	昭和40年 1 月25日	山田 3095
63	市指定 史跡	札所 3 番 岩本山常泉寺	1	昭和40年 1 月25日	山田 1392
64	市指定 史跡	札所 4 番 高谷山金昌寺	1	昭和40年 1 月25日	山田 1803- 2

番号	種別	指定名称	員数	指定年月日	所在地
65	市指定 史跡	札所 11 番 南石山常楽寺	1	昭和40年 1 月 25 日	熊木町 43-28
66	市指定 史跡	札所 12 番 仏道山野坂寺	1	昭和40年 1 月 25 日	野坂町 2-12-25
67	市指定 史跡	札所 13 番 旗下山慈眼寺	1	昭和40年 1 月 25 日	東町 26-7
68	市指定 史跡	札所 14 番 長岳山今宮坊	1	昭和40年 1 月 25 日	中町 25-12
69	市指定 史跡	札所 15 番 母巢山少林寺	1	昭和40年 1 月 25 日	番場町 7-22
70	市指定 史跡	札所 16 番 無量山西光寺	1	昭和40年 1 月 25 日	中村町 4-8-21
71	市指定 史跡	札所 17 番 実正山定林寺	1	昭和40年 1 月 25 日	桜木町 21-3
72	市指定 史跡	札所 18 番 白道山神門寺	1	昭和40年 1 月 25 日	下宮地町 5-15
73	市指定 史跡	札所 19 番 飛淵山龍石寺	1	昭和40年 1 月 25 日	大畑町 15-31
74	市指定 史跡	札所 20 番 法王山岩之上堂	1	昭和40年 1 月 25 日	寺尾 2169
75	市指定 史跡	札所 21 番 要光山観音寺	1	昭和40年 1 月 25 日	寺尾 2352
76	市指定 史跡	札所 22 番 華台山童子堂	1	昭和40年 1 月 25 日	寺尾 3595
77	市指定 史跡	札所 23 番 松風山音楽寺	1	昭和40年 1 月 25 日	寺尾 3773
78	市指定 史跡	札所 24 番 光智山法泉寺	1	昭和40年 1 月 25 日	別所 1586
79	市指定 史跡	札所 25 番 岩谷山久昌寺	1	昭和40年 1 月 25 日	久那 2287
80	市指定 史跡	札所 26 番 岩井堂 (萬松山円融寺)	1	昭和40年 1 月 25 日	下影森 1450 (348-3)
81	市指定 史跡	札所 27 番 龍河山大淵寺	1	昭和40年 1 月 25 日	上影森 411
82	市指定 史跡	札所 28 番 石龍山橋立堂	1	昭和40年 1 月 25 日	上影森 675
83	市指定 史跡	札所 29 番 笹戸山長泉院	1	昭和34年 4 月 10 日	荒川上田野 557
84	市指定 史跡	札所 30 番 瑞龍山法雲寺	1	昭和34年 4 月 10 日	荒川白久 432
85	市指定 史跡	札所 33 番 延命山菊水寺	1	昭和45年 9 月 24 日	下吉田 1104
86	市指定 史跡	高野佐三郎遺跡 付佐三郎遺品一式・道場 (明信館本館)	1	昭和40年10月 1 日	中町 21-5
87	市指定 史跡	麻生加番所跡	1	昭和45年11月 3 日	大滝 1316

## 資料 8. 3 突風の種類

【第 2 編 第 2 章 第 6 節 竜巻等の突風対策 (p2-74) 参照】

発達した積乱雲からは、竜巻、ダウンバースト、ガストフロントといった、激しい突風をもたらす現象が発生します。

主な突風の種類は以下のとおりです。この他に晴れた日の日中などに地表付近で温められた空気が上昇することにより発生する「じん旋風」などがあります。

なお、竜巻発生確度ナウキャストや竜巻注意情報では、「激しい突風」をイメージしやすい言葉として「竜巻」を使っていますが、ダウンバーストやガストフロントに対する注意も含まれています。

突風の種類		特徴
竜巻		積乱雲に伴う強い上昇気流により発生する激しい渦巻きで、多くの場合、漏斗状または柱状の雲を伴います。被害域は、幅数十～数百メートルで、長さ数キロメートルの範囲に集中しますが、数十キロメートルに達したこともあります。
ダウンバースト		積乱雲から吹き降ろす下降気流が地表に衝突して水平に吹き出す激しい空気の流れです。吹き出しの広がりには数百メートルから十キロメートル程度で、被害地域は円形あるいは楕円形など面的に広がる特徴があります。
ガストフロント		積乱雲の下で形成された冷たい（重い）空気の塊が、その重みにより温かい（軽い）空気の側に流れ出すことによって発生します。水平の広がりには竜巻やダウンバーストより大きく、数十キロメートル以上に達することもあります。

資料) 気象庁HP「竜巻などの激しい突風とは」

## 《様式集》

## 様式1 緊急通行車両関係様式

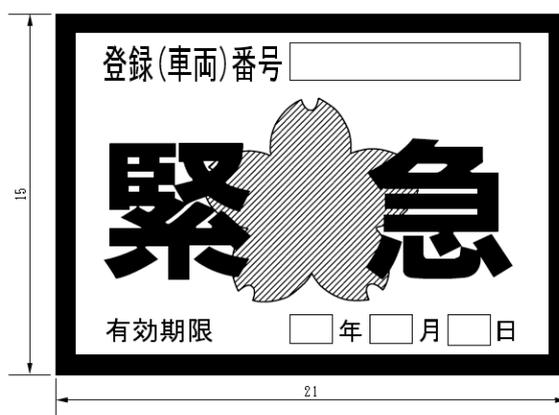
【第2編 第1章 第2節 緊急対応活動のための準備 (p2-27) 参照】

## (1) 緊急通行車両等確認申請書

## 緊急通行車両等確認申請書

年 月 日	
緊急通行車両等確認申請書	
埼玉県公安委員会 殿	
申請者 住所 氏名 印	
番号標に表示されている番号	
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)	
使用者	住所
	氏名
運行日時	
運行経路	出発地
	目的地
備考	

## 【標章】



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
  - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
  - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

## (2) 緊急通行車両等確認証明書

第 号		年 月 日	
緊急通行車両等確認証明書			
		埼玉県公安委員会	印
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使用者	住 所	( ) 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

## (3) 緊急通行車両等事前届出書

災害応急対策用		緊急通行車両等事前届出書		年 月 日	
埼玉県公安委員会 殿		申請者 機関等の所在地（住所） 機関等の名称 氏 名 電 話 ( )		印	
		【担当係 氏名】			
番号標に表示されている番号					
輸送人員（定員）又は品名					
車両の所有者	住 所				
	氏 名				
業務の内容	1 救助救護 2 応急避難 3 捜 索	4 災害予知 5 災害復旧 6 施設点検	7 人員輸送 8 避難生活 9 調査研究	10 飲食料 11 医療医薬 12 混乱防止 ( )	13 広報啓発 14 その他
出発地					
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、使用車両の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。					

## (4) 緊急通行車両等事前届出済証

災害応急対策用	第	号
緊急通行車両等事前届出済証		
左のとおり事前届出を受けたことを証する。		
	年	月 日
埼玉県公安委員会		印
<p>(注) 1 災害発生時には、この届出済証を最寄りの警察署、災害のために設置された検問所等に提出して、緊急通行車両等の確認の所要の手続きを受けてください。</p> <p>2 本届出済証を亡失し、滅却し、汚損し、破損した場合は、警察署に届出て再交付を受けてください。</p> <p>3 次に該当するときは、本届出証を返還してください。</p> <p>(1) 緊急通行車両等として要件がなくなったとき。</p> <p>(2) 緊急通行車両等が廃車になったとき。</p> <p>(3) その他、緊急通行車両等として使用する必要がなくなったとき。</p>		



## 様式3 経過速報

【第3編 第1章 第2節 初動対応期の災害応急対策活動 (p3-42) 参照】

【第3編 第2章 第3節 初動対応期の災害応急対策活動 (p3-169,171) 参照】

## 経過速報

秩父市

				発信者		受信者	
災害の種別				発生地域			
被害報告		月 日 時		分現在			
報告区分		発生		経過			
区分		被害		区分		被害	
人的被害	死者	人		田畑被害	田	流失・埋没 ha	流失 埋没
	行方不明者	人			冠水 ha		
	負傷者	重傷	人		畑	流失・埋没 ha	流失 埋没
		軽傷	人		冠水 ha		
住家被害	全壊	棟		その他被害	決壊	箇所	
		(焼)	世帯		冠水	箇所	
		(流失)	人		文教施設	箇所	
	半壊	棟			病院	箇所	
		(焼)	世帯		橋りょう	箇所	
			人		河川	箇所	
	一部破損	棟			砂防	箇所	
			世帯		清掃施設	箇所	
			人		崖くずれ	箇所	
	床上浸水	棟			鉄道不通	箇所	
			世帯		被害船舶	隻	
			人		水道	戸	
					電話	回線	
	床下浸水	棟			電気	戸	
		世帯	ガス	戸			
		人	ブロック塀等	箇所			
			り	災害世帯	世帯		
非住家被害	公共建物	全壊	棟	り	災害者数	人	
		半壊	棟	建物	棟		
	その他	全壊	棟	危険物	件		
		半壊	棟	その他	件		

災害に対してとられた措置

(1) 災害対策本部設置の状況 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分設置

(2) 市(町村)のとした主な応急措置の状況

(3) 応急要請又は職員派遣の状況

(4) 災害救助法適用の状況

(5) 避難命令・勧告の状況 市町村数 \_\_\_\_\_ 地区数 \_\_\_\_\_ 人員 \_\_\_\_\_ 人

(6) 消防機関の活動状況

ア 出動人員 消防職員 \_\_\_\_\_ 名  
消防団員 \_\_\_\_\_ 名  
計 \_\_\_\_\_ 名

イ 主な活動内容(使用した機材を含む。)

## 様式4 被害状況調

【第3編 第1章 第3節 救援期の災害応急対策活動 (p3-92) 参照】

## 被害状況調

秩父市

	発信者		受信者	
災害の種別	発生地域			
被害日時	自 月 日 至 月 日			
報告区分	確定			

区 分			被 害		区 分			被 害	
人的被害	死 者	人			田畑被害	田	流失・埋没 ha	流失	埋没
	行方不明者	人					冠 水 ha		
	負傷者	重 傷	人			畑	流失・埋没 ha	流失	埋没
		軽 傷	人				冠 水 ha		
住家被害	全 壊 (焼) (流失)	棟		その他被害	道路	決 壊	箇所		
		世帯			被害	冠 水	箇所		
		人			文教施設	箇所			
	半 壊 (焼)	棟			病院	箇所			
		世帯			橋りょう	箇所			
		人			河 川	箇所			
	一 部 破 損	棟			砂 防	箇所			
		世帯			清掃施設	箇所			
		人			崖くずれ	箇所			
	床 上 浸 水	棟			鉄道不通	箇所			
		世帯			被害船舶	隻			
		人			水 道	戸			
	床 下 浸 水	棟			電 話	回線			
		世帯			電 気	戸			
人			ガ ス	戸					
非住家被害	公共 建物	全壊	棟		ブロック塀等	箇所			
		半壊	棟		り 災 世 帯	世帯			
	その他	全壊	棟		り 災 者 数	人			
		半壊	棟		火災発生	建 物	棟		
					危 険 物	件			
				そ の 他	件				

区 分		被 害		市 災 害 対 策 本 部	名称	秩父市災害対策本部		
公立文教施設	千円				設置	月	日	時
農林水産業施設	千円				解散	月	日	時
公共土木施設	千円							
その他の公共施設	千円							
小 計	千円							
公共施設被害市町村		団体		災 害 置 対 策 市 策 町 本 村 部 名	計 団体			
そ の 他	農 産 被 害	千円						
	林 産 被 害	千円						
	畜 産 被 害	千円						
	水 産 被 害	千円						
	商 工 被 害	千円						
				災 害 用 救 市 助 町 法 村 名	計 団体			
	そ の 他	千円		消防職員出動延人数	人			
被 害 総 額		千円		消防団員出動延人数	人			
備 考	1 災害発生場所							
	2 災害発生年月日							
	3 災害の種類概況							
	4 消防機関の活動状況							
	5 その他（避難の勧告・指示の状況）							

## 様式5 罹災証明書

【第4編 第1章 第2節 被災者の生活再建等の支援 (p4-6) 参照】

第 号

り 災 証 明 書

世帯主氏名		年齢	S . . . 生 職業( )	
住所				
り災の原因				
り災年月日	平成 年 月 日			
り災場所				
り災状況(該当するものに○をつけること)	死亡・行方不明・重傷・軽傷 住家・自家・借家・全壊(焼)・半壊(焼)・流出・床上浸水 床下浸水・一部損壊・その他物的被害			
世帯構成	氏 名	続柄	年齢	備 考 ( 人的被害者はその種類等記入のこと )
証 明 書	上記のとおり、り災したことを証明する。 平成 年 月 日 秩父市長 久喜 邦康 印			